

# 令和5年度松戸市防災会議

期間 令和5年5月19日（金）から  
同年6月5日（月）まで  
方法 書面会議

## 次 第

### 1 議 事

- (1) 議案第1号 松戸市地域防災計画の修正について（資料1）  
新旧対照表（資料1-2）、資料1-2<追加>  
修正後本文（資料1-3）、資料1-3<追加>
- (2) 議案第2号 令和5年度松戸市総合防災訓練について（資料2）
- (3) 議案第3号 松戸市防災会議委員の委嘱について（資料3）

### 2 報告事項

- (1) 令和4年度災害対応について（資料4）
- (2) 災害時応援協定の新規締結について（資料5）
- (3) 特殊災害対応訓練について（資料6）
- (4) 医療部会からの報告について（資料7）

議案第 1 号

## 松戸市地域防災計画の修正について

### 【概要】

松戸市の組織改編、松戸市民会館の収容避難所指定、「千葉県災害救助法施行細則」及び「千葉県地域防災計画」の修正、要配慮者利用施設・新規協定締結の追加及び文言の軽微な修正を行います。

#### 1 松戸市の組織改編によるもの

松戸市行政組織条例の一部を改正する条例が施行され、「都市再生部」が新設されるとともに、「健康福祉部」が「健康医療部」に名称変更したほか、一部所属の所掌事務にも変更が生じたため修正するもの。

#### 2 松戸市民会館の収容避難所指定によるもの

松戸市民会館を新たに収容避難所として指定したため、関連する文言や表を修正するもの。今回の指定により松戸市民会館は、市民等の収容避難所と帰宅困難者の一時滞在施設の両方に指定されました。

#### 3 「松戸市業務継続計画（BCP）＜自然災害編＞の策定によるもの

大規模自然災害が発生した際の「非常時優先業務」と「非常時であっても継続すべき通常業務」等について整理した計画を作成したため、該当箇所を修正するもの。

#### 4 「千葉県災害救助法施行細則」の改定によるもの

「千葉県災害救助法施行細則」の改定に伴い、「災害救助法」が適応された際の救助費用の限度額等に変更があったため、松戸市としても修正するもの。

#### 5 「千葉県地域防災計画」の修正によるもの

「千葉県地域防災計画」の修正に伴い、「松戸市地域防災計画」でも該当箇所を修正するもの。

#### 6 新規締結協定・要配慮者利用施設の追加

新規で締結した災害時応援協定と、新規で開業した要配慮者利用施設等について、追記しております。

#### 7 その他

その他、各担当課から追記・修正してほしいと要望があったものと、軽微な文言修正・文言統一をしております。

## 令和5年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

＜ 震 災 編 ＞			
ページ数	旧	新	修 正 理 由
震－1	<p>2 震災対策の基本方針</p> <p>本市の防災環境に的確に対応し、市民生活の安全を守り、乳幼児、傷病者、障害者、高齢者、外国人等の要配慮者、性的マイノリティの視点に立った対策を講じ、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の確立を図り、……</p>	<p>2 震災対策の基本方針</p> <p>本市の防災環境に的確に対応し、市民生活の安全を守り、乳幼児、傷病者、障害者、高齢者、<u>妊産婦</u>、外国人等の要配慮者、性的マイノリティの視点に立った対策を講じ、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の確立を図り、……</p>	要配慮者に「妊産婦」を追加。
震－7 震－8	<p>(1)東日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ <u>(株)</u></p> <p>ア 電気通信施設の整備に関すること イ 災害時における通信サービスの提供に関すること ウ 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること</p> <p><u>(9) KDDI 株式会社</u></p> <p><u>ア 電気通信施設の整備に関すること</u> <u>イ 災害時における通信サービスの提供に関すること</u> <u>ウ 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること</u></p> <p><u>(11) ソフトバンク株式会社</u></p> <p><u>ア 電気通信施設の整備に関すること</u> <u>イ 災害時における通信サービスの提供に関すること</u> <u>ウ 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること</u></p>	<p>(1)東日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ <u>株式会社、KDDI 株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社</u></p> <p>ア 電気通信施設の整備に関すること イ 災害時における通信サービスの提供に関すること ウ 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること</p> <p><u>(9) 上記に追記のため削除</u></p> <p><u>(11) 上記に追記のため削除</u></p> <p><u>※以下、配番を入れ替え。</u></p>	「楽天モバイル株式会社」を追記するとともに、記載方法を同じ業務を行う企業でまとめて記載。
震－9	<p>6 指定地方公共機関</p> <p>(1) 京葉瓦斯株式会社、<u>一般社団法人千葉県エルピーガス協会</u> (松戸支部)</p>	<p>6 指定地方公共機関</p> <p>(1) 京葉瓦斯株式会社、<u>公益社団法人千葉県LPガス協会</u> (松戸支部)</p>	「一般社団法人」から「公益社団法人」に名称変更となったため。
震－10	<p>(4)公益社団法人千葉県<u>接骨師会</u> (松戸支部)</p> <p>ア <u>医療活動</u>に関すること イ <u>接骨師会</u>と医療機関との連絡調整に関すること</p>	<p>(4)公益社団法人千葉県<u>柔道整復師会</u> (松戸支部)</p> <p>ア <u>応急救護活動</u>に関すること イ <u>柔道整復師会</u>と医療機関との連絡調整に関すること</p>	名称変更のため (2015年4月～) 柔道整復師は医療行為を行えないため。

## 令和5年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

ページ数	旧	新	修正理由
震-25	<p>【計画の体系・担当】</p> <p>5 防災広報の充実</p> <p>本部事務局、<u>総合政策部</u>、消防局、消防団</p>	<p>【計画の体系・担当】</p> <p>5 防災広報の充実</p> <p>本部事務局、<u>広報部</u>、消防局、消防団</p>	本計画内の本部組織の名称に修正。
震-26	<p><u>(7)災害対応マニュアル及び業務継続態勢</u></p> <p><u>災害発生時、全庁的に対応できる体制を推進するため、松戸市災害対応マニュアルの随時見直しを実施する。マニュアルにおいて重要業務継続のための対策について検討し、市役所業務の継続計画作成に資する。</u></p>	<p><u>(7)災害時業務継続態勢</u></p> <p><u>災害発生時に迅速な応急対策業務を実施するため、日頃から「松戸市業務継続計画（BCP）＜自然災害編＞（令和5年2月策定）」にて、自らの役割・行動を確認するとともに、市各部にて定期的に訓練・教育を実施する。</u></p>	「松戸市業務継続計画（BCP）＜自然災害編＞」の策定に伴い、文言修正。
震-29	<p>5 防災広報の充実</p> <p>……</p> <p>このため、市及び関係機関は、防災知識の普及と啓発に努める。特に、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者への広報に配慮し、わかりやすい広報資料の作成に努める。</p>	<p>5 防災広報の充実</p> <p>……</p> <p>このため、市及び関係機関は、防災知識の普及と啓発に努める。特に、高齢者、障害者、<u>妊産婦</u>、外国人等の要配慮者への広報に配慮し、わかりやすい広報資料の作成に努める。</p>	要配慮者に「妊産婦」を追加。
震-30	<p>・ハザードマップ（ゆれやすさ、液状化危険度）</p>	<p>・ハザードマップ【<u>水害（洪水・内水・高潮・津波）、土砂</u>、ゆれやすさ、液状化危険度】</p>	作成済みのハザードマップを追加。
震-31	<p>イ 土砂災害警戒区域の指定等</p> <p>………</p> <p>訓練の実施を推進する。<u>。。</u>また、「土砂災害特別警戒区域」………</p>	<p>イ 土砂災害警戒区域の指定等</p> <p>………</p> <p>訓練の実施を推進する。また、「土砂災害特別警戒区域」………</p>	「。」が重複していたため、削除。
震-39	<p>【計画の体系・担当】</p> <p>3 応急医療体制の整備</p> <p><u>健康福祉部</u>、病院事業、（一社）松戸市医師会、（公社）松戸歯科医師会、（一社）松戸市薬剤師会、<u>千葉県接骨師会</u>、消防局</p> <p>6 ボランティア活動環境の整備</p> <p><u>健康福祉部</u>、<u>（社）</u>松戸市社会福祉協議会</p>	<p>【計画の体系・担当】</p> <p>3 応急医療体制の整備</p> <p><u>保健医療部</u>、病院事業、（一社）松戸市医師会、（公社）松戸歯科医師会、（一社）松戸市薬剤師会、<u>（公社）県柔道整復師会</u>、消防局</p> <p>6 ボランティア活動環境の整備</p> <p><u>福祉1部</u>、<u>（福）</u>松戸市社会福祉協議会</p>	<p>本計画内の本部組織の名称に修正。名称変更のため（2015年4月～）</p> <p>市の組織改編による修正と、名称が間違っていたための修正。</p>

ページ数	旧	新	修正理由
震-39	<p>1 防災施設等の整備                      (2) 防災倉庫等の整備                      ア 防災倉庫の整備                      避難所となる全市立小・中学校への分散備蓄倉庫の整備を推進する                      (一部余裕教室活用)。</p>	<p>1 防災施設等の整備                      (2) 防災倉庫等の整備                      ア 防災倉庫の整備                      避難所となる全市立小・中学校への分散備蓄倉庫の整備が令和3年度に完了した(一部余裕教室活用)。今後については、引き続き防災備蓄の管理に努める。</p>	<p>分散備蓄倉庫の整備が完了したため。</p>
震-42	<p>6 ボランティア活動環境の整備                      (1) 受け入れ体制の整備                      災害時のボランティアの受け入れや活動の調整及び運営が円滑に行われるよう(社)松戸市社会福祉協議会等の関係団体と協議して必要な環境整備を行う。</p>	<p>6 ボランティア活動環境の整備                      (1) 受け入れ体制の整備                      災害時のボランティアの受け入れや活動の調整及び運営が円滑に行われるよう(福)松戸市社会福祉協議会等の関係団体と協議して必要な環境整備を行う。</p>	<p>名称が間違えていたため修正。</p>
震-42 震-43	<p>7 業務継続体制の充実                      災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、下記の重要事項を明確にした業務継続計画を策定し、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。…………</p>	<p>7 業務継続体制の充実                      災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、下記の重要事項を明確にした「松戸市業務継続計画(BCP)＜自然災害編＞」(令和5年2月策定)を策定した。本計画を基に災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。…………</p>	<p>「松戸市業務継続計画(BCP)＜自然災害編＞」の策定に伴い、文言修正。</p>
震-44	<p>【計画の体系・担当】                      1 避難場所等の指定・整備                      本部事務局、健康福祉部、福祉長寿部、子ども部、市民部、生涯学習部、学校教育部</p>	<p>【計画の体系・担当】                      1 避難場所等の指定・整備                      本部事務局、保健医療部、福祉1部、福祉2部、市民部、教育1部、教育2部</p>	<p>本計画内の本部組織の名称に修正。</p>

## 令和5年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

ページ数	旧	新	修正理由
震-44	<p>1 避難場所等の指定・整備</p> <p>(1) 避難場所等の指定</p> <p>災害から住民の身の安全を確保するための避難場所及び収容を必要とする避難者のための避難所を指定する。</p> <p>市指定の避難場所等は、次の3種類とする。<u>指定に当たっては施設管理者の同意を得るとともに、県への通知及び公示並びに市民への周知を図る。</u></p> <p>なお、災害の想定等により、市外への避難が必要となる地区については、近隣市町村の協力を得る。</p> <p>ア 避難場所</p> <p>災害の危険が切迫した緊急時において、安全が確保される場所である。<u>災害対策基本法の指定緊急避難場所の基準に適合する施設で、地震や火災については公園や公共空地等を、洪水や土砂災害については学校、市民センター等を指定する。</u></p> <p>イ 避難所</p> <p>住家の全半壊、焼失、浸水により住居を失った者又は居住が困難な被災者のうち、避難を必要とする者を一時収容し、保護するための屋内施設である。<u>災害対策基本法の指定避難所の基準に適合する施設で、学校、市民センター等を指定する。</u></p> <p>ウ 福祉避難所</p> <p>避難所生活が長期化し、避難所での生活が困難になった高齢者、障害者等の要配慮者（第7節1(1)ア 参照）に対応するため、特別な配慮がなされた避難所である。<u>地域福祉避難所として老人福祉センター等を、二次福祉避難所として協定等を締結した団体を、確保し指定する</u></p> <p style="text-align: center;">【資料編 指定緊急避難場所・指定避難所一覧】</p>	<p>1 避難場所等の指定・整備</p> <p>(1) 避難場所等の指定</p> <p>災害から住民の身の安全を確保するための避難場所及び収容を必要とする避難者のための避難所を指定する。</p> <p>市指定の避難場所等は、次の3種類とする。</p> <p>なお、災害の想定等により、市外への避難が必要となる地区については、近隣市町村の協力を得る。</p> <p>ア 避難場所</p> <p>災害の危険が切迫した緊急時において、安全が確保される場所である。</p> <p>イ 避難所</p> <p>住家の全半壊、焼失、浸水により住居を失った者又は居住が困難な被災者のうち、避難を必要とする者を一時収容し、保護するための屋内施設である。</p> <p>ウ 福祉避難所</p> <p>避難所生活が長期化し、避難所での生活が困難になった高齢者、障害者等の要配慮者（第7節1(1)ア 参照）に対応するため、特別な配慮がなされた避難所である。</p> <p style="text-align: center;">【資料編 指定緊急避難場所・指定避難所一覧】</p>	<p>本計画内で記載しなくて良い、細かい実務内容等が記載されているため、削除する。</p> <p>また、「避難所開設・運営マニュアル」や「福祉避難所開設・運営マニュアル」へ記載する内容が記載されているため削除する。</p>

## 令和5年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

ページ数	旧	新	修正理由
震-45	<p>ウ 備蓄倉庫の整備を図るとともに、食料（アレルギー対応食品等を含む。）、飲料水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ等の物資等の備蓄を進める。また、灯油、<u>エルピー</u>ガスなどの非常用燃料の確保等に努める。</p> <p>エ 被災者のプライバシー及び安全の確保（間仕切り、照明、見回り等）、<u>男女</u>のニーズの違いへの配慮、ペット対策等について対応するための設備の整備に努める。</p> <p>カ 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。<u>。。。</u></p>	<p>ウ 備蓄倉庫の整備を図るとともに、食料（アレルギー対応食品等を含む。）、飲料水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ等の物資等の備蓄を進める。また、灯油、<u>LP</u>ガスなどの非常用燃料の確保等に努める。</p> <p>エ 被災者のプライバシー及び安全の確保（間仕切り、照明、見回り等）、<u>男・女・性的マイノリティ等</u>のニーズの違いへの配慮、ペット対策等について対応するための設備の整備に努める。</p> <p>カ 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。</p>	<p>標記を見直したため。</p> <p>「性的マイノリティ等」を追加。</p> <p>「。」が重複していたため、削除。</p>
震-45	<p>3 避難体制の周知</p> <p>(1) 広報活動</p> <p>松戸市<u>防災</u>マップ、広報まつど、ケーブルテレビ等、各種の広報手段を活用し、住民、学校、事業所等に対し避難場所、帰宅困難者向け一時滞在施設及び避難時の留意事項（指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと、できるだけ飲料水・食料を持参することなど）等について周知する。</p>	<p>3 避難体制の周知</p> <p>(1) 広報活動</p> <p>松戸市<u>水害ハザード</u>マップ、広報まつど、ケーブルテレビ等、各種の広報手段を活用し、住民、学校、事業所等に対し避難場所、帰宅困難者向け一時滞在施設及び避難時の留意事項（指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと、できるだけ飲料水・食料を持参することなど）等について周知する。</p>	<p>「松戸市水害ハザードマップ」にて主に広報活動を行っているため。</p>
震-47	<p>1 災害通信網の整備</p> <p>(2) 防災行政無線等通信機器の整備・維持管理</p> <p>防災行政無線固定系（同報系）については、平成26年度までにデジタル化を含めた再整備を行った。防災行政無線移動系については、平成23年<u>6月</u>より、MCAデジタル無線を導入し、<u>整備</u>を行っている。消防救急無線のデジタル化も終了している。</p>	<p>1 災害通信網の整備</p> <p>(2) 防災行政無線等通信機器の整備・維持管理</p> <p>防災行政無線固定系（同報系）については、平成26年度までにデジタル化を含めた再整備を行った。防災行政無線移動系については、平成23年<u>度</u>より、MCAデジタル無線を導入して<u>おり、令和4年度に再整備</u>を行っている。消防救急無線のデジタル化も終了している。</p>	<p>MCAデジタル無線の再整備を行い、機器の入れ替えを行ったため追記します。</p>

## 令和5年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

ページ数	旧	新	修正理由
震-49	<p>【計画の体系・担当】</p> <p>1 避難行動要支援者に対する対応 <u>健康福祉部、福祉長寿部、子ども部、(社)松戸市社会福祉協議会</u></p> <p>2 福祉施設における防災対策 <u>健康福祉部、福祉長寿部、子ども部</u></p> <p>3 乳幼児や妊産婦に対する対策 <u>健康福祉部、子ども部</u></p> <p>5 地域の実情に合わせた配慮 <u>健康福祉部、福祉長寿部、(社)松戸市社会福祉協議会、子ども部</u></p>	<p>【計画の体系・担当】</p> <p>1 避難行動要支援者に対する対応 <u>保健医療部、福祉1部、福祉2部、(福)松戸市社会福祉協議会</u></p> <p>2 福祉施設における防災対策 <u>保健医療部、福祉1部、福祉2部</u></p> <p>3 乳幼児や妊産婦に対する対策 <u>保健医療部、福祉2部</u></p> <p>5 地域の実情に合わせた配慮 <u>保健医療部、福祉1部、福祉2部、(福)松戸市社会福祉協議会</u></p>	本計画内の本部組織の名称に修正。
震-49	<p>(1) 配慮者・避難行動要支援者の定義</p> <p>ア 要配慮者の定義</p> <p>高齢者・障害者・乳幼児・その他特に配慮を要するものを「要配慮者」と定義する。</p>	<p>(1) 配慮者・避難行動要支援者の定義</p> <p>ア 要配慮者の定義</p> <p>高齢者・障害者・乳幼児・<u>妊産婦</u>・その他特に配慮を要するものを「要配慮者」と定義する。</p>	「妊産婦」を追記。
震-50	<p>イ 避難行動要支援者名簿の作成</p> <p>……………</p> <p><u>①氏名</u> ②住所 ③性別 ④生年月日 ⑤電話番号その他連絡先 ⑥避難行動要支援者区分 ⑦その他市長が必要と認める事項</p>	<p>イ 避難行動要支援者名簿の作成</p> <p>……………</p> <p><u>①氏名</u> ②住所 ③性別 ④生年月日 ⑤電話番号その他連絡先 ⑥避難行動要支援者区分 ⑦その他市長が必要と認める事項</p>	文言修正。
震-51	<p>(6) 避難施設等の整備</p> <p>&lt; 前 略 &gt; <u>(社)</u>松戸市社会福祉協議会等との連携……………</p>	<p>(6) 避難施設等の整備</p> <p>&lt; 前 略 &gt; <u>(福)</u>松戸市社会福祉協議会等との連携……………</p>	名称が間違えていたため修正。
震-52	<p>3 乳幼児や妊産婦に対する対策</p> <p>平常時でも脆弱性の高い乳幼児や妊産婦を要配慮者と位置づけ、避難所マニュアル等での配慮の明確化、備蓄物品の充実、乳幼児や妊産婦を含めた防災訓練・防災教育の実施などを行う</p>	<p>3 乳幼児や妊産婦に対する対策</p> <p>平常時でも脆弱性の高い乳幼児や妊産婦を要配慮者と位置づけ、避難所<u>運営</u>マニュアル等での配慮の明確化、備蓄物品の充実、乳幼児や妊産婦を含めた防災訓練・防災教育の実施などを行う</p>	正式名称への修正。
震-61	<p><u>健康福祉部長</u></p> <p>&lt; 追 記 &gt;</p>	<p><u>健康医療部長</u></p> <p><u>都市再生部長</u></p>	名称変更のため。 新規で追記。



## 令和5年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

ページ数	旧	新	修正理由
震-63	<p>(2) 警戒本部 ウ 業務の運営 (イ) 各対策業務 警戒本部の組織及び運営は、災害対策本部に準ずるものとする。 各対策業務は、<u>災害対応マニュアル</u>を基準とする。</p>	<p>(2) 警戒本部 ウ 業務の運営 (イ) 各対策業務 警戒本部の組織及び運営は、災害対策本部に準ずるものとする。 各対策業務は、<u>松戸市業務継続計画（BCP）＜自然災害編＞</u>を基準とする。</p>	「松戸市業務継続計画（BCP）＜自然災害編＞」の策定に伴い、文言修正。
震-64	<p>エ 組織及び事務分掌 (ア) 災害対策本部の組織及び運営は、松戸市災害対策本部条例の定めるところによる。運営の詳細は、<u>「災害対応マニュアル」</u>による。  オ 本部長（市長）との連絡、視察者等の対応 (ア) 本部長との連絡要領は、<u>災害対応マニュアル</u>に基づき実施する。 (イ) 本部長が行う被災地への視察や、国等からの視察者への対応には、本部事務局と調整を図りながら<u>総合政策部</u>が実施する。</p>	<p>エ 組織及び事務分掌 (ア) 災害対策本部の組織及び運営は、松戸市災害対策本部条例の定めるところによる。運営の詳細は、<u>松戸市業務継続計画（BCP）＜自然災害編＞</u>を基準とする。  オ 本部長（市長）との連絡、視察者等の対応 (ア) 本部長との連絡要領は、<u>松戸市業務継続計画（BCP）＜自然災害編＞</u>に基づき実施する。 (イ) 本部長が行う被災地への視察や、国等からの視察者への対応には、本部事務局と調整を図りながら<u>広報部</u>が実施する。</p>	「松戸市業務継続計画（BCP）＜自然災害編＞」の策定に伴い、文言修正。
震-66	<p>総務部 情報・運用支援班 <u>＜新規追加＞</u> <u>オフィスサービス創造課</u>  環境部 <u>＜新規追加＞</u>  福祉1部 <u>高齢者支援課</u>  福祉2部 <u>子ども家庭相談課</u>  保健医療部 <u>健康福祉政策課</u>  街づくり部 <u>＜新規追加＞</u> 建設部 <u>＜新規追加＞</u></p>	<p>総務部 情報・運用支援班 <u>文書管理課</u> <u>＜オフィスサービス創造課を削除＞</u>  環境部 <u>清掃施設整備課</u>  福祉1部 <u>福祉政策課</u>  福祉2部 <u>こども家庭センター</u>  保健医療部 <u>健康政策課</u>  街づくり部 <u>新庁舎整備課</u> 建設部 <u>用地課</u></p>	組織改編のため修正。

## 令和5年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

ページ数	旧	新	修正理由
震-67	総務部 情報・運用支援班 総務課長  人事課・情報政策課・ <u>オフィスサービス創造課</u> ・男女共同参画課  広報部 ○災害復興計画の <u>策定</u> に関すること	総務部 情報・運用支援班 総務課長  <u>文書管理課</u> ・人事課・情報政策課・男女共同参画課  広報部 ○災害復興計画の <u>調整・策定</u> に関すること	組織改編のため修正。   災害復興計画は全庁的に作成するため、「調整・策定」に修正します。
震-68	環境部 環境部長 環境政策課  廃棄物対策課・環境保全課・環境業務課・東部クリーンセンター・日暮クリーンセンター・和名ヶ谷クリーンセンター	環境部 環境部長 環境政策課  廃棄物対策課・ <u>清掃施設整備課</u> ・環境保全課・環境業務課・東部クリーンセンター・日暮クリーンセンター・和名ヶ谷クリーンセンター	組織改編のため修正。
震-68	福祉1部 福祉長寿部長 <u>高齢者支援課</u>  <u>地域包括ケア推進課・国保年金課・介護保険課・生活支援一課・生活支援二課・障害福祉課・健康福祉会館</u>  <所掌事務> <u>追加</u>	福祉1部 福祉長寿部長 <u>福祉政策課</u>  <u>高齢者支援課・地域包括ケア推進課・介護保険課・生活支援課・障害福祉課・健康福祉会館</u>  <所掌事務> <u>○災害ボランティアセンターの設置協力、連絡調整に関すること</u> <u>○赤十字義援金の受付・保管・配分に関すること</u> <u>○災害弔慰金の支給等に関する事務の立ち上げに関すること</u> <u>○災害見舞金、被災者生活再建支援金に関する事務の立ち上げに関すること</u>	組織改編のため修正。

## 令和5年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

ページ数	旧	新	修正理由
震-68	福祉2部 子ども部長 子ども政策課  子育て支援課・子どもわかもの課・ <u>子ども家庭相談課</u> ・幼児教育課 ・保育課	福祉2部 子ども部長 子ども政策課  子育て支援課・子どもわかもの課・ <u>こども家庭センター</u> ・幼児教育課 ・保育課	組織改編のため修正。
震-68	保健医療部 <u>健康福祉部長</u> <u>健康福祉政策課</u>  地域医療課・ <u>地域福祉課</u> ・健康推進課  <所掌事務> <u>○災害ボランティアセンターの設置協力、連絡調整に関すること</u> <u>○赤十字義援金の受付・保管・配分に関すること</u> <u>○災害弔慰金の支給等に関する事務の立ち上げに関すること</u> <u>○災害見舞金、被災者生活再建支援金に関する事務の立ち上げに関するこ と</u>	保健医療部 <u>健康医療部長</u> <u>健康政策課</u>  地域医療課・健康推進課・ <u>予防衛生課</u> ・ <u>国保年金課</u>  <所掌事務> <u>削除</u>	組織改編のため修正。
震-69	街づくり部 街づくり部長 都市計画課  街づくり課・ <u>松戸駅周辺整備振興課</u> ・交通政策課・みどりと花の課・公園 緑地課・住宅政策課・建築指導課・建築審査課・建築保全課	街づくり部 街づくり部長 <u>都市再生部長</u> 都市計画課 <u>松戸駅周辺整備振興課</u>  街づくり課・交通政策課・みどりと花の課・公園緑地課・住宅政策課・建 築指導課・建築審査課・建築保全課・ <u>新庁舎整備課</u>	組織改編のため修正。

## 令和5年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

ページ数	旧	新	修正理由
震-69	建設部 建設部長 建設総務課  道路建設課・道路維持課・河川清流課・下水道経営課・下水道整備課・ 下水道維持課	建設部 建設部長 建設総務課  道路建設課・道路維持課・ <u>用地課</u> ・河川清流課・下水道経営課・ 下水道整備課・下水道維持課	組織改編のため修正。
震-71	避難所 市指定 <u>106</u> か所	避難所 市指定 <u>107</u> か所	市民会館が追加されたため。
震-75	【計画の指針】 ……集まった情報をもとに災害の <u>全体象</u> や今後の状況を予測して、先手を 打つ必要がある。……	【計画の指針】 ……集まった情報をもとに災害の <u>全体像</u> や今後の状況を予測して、先手を 打つ必要がある。……	文言修正。
震-109 震-110 震-111	<u>健康福祉部</u> <u>健康福祉部長</u> <u>健康福祉政策課長</u>  <u>医師会</u> <u>松戸市医師会</u> <u>医師会長</u> <u>松戸歯科医師会</u> <u>松戸市薬剤師会</u> <u>看護協会</u>	<u>健康医療部</u> <u>健康医療部長</u> <u>健康政策課長</u>  <u>(一社) 松戸市医師会</u> <u>(一社) 松戸市医師会</u> <u>松戸市医師会長</u> <u>(公社) 松戸歯科医師会</u> <u>(一社) 松戸市薬剤師会</u> <u>(公社) 看護協会</u>	名称変更のため  名称を統一
震-113	7 動物対策 県獣医師会	7 動物対策 <u>(公社)</u> 県獣医師会	名称を統一
震-119	(3) 埋火葬 遺体は <u>松戸市斎場</u> で火葬する。使用できない場合又は火葬能力を上回る 場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づいて他市町村の火葬場で対応する よう広域応援要請を行う。	(3) 埋火葬 遺体は <u>北山会館 (市斎場)</u> で火葬する。使用できない場合又は火葬能力 を上回る場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づいて他市町村の火葬場で 対応するよう広域応援要請を行う。	計画内での文言統一のため。

## 令和5年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

ページ数	旧	新	修正理由
震-121	<p>【計画の指針】</p> <p>&lt;給水&gt;</p> <p>.....</p> <p>○ 避難生活が4日以上に及ぶ場合は、協定に基づき <u>市内大型店</u> に食料の調達を要請して避難所に供給する。</p> <p>.....</p> <p>○ 避難生活が4日以上に及ぶ場合は、協定に基づき <u>市内大型店</u> に物資の調達を要請して避難所に供給する。</p>	<p>【計画の指針】</p> <p>&lt;給水&gt;</p> <p>.....</p> <p>○ 避難生活が4日以上に及ぶ場合は、協定に基づき <u>事業者等</u> に食料の調達を要請して避難所に供給する。</p> <p>.....</p> <p>○ 避難生活が4日以上に及ぶ場合は、協定に基づき <u>事業者等</u> に物資の調達を要請して避難所に供給する。</p>	「市内大型店」以外の協定締結事業者に対しても供給を要請するため。
震-130	<p>&lt;自衛隊の支援活動&gt;</p> <p>【項目】 避難の援助</p> <p>【活動内容】 避難 <u>命令</u> 等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。</p>	<p>&lt;自衛隊の支援活動&gt;</p> <p>【項目】 避難の援助</p> <p>【活動内容】 避難 <u>指示</u> 等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。</p>	「避難命令」は「避難指示」に統一されたため。
震-144	<p>2 被災建築物の応急修理</p> <p>災害救助法が適用された場合は、住家が半焼、<u>半壊又は準半壊</u>し、自己の資力では応急修理ができない者に対して、居室、便所及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分を応急的に修理する。</p>	<p>2 被災建築物の応急修理</p> <p>災害救助法が適用された場合は、住家が半焼、<u>大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊</u>し、自己の資力では応急修理ができない者に対して、居室、便所及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分を応急的に修理する。</p>	現在の正式な区分に修正。
震-146 震-147 震-148 震-149	<u>(社)</u> 松戸市社会福祉協議会	<u>(福)</u> 松戸市社会福祉協議会	名称が間違えていたため修正。
震-151	<p>【計画の体系・担当】</p> <p>2 帰宅困難者等の把握と情報提供</p> <p>本部事務局、街づくり部、<u>&lt; 追 記 &gt;</u></p>	<p>【計画の体系・担当】</p> <p>2 帰宅困難者等の把握と情報提供</p> <p>本部事務局、街づくり部、<u>経済振興部</u></p>	大規模集客施設の情報収集・連絡調整を行うため。

## 令和5年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

ページ数	旧	新	修正理由
震-155	<p>【計画の体系・担当】</p> <p>3 生活福祉資金の貸付け 松戸市社会福祉協議会</p> <p>10 被災者生活再建支援金の支給 <u>保健医療部</u>、財務班</p>	<p>【計画の体系・担当】</p> <p>3 生活福祉資金の貸付け <u>(福)</u>松戸市社会福祉協議会</p> <p>10 被災者生活再建支援金の支給 <u>福祉1部</u>、財務班</p>	<p>名称を修正。</p> <p>組織改編のため修正。</p>
震-158	<p>(3) 千葉県被災者生活再建支援事業</p> <p>イ 本事業の実施主体は、市町村とする。(県から市への補助方式： 補助率 <u>10/10</u>)</p>	<p>(3) 千葉県被災者生活再建支援事業</p> <p>イ 本事業の実施主体は、市町村とする。(県から市への補助方式： 補助率 <u>8/10</u>)</p>	千葉県が費用負担について変更したため。
震-168	<p>&lt;情報連絡系統図&gt;の図表内</p> <p><u>防災情報提供システム</u></p>	<p>&lt;情報連絡系統図&gt;の図表内</p> <p><u>気象情報伝送処理システム (アデス)</u></p>	名称変更のため(気象庁と千葉県間の伝達手段)
震-169	<p>2 応急対策</p> <p>(4) 関係機関の活動</p> <p>県警察(警察署)</p> <p>ア <u>災害警備対策室</u>の設置</p>	<p>2 応急対策</p> <p>(4) 関係機関の活動</p> <p>県警察(警察署)</p> <p>ア <u>災害警備本部</u>の設置</p>	現行の千葉県警察災害警備実施計画に合わせるため。
震-174	<p>&lt;情報連絡系統図&gt;の図表内</p> <p><u>防災情報提供システム</u></p>	<p><u>気象情報伝送処理システム (アデス)</u></p>	名称変更のため(気象庁と千葉県間の伝達手段)

## 令和5年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

＜ 風 水 害 編 ＞			
ページ数	旧	新	修 正 理 由
風-1	<p>・風水害等対策の基本方針</p> <p>本市の防災環境に的確に対応し、市民生活の安全を守り、乳幼児、傷病者、障害者、高齢者、外国人等の要配慮者、性的マイノリティの視点に立った対策を講じ、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の確立を図り、……</p>	<p>・風水害等対策の基本方針</p> <p>本市の防災環境に的確に対応し、市民生活の安全を守り、乳幼児、傷病者、障害者、高齢者、<u>妊産婦</u>、外国人等の要配慮者、性的マイノリティの視点に立った対策を講じ、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の確立を図り、……</p>	要配慮者に「妊産婦」を追加。
風-7 風-8	<p>(1)東日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ <u>(株)</u></p> <p>ア 電気通信施設の整備に関すること</p> <p>イ 災害時における通信サービスの提供に関すること</p> <p>ウ 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること</p> <p><u>(9) KDDI 株式会社</u></p> <p><u>ア 電気通信施設の整備に関すること</u></p> <p><u>イ 災害時における通信サービスの提供に関すること</u></p> <p><u>ウ 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること</u></p> <p><u>(11) ソフトバンク株式会社</u></p> <p><u>ア 電気通信施設の整備に関すること</u></p> <p><u>イ 災害時における通信サービスの提供に関すること</u></p> <p><u>ウ 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること</u></p>	<p>(1)東日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ <u>株式会社、KDDI 株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社</u></p> <p>ア 電気通信施設の整備に関すること</p> <p>イ 災害時における通信サービスの提供に関すること</p> <p>ウ 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること</p> <p><u>(9) 上記に追記のため削除</u></p> <p><u>(11) 上記に追記のため削除</u></p> <p><u>※以下、配番を入れ替え。</u></p>	「楽天モバイル株式会社」を追記するとともに、記載方法を同じ業務を行う企業でまとめて記載。
風-9	<p>6 指定地方公共機関</p> <p>(1) 京葉瓦斯株式会社、<u>一般社団法人千葉県エルピーガス協会</u> (松戸支部)</p>	<p>6 指定地方公共機関</p> <p>(1) 京葉瓦斯株式会社、<u>公益社団法人千葉県LPガス協会</u> (松戸支部)</p>	「一般社団法人」から「公益社団法人」に名称変更となったため。
風-10	<p>(4)公益社団法人千葉県<u>接骨師会</u> (松戸支部)</p> <p>ア <u>医療活動</u>に関すること</p> <p>イ <u>接骨師会</u>と医療機関との連絡調整に関すること</p>	<p>(4)公益社団法人千葉県<u>柔道整復師会</u> (松戸支部)</p> <p>ア <u>応急救護活動</u>に関すること</p> <p>イ <u>柔道整復師会</u>と医療機関との連絡調整に関すること</p>	名称変更のため (2015年4月～) 柔道整復師は医療行為を行えないため。

## 令和5年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

ページ数	旧	新	修正理由
風-30	(3) 土砂災害危険箇所等の公表 土砂災害発生のおそれのある場所を本計画（資料編）に掲載するとともに、 <a href="#">松戸市防災マップ</a> の作成、広報紙、県の作成したパンフレットの配布、説明会の開催等により周辺住民に対し周知徹底を図り、併せて広く市民への周知に努める。	(3) 土砂災害危険箇所等の公表 土砂災害発生のおそれのある場所を本計画（資料編）に掲載するとともに、 <a href="#">松戸市土砂災害ハザードマップ</a> の作成、広報紙、県の作成したパンフレットの配布、説明会の開催等により周辺住民に対し周知徹底を図り、併せて広く市民への周知に努める。	「松戸市土砂災害ハザードマップ」を作成し、こちらで啓発活動を行っているため。
風-31	(5) 急傾斜地崩壊危険区域の公表 急傾斜地崩壊危険区域（箇所）について <a href="#">防災マップ</a> の作成、広報紙、県の作成したパンフレットの配布・現場への標柱の設置、説明会の開催により周辺住民に対し周知徹底を図り、併せて広く市民への周知に努める。	(5) 急傾斜地崩壊危険区域の公表 急傾斜地崩壊危険区域（箇所）について <a href="#">松戸市土砂災害ハザードマップ</a> の作成、広報紙、県の作成したパンフレットの配布・現場への標柱の設置、説明会の開催により周辺住民に対し周知徹底を図り、併せて広く市民への周知に努める。	「松戸市土砂災害ハザードマップ」を作成し、こちらで啓発活動を行っているため。
風-36	【計画の体系・担当】 2 要配慮者対策 本部事務局、 <a href="#">健康福祉部</a> 、 <a href="#">福祉長寿部</a>  1 風水害避難所の確保 (2) 広報活動 広報まつど、ホームページ又は <a href="#">松戸市防災マップ</a> の修正、再配布等により、住民、学校、事業所等に対し、風水害避難所や留意事項等について周知する。	【計画の体系・担当】 2 要配慮者対策 本部事務局、 <a href="#">保健医療部</a> 、 <a href="#">福祉1部</a>  1 風水害避難所の確保 (2) 広報活動 広報まつど、ホームページ又は <a href="#">各ハザードマップ</a> の修正、再配布等により、住民、学校、事業所等に対し、風水害避難所や留意事項等について周知する。	本計画内の本部組織の名称に修正。  水害・土砂等のハザードマップを作成したため記載方法を修正。
風-44	<a href="#">健康福祉部長</a> <a href="#">&lt; 追 記 &gt;</a>	<a href="#">健康医療部長</a> <a href="#">都市再生部長</a>	組織改編のため修正。
風-46 風-47	<a href="#">災害対応マニュアル</a>	<a href="#">松戸市業務継続計画（BCP）&lt;自然災害編&gt;</a>	「松戸市業務継続計画（BCP）<自然災害編>」を作成し、「災害対応マニュアル」を廃止したため。



## 令和5年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

ページ数	旧	新	修正理由
風-48	オ 本部長（市長）との連絡、視察者等の対応 （ア） 本部長との連絡要領は、 <u>松戸市災害対応マニュアル</u> に基づき実施する。 （イ） 本部長が行う被災地への視察や、国等からの視察者への対応には、本部事務局と調整を図りながら <u>総合政策部</u> が実施する。	オ 本部長（市長）との連絡、視察者等の対応 （ア） 本部長との連絡要領は、 <u>松戸市業務継続計画（BCP）＜自然災害編＞</u> に基づき実施する。 （イ） 本部長が行う被災地への視察や、国等からの視察者への対応には、本部事務局と調整を図りながら <u>広報部</u> が実施する。	「松戸市業務継続計画（BCP）＜自然災害編＞」の策定に伴い、文言修正。
風-49	避難所 市指定 <u>106</u> か所	避難所 市指定 <u>107</u> か所	市民会館が追加されたため。
風-53	委託費 各部、市社会福祉協議会	委託費 各部、 <u>(福)</u> 市社会福祉協議会	名称が間違えていたため修正。
風-56 風-58	<情報連絡系統図>の図表内 <u>防災情報提供システム等</u>	<u>気象情報伝送処理システム（アデス）等</u>	名称変更のため（気象庁と千葉県間の伝達手段）
風-70	<u>&lt; 追 記 &gt;</u>	<u>7 事前の風水害対策</u> 近年多発するゲリラ豪雨などについて、市民が土のうを必要とするケースが増加しており、近隣市では、「土のうステーション」を設置している自治体がある。本市においても「自助・公助・共助」を促進する観点から、公園や支所、公民館、集会所等に小型の「土のうステーション」の設置を検討する必要がある。また、各所へ土のうを供給するための保管・作成スペース、その他道路の維持管理の資機材置き場として「道路防災ステーション」の設置についても、検討する必要がある。	「土のうステーション」や「道路防災ステーション」の設置を検討するために、本計画へ追記するものです。
風-77	[レベル5] 緊急安全確保 ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、 <u>緊急安全確保する</u> 。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。	[レベル5] 緊急安全確保 ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、 <u>自宅の上の階や、崖から離れた部屋に移動するなど、その場でとることができる少しでも身の安全を確保する行動とる</u> 。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。	政府広報が行っている平易な分かりやすい文言への修正。

## 令和5年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

ページ数	旧	新	修正理由
風-88	<p>(1) 市救護本部の設置</p> <p>災害発生時における医療救護活動の全体的な調整や関係機関との連携を図るため、中央保健福祉センターに医療救護活動を専門的に統括する市救護本部を設置する。</p> <p>市救護本部には、<u>健康福祉部長</u>を本部長として、松戸市医師会、松戸歯科医師会、松戸市薬剤師会、看護協会松戸支部及び<u>健康福祉部</u>の各責任者及び災害医療コーディネーターを配置する。</p> <p>市救護本部は、市救護本部長（<u>健康福祉部長</u>）が必要と判断したときに設置できる。</p>	<p>(1) 市救護本部の設置</p> <p>災害発生時における医療救護活動の全体的な調整や関係機関との連携を図るため、中央保健福祉センターに医療救護活動を専門的に統括する市救護本部を設置する。</p> <p>市救護本部には、<u>健康医療部長</u>を本部長として、<u>(一社)</u>松戸市医師会、<u>(公社)</u>松戸歯科医師会、<u>(一社)</u>松戸市薬剤師会、<u>(公社)</u>看護協会松戸支部及び<u>保健医療部</u>の各責任者及び災害医療コーディネーターを配置する。</p> <p>市救護本部は、市救護本部長（<u>健康医療部長</u>）が必要と判断したときに設置できる。</p>	組織改編のため修正。 名称を統一。
風-88 風-89	<p><u>医師会</u></p> <p><u>松戸市医師会</u></p> <p><u>医師会長</u></p> <p><u>松戸歯科医師会</u></p> <p><u>松戸市薬剤師会</u></p> <p><u>看護協会</u></p>	<p><u>(一社) 松戸市医師会</u></p> <p><u>(一社) 松戸市医師会</u></p> <p><u>松戸市医師会長</u></p> <p><u>(公社) 松戸歯科医師会</u></p> <p><u>(一社) 松戸市薬剤師会</u></p> <p><u>(公社) 看護協会</u></p>	名称を統一。
風-91	<p>【計画の体系・担当】</p> <p>7 動物対策</p> <p>環境部、松戸保健所、県動物愛護センター、<u>県獣医師会</u></p>	<p>【計画の体系・担当】</p> <p>7 動物対策</p> <p>環境部、松戸保健所、県動物愛護センター、<u>(公社) 県獣医師会</u></p>	名称が間違えていたため修正。
風-95	<p>(3) ペットへの対応</p> <p>避難時のペットの保護及び飼養は、原則として動物の管理者が行う。</p> <p>ペットと避難所へ同行避難する場合、飼い主はペットの飼育に責任を持ち各避難所運営ルールに基づき対応する。避難所等での生活が長期化し、避難生活に支障となるペット問題が生じた場合は、松戸保健所及び<u>(社)</u>千葉県獣医師会等と取り扱いについて協議する。</p>	<p>(3) ペットへの対応</p> <p>避難時のペットの保護及び飼養は、原則として動物の管理者が行う。</p> <p>ペットと避難所へ同行避難する場合、飼い主はペットの飼育に責任を持ち各避難所運営ルールに基づき対応する。避難所等での生活が長期化し、避難生活に支障となるペット問題が生じた場合は、松戸保健所及び<u>(公社)</u>千葉県獣医師会等と取り扱いについて協議する。</p>	名称が間違えていたため修正。

## 令和5年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

ページ数	旧	新	修正理由
風-98	遺体は <u>松戸市斎場</u> で火葬する。使用できない場合又は火葬能力を上回る場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づいて他市町村の火葬場で対応するよう広域応援要請を行う。	遺体は <u>北山会館(市斎場)</u> で火葬する。使用できない場合又は火葬能力を上回る場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づいて他市町村の火葬場で対応するよう広域応援要請を行う。	計画内での文言統一のため。
風-99	<p>【計画の指針】</p> <p>&lt;給水&gt;</p> <p>……</p> <p>○ 避難生活が4日以上に及ぶ場合は、協定に基づき<u>市内大型店</u>に食料の調達を要請して避難所に供給する。</p> <p>……</p> <p>○ 避難生活が4日以上に及ぶ場合は、協定に基づき<u>市内大型店</u>に物資の調達を要請して避難所に供給する。</p>	<p>【計画の指針】</p> <p>&lt;給水&gt;</p> <p>……</p> <p>○ 避難生活が4日以上に及ぶ場合は、協定に基づき<u>事業者等</u>に食料の調達を要請して避難所に供給する。</p> <p>……</p> <p>○ 避難生活が4日以上に及ぶ場合は、協定に基づき<u>事業者等</u>に物資の調達を要請して避難所に供給する。</p>	「市内大型店」以外の協定締結事業者に対しても供給を要請するため。
風-108	<p>&lt;自衛隊の支援活動&gt;</p> <p>【項目】 避難の援助</p> <p>【活動内容】 避難<u>命令</u>等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。</p>	<p>&lt;自衛隊の支援活動&gt;</p> <p>【項目】 避難の援助</p> <p>【活動内容】 避難<u>指示</u>等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。</p>	「避難命令」は「避難指示」に統一されたため。
風-109	<p>3 自治体等への応援要請</p> <p>(1) <u>被災市区町村応援職員確保システム</u>の活用</p> <p><u>被災市区町村応援職員確保システム</u>により……</p>	<p>3 自治体等への応援要請</p> <p>(1) <u>応急対策職員派遣制度</u>の活用</p> <p><u>応急対策職員派遣制度</u>により……</p>	システム名称が変更になったため。
風-113	<p>(2) 県企業局の対策</p> <p>県企業局では、災害が発生した場合に備え「千葉県地域防災計画」を基本に「<u>水道局災害対策基本計画</u>」を策定して、県及び関係市町村と密接に連携を図り、災害に対処することとしている。</p>	<p>(2) 県企業局の対策</p> <p>県企業局では、災害が発生した場合に備え「千葉県地域防災計画」を基本に「<u>企業局水道事業震災対策基本計画</u>」を策定して、県及び関係市町村と密接に連携を図り、災害に対処することとしている。</p>	組織改編に伴い、計画の名称が変更となったため。

## 令和5年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

ページ数	旧	新	修正理由
風-121	<p>(1) 住家の被災調査</p> <p>調査班は、家屋の被害状況の把握及び罹災証明書を発行するために、全住家を対象に被災調査を行う。</p> <p>被災調査は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(内閣府)等に基づき、全壊・大規模半壊・半壊・準半壊・一部破損・床上浸水・床下浸水の区分として、調査を行う。なお、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真等を活用するなど、適切かつ円滑な調査手法を検討する。</p> <p>火災により焼失した家屋等は、消防局が消防法に基づき火災調査を行う。</p>	<p>(1) 住家の被災調査</p> <p>調査班は、家屋の被害状況の把握及び罹災証明書を発行するために、全住家を対象に被災調査を行う。</p> <p>被災調査は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(内閣府)等に基づき、全壊・大規模半壊・<u>中規模半壊</u>・半壊・準半壊・<u>準半壊に至らない(一部損壊)</u>・床上浸水・床下浸水の区分として、調査を行う。なお、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真等を活用するなど、適切かつ円滑な調査手法を検討する。</p> <p>火災により焼失した家屋等は、消防局が消防法に基づき火災調査を行う。</p>	「中規模半壊」「準半壊に至らない(一部損壊)」が追加されたため。
風-122	<p><u>2 被災建築物の応急修理</u></p> <p>災害救助法が適用された場合は、住家が半焼、半壊又は準半壊し、自己の資力では応急修理ができない者に対して、居室、便所及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分を応急的に修理する。</p>	<p><u>2 被災建築物の応急修理</u></p> <p>災害救助法が適用された場合は、住家が半焼、<u>大規模半壊、中規模半壊</u>、半壊・準半壊し、自己の資力では応急修理ができない者に対して、居室、便所及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分を応急的に修理する。</p>	現在の正式な区分に修正。
風-124 風-125 風-126 風-127	<u>(社)</u> 松戸市社会福祉協議会	<u>(福)</u> 松戸市社会福祉協議会	名称が間違えていたため修正。
風-126	○ 要配慮者に対しては、国が策定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(平成25年8月)」、千葉県が策定した「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き <u>(平成28年3月)</u> 」及び……	○ 要配慮者に対しては、国が策定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(平成25年8月)」、千葉県が策定した「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き <u>(令和4年3月)</u> 」及び……	千葉県が手引きを修正したため。
風-131	<p>【計画の体系・担当】</p> <p>3 生活福祉資金の貸付け 松戸市社会福祉協議会</p> <p>10 被災者生活再建支援金の支給 保健医療部、財務班</p>	<p>【計画の体系・担当】</p> <p>3 生活福祉資金の貸付け <u>(福)</u> 松戸市社会福祉協議会</p> <p>10 被災者生活再建支援金の支給 <u>福祉1部</u>、財務班</p>	名称を修正。

令和5年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

ページ数	旧	新	修正理由
風-134	<p>(3) 千葉県被災者生活再建支援事業</p> <p>ア 県は、自然災害により住宅が全壊するなどの被害を受けたにも関わらず、上記の対象とならない世帯に、一定の要件のもと支援金を支給する。</p> <p>イ 本事業の実施主体は、市町村とする。(県から市への補助方式：補助率 <u>10</u>/10)</p> <p>ウ 支援金の支給額は上記(3)と同等とする。</p>	<p>(3) 千葉県被災者生活再建支援事業</p> <p>ア 県は、自然災害により住宅が全壊するなどの被害を受けたにも関わらず、上記の対象とならない世帯に、一定の要件のもと支援金を支給する。</p> <p>イ 本事業の実施主体は、市町村とする。(県から市への補助方式：補助率 <u>8</u>/10)</p> <p>ウ 支援金の支給額は上記(2)と同等とする。</p>	<p>千葉県が手引きを修正したため。</p>

## 令和5年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

＜ 大 規 模 事 故 編 ＞			
ページ数	旧	新	修 正 理 由
大-3	<b>【対策担当】</b> 1 予防計画 街づくり部、消防局、 <u>生涯学習部</u>	<b>【対策担当】</b> 1 予防計画 街づくり部、消防局、 <u>教育1部</u>	名称を修正。
大-14	<b>【対策担当】</b> 2 予防計画 消防局、総務部、市民部、環境部、 <u>健康福祉部</u> 、消防団、警察署、松戸保健所、放射性同位元素使用事業所	<b>【対策担当】</b> 2 予防計画 消防局、総務部、市民部、環境部、 <u>保健医療部</u> 、消防団、警察署、松戸保健所、放射性同位元素使用事業所	名称を修正。
大-15	(9) 防護資機材等の整備 消防局、総務部、市民部、 <u>健康福祉部</u> 、消防団、警察署、松戸保健所は、核燃料物質事故の応急対策に従事する者が必要とする防護服や防塵マスクなどの防護資機材、放射線測定器等の整備に努めるものとする。	(9) 防護資機材等の整備 消防局、総務部、市民部、 <u>保健医療部</u> 、消防団、警察署、松戸保健所は、核燃料物質事故の応急対策に従事する者が必要とする防護服や防塵マスクなどの防護資機材、放射線測定器等の整備に努めるものとする。	名称を修正。

## 令和5年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

＜ 資 料 編 ＞			
ページ数	旧	新	修 正 理 由
資-3	千葉県松戸保健所所長 健康福祉部長 ＜ 追 記 ＞ 流鉄株式会社鉄道部運輸課運輸区長	千葉県松戸健康福祉センター センター長 健康医療部長 都市再生部長 流鉄株式会社鉄道部次長	名称修正。 名称変更、組織改編のため
資-21	千葉県災害救助法施行細則による <u>(令和2年2月現在)</u>  【救助の種類】 避難所の設置 【対象】 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。 【費用の限度額】 ＜基本額＞ 避難所設置費 1人1日当たり330円以内 高齢者等の要援護者を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。 【期間】 災害発生の日から7日以内 【備考】 1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、 <u>避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能</u>	千葉県災害救助法施行細則による <u>(令和5年3月現在)</u>  【救助の種類】 避難所の設置 <u>(災害救助法第4条第1項)</u> 【対象】 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。 【費用の限度額】 ＜基本額＞ 避難所設置費 1人1日当たり330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。 【期間】 災害発生の日から7日以内 【備考】 1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、 <u>ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。(ホテル・旅館の利用額は7,000円(食費込・税込)／泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府・千葉県と事前に調整する。)</u>	令和4年3月31日付け官報にて内閣総理大臣が定める基準である「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）」の一部が改訂され、「千葉県災害救助法施行細則」の一部が改訂されたため。

## 令和5年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

ページ数	旧	新	修正理由
資-21	<p data-bbox="471 310 655 342">&lt; 追記 &gt;</p> <p data-bbox="483 1392 641 1423">【救助の種類】 応急仮設住宅の供与</p> <p data-bbox="483 1482 670 1514">【費用の限度額】 2 基本額 1戸当たり <u>5,714,000円以内</u></p> <p data-bbox="483 1572 566 1604">【備考】 1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として <u>5,714,000円以内</u>であればよい。</p>	<p data-bbox="1374 310 1546 342">【救助の種類】 <u>避難所の設置</u> <u>(災害救助法第4条第2項)</u></p> <p data-bbox="1374 447 1486 478">【対象】 <u>災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。</u></p> <p data-bbox="1374 583 1576 615">【費用の限度額】 <u>&lt;基本額&gt; 避難所設置費 1人1日当たり 330円以内</u> <u>高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。</u></p> <p data-bbox="1374 762 1472 793">【期間】 <u>災害救助法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間（災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、災害救助法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間）</u></p> <p data-bbox="1374 982 1472 1014">【備考】 <u>1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府・千葉県と協議する。</u> <u>2 避難に当たっての輸送費は別途計上</u></p> <p data-bbox="1374 1392 1546 1423">【救助の種類】 応急仮設住宅の供与</p> <p data-bbox="1374 1482 1576 1514">【費用の限度額】 2 基本額 1戸当たり <u>6,285,000円以内</u></p> <p data-bbox="1374 1572 1472 1604">【備考】 1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として <u>6,285,000円以内</u>であればよい。</p>	<p data-bbox="2276 310 2700 657">令和4年3月31日付け官報にて内閣総理大臣が定める基準である「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）」の一部が改訂され、「千葉県災害救助法施行細則」の一部が改訂されたため。</p>



令和5年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

ページ数	旧	新	修正理由																																																																									
資-22	<p>【救助の種類】 炊き出しその他による食品の給与</p> <p>【対象】 <u>1 避難所に避難している者</u></p> <p>【費用の限度額】 <u>1 1人1日当たり 1,160円以内</u></p>	<p>【救助の種類】 炊き出しその他による食品の給与</p> <p>【対象】 <u>1 避難所に収容された者</u></p> <p>【費用の限度額】 1人1日当たり <u>1,180円以内</u></p>	<p>令和4年3月31日付け官報にて内閣総理大臣が定める基準である「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）」の一部が改訂され、「千葉県災害救助法施行細則」の一部が改訂されたため。</p>																																																																									
	<p>【救助の種類】 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</p> <p>【対象】 全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服・寝具、その他生活必需品の喪失等により直ちに日常生活を営むことが困難な者</p> <p>【別表】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上 1人増す ごとに加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全壊 全焼 流失</td> <td>夏</td> <td><u>18,800</u></td> <td><u>24,200</u></td> <td><u>35,800</u></td> <td><u>42,800</u></td> <td><u>54,200</u></td> <td><u>7,900</u></td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td><u>31,200</u></td> <td><u>40,400</u></td> <td><u>56,200</u></td> <td><u>65,700</u></td> <td><u>82,700</u></td> <td><u>11,400</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半壊 半焼 床上浸水</td> <td>夏</td> <td>6,100</td> <td><u>8,300</u></td> <td><u>12,400</u></td> <td><u>15,100</u></td> <td><u>19,000</u></td> <td>2,600</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td><u>10,000</u></td> <td><u>13,000</u></td> <td><u>18,400</u></td> <td><u>21,900</u></td> <td><u>27,600</u></td> <td>3,600</td> </tr> </tbody> </table>	区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増す ごとに加算	全壊 全焼 流失	夏	<u>18,800</u>	<u>24,200</u>	<u>35,800</u>	<u>42,800</u>	<u>54,200</u>	<u>7,900</u>	冬	<u>31,200</u>	<u>40,400</u>	<u>56,200</u>	<u>65,700</u>	<u>82,700</u>	<u>11,400</u>	半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	<u>8,300</u>	<u>12,400</u>	<u>15,100</u>	<u>19,000</u>	2,600	冬	<u>10,000</u>	<u>13,000</u>	<u>18,400</u>	<u>21,900</u>	<u>27,600</u>	3,600	<p>【救助の種類】 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</p> <p>【対象】 全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服・寝具、その他生活必需品の喪失、<u>若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者</u></p> <p>【別表】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上 1人増す ごとに加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全壊 全焼 流失</td> <td>夏</td> <td><u>18,700</u></td> <td><u>24,000</u></td> <td><u>35,600</u></td> <td><u>42,500</u></td> <td><u>53,900</u></td> <td><u>7,800</u></td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td><u>31,000</u></td> <td><u>40,100</u></td> <td><u>55,800</u></td> <td><u>65,300</u></td> <td><u>82,200</u></td> <td><u>11,300</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半壊 半焼 床上浸水</td> <td>夏</td> <td>6,100</td> <td><u>8,200</u></td> <td><u>12,300</u></td> <td><u>15,000</u></td> <td><u>18,900</u></td> <td>2,600</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td><u>9,900</u></td> <td><u>12,900</u></td> <td><u>18,300</u></td> <td><u>21,800</u></td> <td><u>27,400</u></td> <td>3,600</td> </tr> </tbody> </table>	区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増す ごとに加算	全壊 全焼 流失	夏	<u>18,700</u>	<u>24,000</u>	<u>35,600</u>	<u>42,500</u>	<u>53,900</u>	<u>7,800</u>	冬	<u>31,000</u>	<u>40,100</u>	<u>55,800</u>	<u>65,300</u>	<u>82,200</u>	<u>11,300</u>	半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	<u>8,200</u>	<u>12,300</u>	<u>15,000</u>	<u>18,900</u>	2,600	冬	<u>9,900</u>	<u>12,900</u>	<u>18,300</u>	<u>21,800</u>	<u>27,400</u>
区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増す ごとに加算																																																																						
全壊 全焼 流失	夏	<u>18,800</u>	<u>24,200</u>	<u>35,800</u>	<u>42,800</u>	<u>54,200</u>	<u>7,900</u>																																																																					
	冬	<u>31,200</u>	<u>40,400</u>	<u>56,200</u>	<u>65,700</u>	<u>82,700</u>	<u>11,400</u>																																																																					
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	<u>8,300</u>	<u>12,400</u>	<u>15,100</u>	<u>19,000</u>	2,600																																																																					
	冬	<u>10,000</u>	<u>13,000</u>	<u>18,400</u>	<u>21,900</u>	<u>27,600</u>	3,600																																																																					
区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増す ごとに加算																																																																						
全壊 全焼 流失	夏	<u>18,700</u>	<u>24,000</u>	<u>35,600</u>	<u>42,500</u>	<u>53,900</u>	<u>7,800</u>																																																																					
	冬	<u>31,000</u>	<u>40,100</u>	<u>55,800</u>	<u>65,300</u>	<u>82,200</u>	<u>11,300</u>																																																																					
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	<u>8,200</u>	<u>12,300</u>	<u>15,000</u>	<u>18,900</u>	2,600																																																																					
	冬	<u>9,900</u>	<u>12,900</u>	<u>18,300</u>	<u>21,800</u>	<u>27,400</u>	3,600																																																																					

## 令和5年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

ページ数	旧	新	修正理由
資-22	<p>【救助の種類】 被災した住宅の応急修理</p> <p>【対象】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者</li> <li>2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者</li> </ol> <p>【費用の限度額】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>半壊又は半焼に準ずる程度の損害により被害を受けた世帯</u> 1世帯当たり 300,000 円</li> <li>2 <u>1に掲げる世帯以外の世帯</u> 1世帯あたり 595,000 円</li> </ol> <p>【期間】 <u>災害発生の日から1ヵ月以内</u></p>	<p>【救助の種類】 被災した住宅の応急修理</p> <p>【対象】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者</li> <li>2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊、<u>半焼</u>した者</li> </ol> <p>【費用の限度額】 <u>居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>世帯当たり 準半壊以上 655,000 円以内</u> <u>準半壊 318,000 円以内</u></li> </ol> <p>【期間】 <u>災害発生の日から3ヵ月以内（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6ヵ月以内）</u></p>	<p>令和4年3月31日付け官報にて内閣総理大臣が定める基準である「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）」の一部が改訂され、「千葉県災害救助法施行細則」の一部が改訂されたため。</p>
	<p>【救助の種類】 <u>生業に必要な資金の貸与</u></p> <p>【対象】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯</u> <u>に対して行うものとする。</u></li> <li>2 <u>生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用</u> <u>に充てるものであつて、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して行うものとする。</u></li> </ol> <p>【費用の限度額】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>生業に必要な資金として貸与できる額は、次の額以内とする。</u> <u>1件当たり 生業業 30,000 円 就職支度費 15,000 円</u></li> <li>2 <u>生業に必要な資金の貸与は、次の条件を付すものとする。</u> <u>貸与期間 二年以内 利子 無利子</u></li> </ol> <p>【期間】 <u>災害発生の日から2年以内</u></p>	<p>&lt; 削除 &gt;</p>	

## 令和5年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

ページ数	旧	新	修正理由
資-23	<p>【救助の種類】 学用品の給与</p> <p>【対象】 住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は<u>損傷等</u>により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。</p> <p>【費用の限度額】</p> <p>1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費</p> <p>2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内</p> <p>小学校児童 <u>4,500 円</u></p> <p>中学校生徒 <u>4,800 円</u></p> <p>高等学校等生徒 <u>5,200 円</u></p>	<p>【救助の種類】 学用品の給与</p> <p>【対象】 住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は<u>毀損等</u>により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。</p> <p>【費用の限度額】</p> <p>1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費</p> <p>2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内</p> <p>小学校児童 <u>4,700 円</u></p> <p>中学校生徒 <u>5,000 円</u></p> <p>高等学校等生徒 <u>5,500 円</u></p>	令和4年3月31日付け官報にて内閣総理大臣が定める基準である「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）」の一部が改訂され、「千葉県災害救助法施行細則」の一部が改訂されたため。
	<p>【救助の種類】 埋葬</p> <p>【費用の限度額】</p> <p>1 体当たり</p> <p>大人（12歳以上） <u>215,200円以内</u></p> <p>小人（12歳未満） <u>172,000円以内</u></p>	<p>【救助の種類】 埋葬</p> <p>【費用の限度額】</p> <p>1 体当たり</p> <p>大人（12歳以上） <u>213,800円以内</u></p> <p>小人（12歳未満） <u>170,900円以内</u></p>	
	<p>【救助の種類】 死体の捜索</p> <p>【対象】 行方不明の状態にあり、かつ、<u>四圍</u>の事情によりすでに死亡していると推定される者</p>	<p>【救助の種類】 死体の捜索</p> <p>【対象】 行方不明の状態にあり、かつ、<u>各般</u>の事情によりすでに死亡していると推定される者</p>	
	<p>【救助の種類】 障害物の除去</p> <p>【費用の限度額】</p> <p>1 世帯当たり <u>137,900 円以内</u></p>	<p>【救助の種類】 障害物の除去</p> <p>【費用の限度額】</p> <p>1 世帯当たり <u>138,300 円以内</u></p>	

## 令和5年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

ページ数	旧	新	修正理由
資-23	<p>【救助の種類】 輸送費及び賃金職員等雇上費</p> <p>【対象】</p> <p><u>1 被災者の避難に係る支援</u>      2 医療及び助産</p> <p>3 被災者の救出                      4 飲料水の供給</p> <p>5 死体の捜索                          6 死体の処理</p> <p>7 救済用物資の整理配分</p>	<p>【救助の種類】 輸送費及び賃金職員等雇上費 <u>(災害救助法第4条第1項)</u></p> <p>【対象】</p> <p><u>1 被災者の避難</u>                      2 医療及び助産</p> <p>3 被災者の救出                      4 飲料水の供給</p> <p>5 死体の捜索                          6 死体の処理</p> <p>7 救済用物資の整理配分</p>	令和4年3月31日付け官報にて内閣総理大臣が定める基準である「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）」の一部が改訂され、「千葉県災害救助法施行細則」の一部が改訂されたため。
	<p><u>&lt; 追 記 &gt;</u></p>	<p>【救助の種類】 <u>輸送費及び賃金職員等雇上費（災害救助法第4条第2項）</u></p> <p>【対象】 <u>避難者の避難に係る支援</u></p> <p>【費用の限度額】 <u>当該地域における通常の実費</u></p> <p>【期間】 <u>救助の実施が認められる期間以内</u></p> <p>【備考】</p> <p><u>1 災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。</u></p> <p><u>2 避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用</u></p> <p><u>3 避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費</u></p>	

## 令和5年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

ページ数	旧	新	修正理由
資-23	<p>【救助の種類】 実費弁償</p> <p>【費用の限度額】 <u>且当</u> 1人1日当たり 医師、歯科医師 <u>24,200円以内</u> 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 <u>14,100円以内</u> 保健師、助産師、看護師及び准看護師 <u>14,800円以内</u> 救急救命士 <u>13,700円以内</u> 土木技術者、建築技術者 <u>14,200円以内</u> 大工 <u>24,500円以内</u> 左官 <u>26,100円以内</u> とび職 <u>26,400円以内</u> <u>業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の3の額を加算した額以内</u></p>	<p>【救助の種類】 実費弁償</p> <p>【費用の限度額】 1人1日当たり 医師、歯科医師 <u>24,700円以内</u> 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 <u>14,300円以内</u> 保健師、助産師、看護師及び准看護師 <u>14,100円以内</u> 救急救命士 <u>13,300円以内</u> 土木技術者、建築技術者 <u>13,900円以内</u> 大工 <u>24,800円以内</u> 左官 <u>26,900円以内</u> とび職 <u>27,300円以内</u></p>	<p>令和4年3月31日付け官報にて内閣総理大臣が定める基準である「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）」の一部が改訂され、「千葉県災害救助法施行細則」の一部が改訂されたため。</p>
資-24	<p>【救助の種類】 救助事務費</p> <p>【費用の限度額】 <u>災害救助法第21条に定める国庫負担を行う年度における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内</u></p>	<p>【救助の種類】 救助事務費</p> <p>【費用の限度額】 <u>地方自治法施行令第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算した各災害の当該合計額が、災害救助法第21条に定める国庫負担を行う年度に支出した、法第2条から第13条までに規定する救助の実施のために支出した費用及び法第14条に規定する実費弁償額のため支出した費用を合算した額、法第9条第2項に規定する損失補償に要した費用の額、災害救助法施行令第8条第2項に定めるところにより算定した法第12条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第19条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第20条第1項に規定する求償に対する支払いに要した費用の額（救助事務費の額を除く）の合算額に、次に掲げる割合を乗じて得た額の合計額以内</u></p>	

## 令和5年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

ページ数	旧	新	修正理由
資-24	<p><u>イ</u> 3千万円以下の部分の金額については100分の10</p> <p><u>ロ</u> 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9</p> <p><u>ハ</u> 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8</p> <p><u>ニ</u> 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7</p> <p><u>ホ</u> 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6</p> <p><u>ヘ</u> 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5</p> <p><u>ト</u> 5億円を超える部分の金額については100分の4</p> <p>【期間】 救助の実施が認められる期間及び災害救助費を精算する事務を行う期間</p> <p><u>内</u></p> <p>【備考】 <u>救助事務費以外の費用の額とは、救助の実施のために支出した費用及び実費弁償のために支出した費用を合算した額、災害救助法第9条第2項に規定する損失補償に要した費用の額、災害救助法施行令第8条第2項に定めるところにより算定した災害救助法第12条の扶助金の支給基礎額を合算した額、災害救助法第19条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに災害救助法第20条第1項に規定する求償に対する支払に要した費用の額（救助事務費の額を除く。）の合計額をいう。</u></p>	<p><u>1</u> 3千万円以下の部分の金額については100分の10</p> <p><u>2</u> 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9</p> <p><u>3</u> 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8</p> <p><u>4</u> 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7</p> <p><u>5</u> 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6</p> <p><u>6</u> 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5</p> <p><u>7</u> 5億円を超える部分の金額については100分の4</p> <p>【期間】 救助の実施が認められる期間<u>以内</u>及び災害救助費の精算する事務を行う期間<u>以内</u></p> <p>【備考】 <u>災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む</u></p>	<p>令和4年3月31日付け官報にて内閣総理大臣が定める基準である「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）」の一部が改訂され、「千葉県災害救助法施行細則」の一部が改訂されたため。</p>
資-27	<p><u>&lt; 追 記 &gt;</u></p>	<p>【区分】 物資供給</p> <p>【災害協定名】 <u>災害時におけるキャンピングカーの貸出しに関する協定</u></p> <p>【協定先】 <u>キャンピングカー（株）</u></p> <p>【締結日】 <u>R4.12.26</u></p> <p>【協力内容】 <u>キャンピングカー、電源等の貸出し</u></p> <p>【区分】 物資供給</p> <p>【災害協定名】 <u>災害時等における物資の供給に関する協定</u></p> <p>【協定先】 <u>（株）アイリスプラザユニディカンパニー</u></p> <p>【締結日】 <u>R5.4.1</u></p> <p>【協力内容】 <u>物資の供給</u></p>	<p>新規で協定を締結したため。</p> <p>区分【避難所関連】と【施設等の提供】について、分かりやすく整理し直しました。</p>

ページ数	旧	新	修正理由
資-28	<u>&lt; 追記 &gt;</u>	<p>【区分】 搬送活動・情報収集及び傷病者搬送</p> <p>【災害協定名】 <u>災害時における無人航空機による支援活動に関する協定</u></p> <p>【協定先】 <u>(株) 昭和精機</u></p> <p>【締結日】 <u>R4.11.21</u></p> <p>【協力内容】 <u>災害時の情報収集、災害地図作成等の支援</u></p>	新規で協定を締結したため。
資-29		<p>【区分】 物資輸送等</p> <p>【災害協定名】 <u>災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定</u></p> <p>【協定先】 <u>佐川急便(株) 東関東支店</u></p> <p>【締結日】 <u>R4.9.30</u></p> <p>【協力内容】 <u>支援物資の受入及び配送等</u></p>	
		<p>【区分】 要配慮者関係</p> <p>【災害協定名】 災害時における二次福祉避難所の開設及び運営に関する協定</p> <p>【協定先】 <u>(社福)清和園 セイワ松戸</u> <u>(社福)草加福祉会 アウル大金平</u></p> <p>【締結日】 <u>R2.3.1</u></p> <p>【協力内容】 二次福祉避難所の開設及び運営</p>	
		<p>【区分】 施設等の提供</p> <p>【災害協定名】 <u>大規模水害時における施設等の提供協力に関する協定</u></p> <p>【協定先】 <u>SKビルディング(株)</u> <u>トラスコ中山(株)</u> <u>(株) サントロペ</u></p> <p>【締結日】 <u>R4.9.1</u> <u>R4.9.30</u> <u>R4.9.30</u></p> <p>【協力内容】 <u>洪水災害時における施設の一時避難場所としての使用</u></p>	

## 令和5年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

ページ数	旧	新	修正理由
資-29	災害時における燃料の供給に関する協定書 <u>(一社)</u> 千葉県 LP ガス協会松戸支部	災害時における燃料の供給に関する協定書 <u>(公社)</u> 千葉県 LP ガス協会松戸支部	「一般社団法人」から「公益社団法人」に名称変更となったため。
資-29	< 追記 >	【区分】 応急復旧 【災害協定名】 <u>災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定</u> 【協定先】 <u>東京電力パワーグリッド(株)</u> 【締結日】 <u>R3.2.16</u> 【協力内容】 <u>広範囲の長期間停電が発生した時の早期復旧及び事前対応</u>	新規で協定を締結したため。
資-30	【協定先】 <u>松戸環境整備事業協同組合</u> 【協定先】 <u>輝建設株式会社</u> 【締結日】 <u>令和元年10月15日</u> 【協定先】 <u>東葛地域獣医師会</u> 【締結日】 <u>平成29年3月29日</u> 【協定先】 <u>イカリ消毒株式会社</u> 松戸営業所、 <u>トキワ消毒有限公司</u> 、 <u>株式会社ダスキン誠実</u> 【締結日】 <u>令和2年4月1日</u>	【協定先】 <u>東葛環境整備事業協同組合</u> 【協定先】 <u>輝建設(株)</u> 【締結日】 <u>R1.10.15</u> 【協定先】 <u>東葛地域獣医師会</u> 【締結日】 <u>H29.3.29</u> 【協定先】 <u>イカリ消毒(株)</u> 松戸営業所、 <u>トキワ消毒(有)</u> 、 <u>(株)ダスキン誠実</u> 【締結日】 <u>R2.4.1</u>	標記を合わせるため。
資-39	< 追記 >	2 要配慮者利用施設 (1) 保育園・幼稚園 【施設名称】 <u>へいわ野のはな保育園</u> 【住所】 <u>松戸1331-10</u> 【電話番号】 <u>710-0355</u> <u>江戸川〇 高潮〇</u>  【施設名称】 <u>松戸ゆいのひ保育園</u> 【住所】 <u>本町13-20</u> 【電話番号】 <u>712-0800</u> <u>江戸川〇 利根運河〇 坂川・坂川放水路〇 坂川・新坂川〇 高潮〇</u>	「浸水想定区域・土砂災害警戒区域にかかると地下街・要配慮者関連施設一覧」として、新規追加。  以下「No」も修正。
資-39	< 追記 >	(2) 学校 【施設名称】 <u>小金北中学校</u> 【住所】 <u>幸田206</u> 【電話番号】 <u>348-5700</u> <u>江戸川〇 利根運河〇 坂川・坂川放水路〇</u>	「浸水想定区域・土砂災害警戒区域にかかると地下街・要配慮者関連施設一覧」として、新規追加。  以下「No」も修正。



## 令和5年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

ページ数	旧	新	修正理由
資-39	< 追記 >	(2) 学校 【施設名称】 <u>旧古ヶ崎南小学校</u> 【住所】 <u>古ヶ崎 1-3073</u> 【電話番号】 <u>番号なし</u> <u>江戸川○ 坂川・坂川放水路○</u>	「浸水想定区域・土砂災害警戒区域にかかる地下街・要配慮者関連施設一覧」として、新規追加。  以下「No」も修正。
資-39 資-40	< 追記 >	(3) 障害者福祉施設 【施設名称】 <u>ウエルビー松戸センター</u> 【住所】 <u>本町 14-2 松戸第一生命ビル 6F</u> 【電話番号】 <u>703-3636</u> <u>江戸川○ 坂川・坂川放水路○ 坂川・新坂川○ 高潮○</u>  【施設名称】 <u>LITALICO ワークス松戸西口中通</u> 【住所】 <u>松戸 1834-15 キュービック松戸ビル 1F</u> 【電話番号】 <u>362-6260</u> <u>江戸川○ 坂川・新坂川○ 高潮○</u>	「浸水想定区域・土砂災害警戒区域にかかる地下街・要配慮者関連施設一覧」として、新規追加。  以下「No」も修正。
資-40	【施設名称】 就労継続支援B型事業所 TERRA 【住所】 <u>新松戸 1-415-2 第2 追分ビル 202</u>	【施設名称】 就労継続支援B型事業所 TERRA 【住所】 <u>東松戸 3-5-18 LE ZINDE 2F</u>	施設移転に伴い修正。
資-39 資-40	< 追記 >	【施設名称】 <u>アサヒファンレイズファーム松戸</u> 【住所】 <u>上本郷 700-3</u> 【電話番号】 <u>703-7333</u> <u>江戸川○ 利根運河○ 坂川・新坂川○ 高潮○</u>  【施設名称】 <u>ニューロワークス 新松戸センター</u> 【住所】 <u>新松戸 1-426 BEARE 新松戸 BLDG 3F B号室</u> 【電話番号】 <u>712-0480</u> <u>江戸川○ 利根運河○ 坂川・新坂川○</u>	「浸水想定区域・土砂災害警戒区域にかかる地下街・要配慮者関連施設一覧」として、新規追加。  以下「No」も修正。

## 令和5年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

ページ数	旧	新	修正理由
資-39 資-40	<u>&lt; 追記 &gt;</u>	(3) 障害者福祉施設 【施設名称】 <u>馬橋児童発達支援事業所</u> 【住所】 <u>西馬橋幸町2番地松戸シティハイツ 201</u> 【電話番号】 <u>710-7547</u> <u>江戸川○ 利根運河○ 坂川・坂川放水路○ 坂川・新坂川○ 高潮○</u>  【施設名称】 <u>こすもすカレッジジュニア新松戸教室</u> 【住所】 <u>新松戸1丁目448-2 藤喜ビル2階</u> 【電話番号】 <u>375-8091</u> <u>江戸川○ 高潮○</u>  【施設名称】 <u>どらせなきっず</u> 【住所】 <u>新松戸4-232-3</u> 【電話番号】 <u>723-9993</u> <u>江戸川○ 利根運河○ 坂川・坂川放水路○ 坂川・新坂川○ 高潮○</u>  【施設名称】 <u>まるたらんち</u> 【住所】 <u>栄町西4-1158-3</u> 【電話番号】 <u>375-8910</u> <u>江戸川○ 利根運河○ 坂川・坂川放水路○ 坂川・新坂川○</u>  【施設名称】 <u>からふるKids松戸</u> 【住所】 <u>新作240-3 プレメンスト101号室</u> 【電話番号】 <u>711-6839</u> <u>江戸川○ 土砂○</u>  【施設名称】 <u>コペルプラス馬橋教室</u> 【住所】 <u>松戸市西馬橋蔵元町104-2 フェリス蔵元2F A号室</u> 【電話番号】 <u>710-7683</u> <u>江戸川○ 利根運河○ 坂川・坂川放水路○ 坂川・新坂川○ 高潮○</u>	「浸水想定区域・土砂災害警戒区域にかかる地下街・要配慮者関連施設一覧」として、新規追加。  以下「No」も修正。

## 令和5年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

ページ数	旧	新	修正理由
資-40 資-41	< 追記 >	(4)高齢者福祉施設 【施設名称】 <u>ジャンティエス松戸</u> 【住所】 <u>樋野口 771</u> 【電話番号】 <u>360-8383</u> <u>江戸川○ 利根運河○ 坂川・新坂川○ 高潮○</u>  【施設名称】 <u>ケアレジデンス松戸</u> 【住所】 <u>樋野口 756</u> 【電話番号】 <u>711-7485</u> <u>江戸川○ 利根運河○ 坂川・新坂川○ 高潮○</u>	「浸水想定区域・土砂災害警戒区域にかかる地下街・要配慮者関連施設一覧」として、新規追加。  以下「No」も修正。
資-44	< 追記 >	【施設・場所名】 <u>市民会館</u> 【住所】 <u>松戸 1389-1</u> <u>洪水△ 土砂○ 高潮△ 地震○ 大規模火事○</u> <u>内水氾濫△ 指定避難所○</u>	「市民会館」が「収容避難所」に追加されたため。
資-71	防災用井戸・貯水槽一覧 ③防災用井戸 和名ケ谷クリーンセンター 有効貯水量 <u>3,840</u> m <sup>3</sup> /日 合計 <u>5,302</u> m <sup>3</sup> /日	防災用井戸・貯水槽一覧 ③防災用井戸 和名ケ谷クリーンセンター 有効貯水量 <u>972</u> m <sup>3</sup> /日 合計 <u>2,434</u> m <sup>3</sup> /日	和名ケ谷クリーンセンターから修正依頼があったため。
資-72	<u>常盤平記念病院</u>  <u>いはら診療所</u>  ⑥ 特別養護老人ホーム 松寿園 ユニット型	< 削除 >  <u>いはら診療所</u>  ⑤ 特別養護老人ホーム 松寿園 ユニット型	廃院のため。  名称が間違えていたため。  区分が間違えていたため。
資-82	<u>東葛飾県民センター</u> 県政情報課  東葛飾土木事務所 調整課 <u>364-5143</u>  企業局市川水道事務所松戸支所 <u>料金課 368-6141</u>	<u>東葛飾地域振興事務所</u> 地域防災課  東葛飾土木事務所 調整課 <u>364-5980</u>  企業局市川水道事務所松戸支所 <u>料金管理課 368-6143</u>	現行の名称・電話番号へ修正。

## 令和5年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

ページ数	旧	新	修正理由
資-82	<p>松戸保健所 <u>総務企画課</u></p> <p>千葉県国道事務所 <u>柏維持出張所</u> <u>04-7143-4320</u></p> <p>日本通運(株) <u>柏支店</u> <u>04-7135-6600</u> <u>04-7132-2322</u></p> <p>東京電力パワーグリッド(株) <u>04-7113-2000</u> <u>04-7167-8731</u></p> <p>日本郵便<u>株式会社</u></p> <p>日本放送協会 千葉放送局 <u>043-227-7311</u></p> <p><u>(一社)</u> 千葉県 LP ガス協会 <u>367-3609</u> <u>362-1027</u></p> <p>千葉県トラック協会 松戸支部 <u>344-7643</u> <u>344-7644</u></p> <p><u>東武バスイースト(株)</u></p> <p>(株) ベイエフエム <u>043-227-7878</u></p> <p>松戸市医師会</p> <p>松戸歯科医師会</p> <p>松戸市薬剤師会 360-3600 <u>368-3783</u></p> <p>千葉県<u>接骨師会</u> 松戸支部 <u>387-3105</u> <u>386-8131</u></p> <p>松戸市社会福祉協議会</p> <p>松戸市国際交流協会 <u>366-7310</u></p> <p>松戸市シルバー人材センター</p> <p><u>松戸市土地開発公社</u> <u>366-5811</u> <u>366-6112</u></p>	<p>松戸保健所 <u>総務課</u></p> <p>千葉県国道事務所 <u>柏維持修繕出張所</u> <u>04-7143-4230</u></p> <p>日本通運(株) <u>柏営業所</u> <u>04-7191-5511</u> <u>04-7191-5723</u></p> <p>東京電力パワーグリッド(株) <u>0120-995-007</u> <u>0120-995-606</u></p> <p>日本郵便 <u>(株)</u></p> <p>日本放送協会 千葉放送局 <u>043-203-1001</u></p> <p><u>(公社)</u> 千葉県 LP ガス協会 <u>368-1200</u> <u>368-1296</u></p> <p><u>(一社)</u> 千葉県トラック協会 松戸支部 <u>04-7139-6811</u> <u>04-7139-6811</u></p> <p><u>東武バスセントラル(株)</u></p> <p>(株) ベイエフエム <u>043-351-7878</u></p> <p><u>(一社)</u> 松戸市医師会</p> <p><u>(公社)</u> 松戸歯科医師会</p> <p><u>(一社)</u> 松戸市薬剤師会 360-3600 <u>360-3614</u></p> <p><u>(公社)</u> 千葉県<u>柔道整復師会</u> 松戸支部 <u>366-8567</u> <u>366-8567</u></p> <p><u>(福)</u> 松戸市社会福祉協議会</p> <p><u>(公財)</u> 松戸市国際交流協会 <u>711-9511</u></p> <p><u>(公社)</u> 松戸市シルバー人材センター</p> <p><u>&lt; 削除 &gt;</u></p>	<p>現行の名称・電話番号へ修正。</p>

## 令和5年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

ページ数	旧	新	修正理由
資-82	<p><u>松戸市都市整備公社</u> 366-6111 366-6112</p> <p><u>松戸市生きがい福祉事業団</u> 383-1711 383-1724</p> <p><u>文化振興財団</u></p> <p>松戸商工会議所 <u>大型店懇談会</u> 364-1111 364-3231</p> <p>千葉県獣医師会</p> <p>都市再生機構 <u>千葉地域支社</u></p> <p>千葉県建築士会 松戸支部</p> <p>千葉県建築士事務所協会 松戸支部</p> <p>松戸地区タクシー運営委員会 <u>合同、渡辺</u></p> <p><u>軽貨物協同企伸会</u> 367-9372 361-4439</p> <p>生活協同組合 <u>東葛市民生協</u> <u>東葛組合員会館</u> 364-7481 365-5424</p> <p>山崎製パン 松戸工場</p> <p>2 消防機関 二十世紀が丘消防署（二十世紀が<u>岡</u>方面隊）</p>	<p><u>&lt; 削 除 &gt;</u></p> <p><u>&lt; 削 除 &gt;</u></p> <p><u>(公財) 松戸市文化振興財団</u></p> <p>松戸商工会議所 <u>&lt; 以 下 削 除 &gt;</u></p> <p><u>(公社)</u> 千葉県獣医師会</p> <p><u>(独)</u> 都市再生機構 <u>&lt; 削 除 &gt;</u></p> <p><u>(一社)</u> 千葉県建築士会 松戸支部</p> <p><u>(公社)</u> 千葉県建築士事務所協会 松戸支部</p> <p>松戸地区タクシー運営委員会 <u>(有) 小金タクシー</u> 341-4132</p> <p><u>&lt; 削 除 &gt;</u></p> <p>生活協同組合 <u>コープみらい</u> 043-301-6684 043-301-6685</p> <p>山崎製パン <u>(株)</u> 松戸<u>第一</u>工場</p> <p>2 消防機関 二十世紀が丘消防署（二十世紀が<u>丘</u>方面隊）</p>	<p>現行の名称・電話番号へ修正。</p>
資-85	<p>3 市の施設</p> <p>市民会館 <u>&lt; 追 記 &gt;</u> 帰宅困難者向け一時滞在施設</p> <p><u>八柱霊園</u> 387-2181 <u>MCA無線機</u></p>	<p>3 市の施設</p> <p>市民会館 <u>指定避難所</u> 帰宅困難者向け一時滞在施設</p> <p><u>&lt; 削 除 &gt;</u></p>	<p>「市民会館」が「収容避難所」に追加されたため。 市の施設でないため。</p>

## 令和5年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

ページ数	旧	新	修正理由
資-86	<p>稔台市民センター <u>(本館)</u> 367-6420  <u>稔台市民センター (別館)</u> 367-6420</p> <p>六実市民センター 385-0116  <u>六実市民センター (別館)</u> 385-0116</p> <p><u>六実高柳老人福祉センター</u> 386-3478  <u>東武老人福祉センター</u> 392-3701</p> <p><u>&lt; 追 記 &gt;</u></p> <p><u>(旧) 根木内東小学校</u>  <u>(旧) 新松戸北小学校</u>  <u>(旧) 新松戸北中学校</u></p> <p><u>&lt; 追 記 &gt;</u></p>	<p>稔台市民センター <u>&lt; 削 除 &gt;</u> 367-6420  <u>&lt; 削 除 &gt;</u></p> <p>六実市民センター 385-0116  <u>&lt; 削 除 &gt;</u></p> <p><u>&lt; 削 除 &gt;</u>  <u>&lt; 削 除 &gt;</u></p> <p><u>市民会館 電話 368-1237 FAX 366-3344</u>  <u>MCA無線機 ○ 同報系無線 (戸別受信機) ○</u></p> <p><u>&lt; 削 除 &gt;</u>  <u>市民交流会館 (文化施設) 349-6530</u>  <u>市民交流会館 (運動施設) 349-6530</u></p> <p><u>東松戸小学校 388-6621 388-6626 MCA無線機 ○</u></p>	<p>最新の「収容避難所」の情報へ修正。</p> <p>収容避難所に指定していない施設を削除し、「市民会館」が「収容避難所」に追加されたため。</p>
資-87	<p><u>図書館本館</u> 365-5115 361-3770  <u>松戸運動公園</u> 363-9241  <u>文化ホール</u> 367-7810  <u>市民劇場</u> 368-0070  <u>常盤平児童福祉館</u> 387-3320  <u>健康福祉会館 (ふれあい22)</u> 383-0022 383-5522  <u>常盤平衛生処理場</u> 387-5650  <u>消防局</u> 363-1111  <u>博物館</u> 384-8181 384-8194  <u>戸定歴史館</u> 362-2050  <u>資源リサイクルセンター</u> 384-7890  <u>衛生会館</u> 366-7771  <u>斎場</u> 387-4042  <u>シニア交流センター</u> 343-0521  <u>公営競技事務所</u> 362-2181  <u>常盤平老人福祉センター</u> 382-5125</p>	<p><u>&lt; 削 除 &gt;</u>  <u>&lt; 削 除 &gt;</u>  <u>&lt; 削 除 &gt;</u>  <u>&lt; 削 除 &gt;</u>  <u>&lt; 削 除 &gt;</u>  <u>&lt; 削 除 &gt;</u>  <u>&lt; 削 除 &gt;</u>  <u>&lt; 削 除 &gt;</u>  <u>&lt; 削 除 &gt;</u>  <u>&lt; 削 除 &gt;</u>  <u>&lt; 削 除 &gt;</u>  <u>&lt; 削 除 &gt;</u>  <u>&lt; 削 除 &gt;</u>  <u>&lt; 削 除 &gt;</u>  <u>&lt; 削 除 &gt;</u>  <u>&lt; 削 除 &gt;</u>  <u>&lt; 削 除 &gt;</u></p>	<p>収容避難所に指定していない施設を削除します。</p>

## 令和5年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

ページ数	旧	新	修正理由
資-91	<p>【区分】 住家被害 【被害項目】 <u>半壊</u> 【認定基準】 住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、<u>具体的は、損壊部分はその住家の延べ床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。</u></p> <p><u>&lt; 追記 &gt;</u></p> <p><u>&lt; 追記 &gt;</u></p> <p><u>&lt; 追記 &gt;</u></p>	<p>【区分】 住家被害 【被害項目】 <u>大規模半壊</u> 【認定基準】 住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、<u>具体的には、震災時については、損害基準判定（住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合）に基づく被害の程度が 40%以上 50%未満の住家とする。</u> <u>水害時については、床上 1m以上 1.8m未満の浸水被害のある住家とする。</u> <u>液状化等の地盤被害については、傾斜による判定にて不同沈下があり、傾斜が 1/60 以上 1/20 未満又は、住家の潜り込みによる判定にて床上 1mまでのすべての部分が地盤面下に潜り込みがある住家とする。</u></p> <p>【被害項目】 <u>中規模半壊</u> 【認定基準】 <u>震災時については、損害基準判定に基づく被害の程度が 30%以上 40%未満の住家とする。</u> <u>水害時については、床上 0.5m以上 1m未満の浸水被害のある住家とする。</u></p> <p>【被害項目】 <u>半壊</u> 【認定基準】 <u>震災時については、損害基準判定に基づく被害の程度が 20%以上 30%未満の住家とする。</u> <u>水害時については、床上 0.5m未満の浸水被害のある住家とする。</u> <u>液状化等の地盤被害については、傾斜による判定にて不同沈下があり、傾斜が 1/100 以上 1/60 未満又は、住家の潜り込みによる判定にて基礎の天端下 25 cmまでのすべての部分が地盤面下に潜り込みがある住家とする。</u></p> <p>【被害項目】 <u>準半壊</u> 【認定基準】 <u>震災時については、住損害基準判定に基づく被害の程度が 10%以上 20%未満の住家とする。</u></p>	<p>「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」が令和3年3月に改定されたため修正。</p>

## 令和5年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

ページ数	旧	新	修正理由
資-91	< 追記 >	<p>【被害項目】 <u>準半壊に至らない（一部損壊）</u></p> <p>【認定基準】  <u>震災時については、損害基準判定に基づく被害の程度が10%未満の住家とする。</u>  <u>水害時については、床下浸水被害のある住家とする。</u></p>	「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」が令和3年3月に改定されたため修正。
資-94	<p><u>避難勧告等</u></p> <p>様式5（<u>避難勧告等</u>）</p>	<p><u>避難指示等</u></p> <p>様式5（<u>避難指示等</u>）</p>	「避難勧告」は使用しなくなったため。
資-107	<p>同報設備</p> <p><u>避難勧告</u>等の緊急情報を、市民等に一斉かつ即時に伝えるための手段をいう。</p>	<p>同報設備</p> <p><u>避難指示</u>等の緊急情報を、市民等に一斉かつ即時に伝えるための手段をいう。</p>	「避難勧告」は使用しなくなったため。
資-108	<p>土砂災害警戒情報</p> <p>大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が<u>避難勧告</u>等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報のことである。</p> <p>土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害の内、<u>避難勧告</u>等の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。</p>	<p>土砂災害警戒情報</p> <p>大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が<u>避難指示</u>等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報のことである。</p> <p>土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害の内、<u>避難指示</u>等の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。</p>	「避難勧告」は使用しなくなったため。
資-109	<p><u>避難勧告</u></p> <p><u>災害対策基本法に基づき市町村長等が住民に対し避難のための立ち退きを勧め促すために発令する情報である。</u></p>	< 削除 >	「避難勧告」は使用しなくなったため。



資料 1-2<追加>

< 風 水 害 編 <追加> >			
ページ数	旧	新	修 正 理 由
風-56	<気象警報等の伝達系統>の図表内 銚子地方気象台  <u>県危機管理課</u>	<気象警報等の伝達系統>の図表内 <u>気象庁・銚子地方気象台</u>  <u>県防災対策課</u>	「千葉県地域防災計画」の伝達系統で、「気象庁本庁又は銚子地方気象台」と記載されているため追記。  県の担当課を正式名称へ変更。
風-58	<土砂災害警戒情報の伝達系統>の図表内 銚子地方気象台  <u>県危機管理課</u>  <u>NHK千葉放送局</u>	<土砂災害警戒情報の伝達系統>の図表内 <u>気象庁・銚子地方気象台</u>  <u>県防災対策課</u>  <u>報道機関</u>	「千葉県地域防災計画」の伝達系統で、「気象庁本庁又は銚子地方気象台」と記載されているため追記。  県の担当課を正式名称へ変更。  「NHK」以外の報道機関に対しても情報伝達を実施するため。

# 松戸市地域防災計画

## 震 災 編

(令和 5 年度修正)

松戸市防災会議

# 第1節 計画の策定方針

## 1 計画の目的

---

本計画は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、松戸市防災会議（以下「防災会議」という。）が定める計画であって、本市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、本市の地域に係る災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧等に関し、市及び関係機関が処理すべき事務又は業務を定め、防災活動の総合的かつ効果的な実施を図ることを目的とする。

本計画は、本市の地域に係る災害対策に関する基本的かつ総合的な計画であることから、国の防災基本計画、県の地域防災計画、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の防災業務計画等との連携・整合を図るものである。

## 2 震災対策の基本方針

---

本市の防災環境に的確に対応し、市民生活の安全を守り、乳幼児、傷病者、障害者、高齢者、妊産婦、外国人等の要配慮者、性的マイノリティの視点に立った対策を講じ、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の確立を図り、本市のもつ諸機能を確保していくため、自助、共助及び公助の基本理念に則り、市民、事業所及び行政が連携するとともに、地震災害の各段階に応じた予防対策、応急対策及び復旧対策の充実に努める。

### (1) 災害予防対策

- ア 住民への震災知識の普及に努めるなど自助の強化に務めるとともに、自主防災組織の結成促進及び育成強化並びに防災訓練の充実に共助の強化に努める。
- イ 災害に強いまちづくりを進めるため、地盤災害の防止対策や建築物対策などの都市防災対策を進める。
- ウ 防災施設を確保するとともに、各種資器材の完備と消防施設の保全を進める。
- エ 情報連絡手段となる防災行政無線等の保全を進める。
- オ 震災対策に役立つ各種調査、検討を進める。

### (2) 災害応急対策

- ア 災害時の迅速な対応がとれるよう、市、防災関係機関との連携により応急体制を整える。
- イ 地震情報や被害情報などの災害情報の収集伝達体制を整える。
- ウ 被災者の安全な避難誘導に努めるほか、水や食料等の供給、医療や救助などの救援救護活動の充実に努める。
- エ 消防、水防、警備、交通規制など応急活動の充実に努める。
- オ 必要に応じ、自衛隊や周辺自治体の応援を得て迅速な応急対策を実施する。
- カ 水道、電気、ガス、電話等の生活関連施設等の迅速な応急復旧を図る。
- キ 応急教育の確保と災害廃棄物の迅速な処理及び応急仮設住宅建設の体制整備を図る。

### (3) 災害復旧対策

- ア 被災者や被災事業者への援護措置の充実に努め、民生安定を図る。
- イ 生活関連施設等の迅速な本格復旧を図る。

- イ 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関する事
- ウ 地殻変動の監視に関する事

## 4 自衛隊

---

### (1) 災害派遣の準備

- ア 防災関係資料の基礎調査に関する事
- イ 自衛隊災害派遣計画の作成に関する事
- ウ 防災資材の整備及び点検に関する事
- エ 松戸市地域防災計画及び自衛隊災害派遣計画に合致した各種防災訓練の実施に関する事

### (2) 災害派遣の実施

- ア 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある即時応急救援活動、民生支援及び復旧支援に関する事
- イ 災害派遣時の救援活動のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する事

## 5 指定公共機関

---

### (1) 東日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDD I 株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社

- ア 電気通信施設の整備に関する事
- イ 災害時における通信サービスの提供に関する事
- ウ 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事

### (2) 日本赤十字社（千葉県支部）

- ア 医療救護に関する事
- イ こころのケアに関する事
- ウ 救援物資の備蓄及び配分に関する事
- エ 血液製剤の供給に関する事
- オ 義援金の受付及び配分に関する事
- カ その他応急対応に必要な業務に関する事

### (3) 日本放送協会（千葉放送局）

- ア 住民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関する事
- イ 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関する事
- ウ 社会事業団体等による義援金品の募集及び分配に関する事
- エ 被災者の受信対策に関する事

### (4) 東日本旅客鉄道株式会社

- ア 鉄道施設の保全に関する事
- イ 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事
- ウ 帰宅困難者対策に関する事

- (5) 日本貨物鉄道株式会社
  - ア 災害時における鉄道車両等による救助物資輸送の協力に関すること
- (6) 独立行政法人水資源機構
  - ア 水資源開発施設（導水路含む）の新築（水資源機構移行時に着手済みの事業者に限る。）又は改築及び維持管理に関すること
  - イ 水資源開発施設の応急対策及び災害復旧に関すること
- (7) 日本通運株式会社（千葉支店）
  - ア 災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること
- (8) 東京電力パワーグリッド株式会社（千葉支店）
  - ア 災害時における電力供給に関すること
  - イ 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること
- (9) 日本郵便株式会社（松戸支店・松戸北支店・松戸南支店）
  - ア 災害時における郵便事業運営の確保
  - イ 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策
    - (ア) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること
    - (イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること
    - (ウ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除に関すること
    - (エ) 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分に関すること
    - (オ) 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除に関すること
  - ウ 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること
- (10) 福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社
  - ア 災害時における物資の輸送に関すること

## 6 指定地方公共機関

---

- (1) 京葉瓦斯株式会社、**公益社団法人千葉県LPガス協会**（松戸支部）
  - ア ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること
- (2) 東武鉄道株式会社、京成電鉄株式会社、新京成電鉄株式会社、流鉄株式会社、北総鉄道株式会社
  - ア 鉄道施設等の保全に関すること
  - イ 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること
  - ウ 帰宅困難者対策に関すること
- (3) 公益社団法人千葉県医師会
  - ア 医療及び助産活動に関すること
  - イ 医師会と医療機関との連絡調整に関すること

- (4) 一般社団法人千葉県歯科医師会
  - ア 歯科医療活動に関すること
  - イ 歯科医師会と医療機関及び歯科関係団体との連絡調整に関すること
- (5) 一般社団法人千葉県薬剤師会
  - ア 調剤業務及び医薬品の管理に関すること
  - イ 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること
  - ウ 地区薬剤師会との連絡調整に関すること
- (6) 公益社団法人千葉県看護協会
  - ア 医療救護活動に関すること
  - イ 看護協会と医療機関等会員施設との連絡調整に関すること
- (7) 千葉テレビ放送株式会社、株式会社ニッポン放送、株式会社ベイエフエム
  - ア 住民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること
  - イ 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること
  - ウ 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること
- (8) 一般社団法人千葉県トラック協会（松戸支部）、一般社団法人千葉県バス協会
  - ア 災害時における貨物自動車（トラック）及び旅客自動車（バス）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること

## 7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

---

- (1) 一般社団法人松戸市医師会
  - ア 医療及び助産活動に関すること
  - イ 医師会と医療機関との連絡調整に関すること
- (2) 公益社団法人松戸歯科医師会
  - ア 歯科医療活動に関すること
  - イ 歯科医師会と医療機関との連絡調整に関すること
- (3) 一般社団法人松戸市薬剤師会
  - ア 調剤業務及び医薬品の管理に関すること
  - イ 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること
  - ウ 地区薬剤師会との連絡調整に関すること
- (4) 公益社団法人千葉県柔道整復師会（松戸支部）
  - ア 応急救護活動に関すること
  - イ 柔道整復師会と医療機関との連絡調整に関すること
- (5) 社会福祉法人松戸市社会福祉協議会
  - ア 市、県が行う災害応急活動及び復旧活動への協力に関すること

## 第1節 市・住民・事業所の防災活動推進計画

### 【計画の指針】

災害対策を円滑に実施するため、事前に具体的な方法や手順を明確にした対策マニュアル、必要な設備や資器材等を準備する。

自主防災訓練の企画・運営支援や、住民等が訓練に参加しやすい環境整備を促進する。

### 【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 防災組織の整備	各部、防災関係機関
2 自主防災組織の結成促進及び育成・強化	本部事務局、消防局、消防団
3 事業所防災体制の強化	本部事務局、消防局、消防団
4 防災訓練の充実	本部事務局、消防局、消防団
5 防災広報の充実	本部事務局、 <b>広報部</b> 、消防局、消防団

## 1 防災組織の整備

### (1) 災害対策本部及び事務局の機能強化

災害発生初動期において、迅速かつ円滑に対応するため、災害対策本部及び本部事務局を強化する。

### (2) 市各部

地震発生時の応急対策活動が迅速かつ的確に行えるように、担当部において対策の方針、目標、手順等について、関係する庁内各部、関係機関等と協議、調整を行い、対策マニュアルの作成・修正を行う。また、毎年的人事異動の際には、各担当課における指揮責任者及び役割分担を検討し、周知を図る。

### (3) 市職員

地震発生時に本計画に基づき職員は速やかに所定の活動が実施できるように、日常より災害時の参集場所や対策マニュアルに記載された自らの役割を確認する。

また、新任者研修、防災主任研修、職員研修を通じて、防災知識の普及を図る。特に、発災時にプロアクティブの原則（「疑わしいときは行動せよ」、「最悪事態を想定して行動せよ」、「空振りには許されるが見逃しは許されない」）に則って迅速に災害対応ができるよう、職員向けの訓練や研修を行うとともに、日ごろから、国、県、防災関係機関の研修を活用し、危機管理に係る知識、危機管理意識の醸成に取り組む。

### (4) 市施設

市が所管する各施設においては、施設管理者が職員の非常参集、利用者等の避難体制を確立するなど事前準備を行うとともに、行動計画を作成する。

また、小・中学校等については、学校の立地条件を考慮したうえで災害時の学校安全計画を樹立するとともに、指導の方法などにつき明確に計画を立てておく。

ア 計画的に防災にかかわる施設、設備の点検整備を図ること。

イ 施設利用者等の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置、保護者等の連絡方法を検討する。

- ウ 警察署、消防機関及び保護者等への連絡網を確立する。
- エ 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知させておく。
- (5) 避難所運営態勢
- 市は、避難所の開設・運営の支援に当たる避難所直行職員を指定する。
- 避難所直行職員は、避難所の開設・運営の支援を円滑に行うため、「避難所開設運営マニュアル」等を活用し、日頃からその手順や流れなどの習熟に努める。また、日頃から学校職員、自主防災組織、町会・自治会等、連合町会、開設・運営に関わる関係者と事前に協議し、各主体の役割などについて確認する。
- (6) 防災会議医療部会
- 平成26年度に設置した「医療部会」において、災害時超急性期及び応急医療について検討し、より実効性のある体制を整備する。
- (7) 災害時業務継続態勢
- 災害発生時に迅速な応急対策業務を実施するため、日頃から「松戸市業務継続計画（BCP）〈自然災害編〉（令和5年2月策定）」にて、自らの役割・行動を確認するとともに、市各部にて定期的に訓練・教育を実施する。
- (8) 関係機関
- 市は、防災関係機関との緊密な連携のもとに、災害対策を的確かつ効果的に実施できるよう体制の整備に努める。
- (9) 人材の育成
- 各種防災体制の整備を図るとともに、それらを効果的に運用していくため、研修及び訓練を充実し、大規模災害に対応できる幅広い知識や視野をもった職員の育成強化に努める。

## 2 自主防災組織の結成促進及び育成・強化

---

### (1) 自主防災組織の結成促進及び育成・強化

#### ア 自主防災組織の結成促進

災害発生時には、防災機関のみで対処することは困難であるため、自主的な防災活動として住民自ら初期消火、救出・救護、避難誘導等を行うことが必要であり、組織の100%結成を促進する。

#### イ 自主防災組織の育成

十分な活動ができるよう防災知識の普及、自主防災組織の訓練への指導・助言を行うとともに、日頃から地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験・能力を活用するなど、防災行動力の向上を図る。

また、自主防災組織のリーダーを対象とした研修会等への参加を促し、対応力の向上を図る。

特に、地域防災の指導的な役割を担い、災害発生時には、消火活動、被災者の救出・救護その他災害救助活動を迅速かつ効果的に実践できるよう、自主防災組織の構成員から地域防災リーダーを委嘱し、計画的に研修会を実施し育成する。

【資料編 松戸市地域防災リーダー設置要綱】

#### ウ 活動支援

松戸市自主防災組織補助金交付要綱に基づき、自主防災組織に対して防災資器材の購入を助成し、活動を支援する。

【資料編 松戸市自主防災組織補助金交付要綱】



## イ 消防訓練

消防機関は、警防本部の設置、職団員の参集・配備及び知識・技術の習熟などの訓練を実施する。

## ウ 個別活動訓練

学校、幼稚園、保育所で行う児童・生徒・園児の避難訓練や各施設での消火訓練等、また市及び防災関係機関等との間で行う通信訓練などを実施する。

## 〈個別訓練の項目例〉

① 避難訓練	② 避難所開設運営訓練
③ 避難所運営シミュレーション (HUG)	④ 図上訓練 (DIG)
⑤ 参集訓練	⑥ 通信訓練
	⑦ 救助訓練 等

## (3) 自主防災組織等の防災訓練

## ア 育成指導

地域の実情に応じた、自主的な防災訓練等を定期的実施するよう指導し、住民自ら情報の収集・伝達、出火防止、初期消火、避難・誘導・救護、避難所の開設運営等が適切に行えるよう、住民一人ひとりの防災行動力の向上を図る。

## イ 訓練災害補償等

自主防災組織等が実施する訓練に参加した者が、当該訓練に参加したことにより災害を受けた場合、松戸市市民活動総合補償制度により補償等を行う。

## ウ 訓練用資器材の整備

自主防災組織等の訓練用資器材の整備充実に努める。

## (4) 防災教育の普及推進

パートナー講座や地域で実施する避難所開設運営訓練等を活用し、地域住民へ正しい防災知識を普及するとともに、市職員（避難所直行職員）及び消防団等を地区で行う防災活動や訓練等に積極的に参加を求め、地域住民を含めた市全体の防災意識及び地域の防災力の向上に努める。

学校等の教育機関においては、災害発生時には児童生徒が自らの判断のもとに適切な対応や避難が実施できる力を養うため、家庭や地域、行政等と連携し、防災に関する教育の充実に努める。

## 5 防災広報の充実

災害による被害を最小限にとどめるためには、住民一人ひとりが災害についての正しい知識を持ち、的確な行動がとれるようにすることが必要である。

このため、市及び関係機関は、防災知識の普及と啓発に努める。特に、高齢者、障害者、**妊産婦**、外国人等の要配慮者への広報に配慮し、わかりやすい広報資料の作成に努める。

## 〈広報手段と内容〉

媒体	対象	内容
広報まつど 講演会 ビデオ・DVD 学級活動	地域住民 町会・自治会 自主防災組織 児童・生徒	・ 地域防災計画の概要 ・ 各防災機関の震災対策 ・ 地震に関する一般知識 ・ 出火の防止及び初期消火の心得

<p>パンフレット リーフレット ハザードマップ テレビ ラジオ インターネット SNS（ツイッター、 フェイスブック等） 松戸市ホームページ 防災行政無線 広報車 町会・自治会掲示板、 回覧板 等</p>	<p>市職員 学生 事業所 ボランティア</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内外、高層ビル等における地震発生時の心得</li> <li>・ハザードマップ【<b>水害（洪水・内水・高潮・津波）</b>、<b>土砂</b>、ゆれやすさ、液状化危険度】</li> <li>・避難路、避難場所、避難所</li> <li>・避難方法、避難時の心得</li> <li>・食料、救急用品等非常持出品の準備</li> <li>・学校施設等の防災対策</li> <li>・建物の耐震対策、家具の固定</li> <li>・災害危険箇所</li> <li>・自主防災活動の実施</li> <li>・防災訓練の実施</li> <li>・発災した災害の情報及び市の対応</li> <li>・応急救護の心得</li> <li>・要配慮者について</li> <li>・避難所の開設運営</li> </ul>
---	--------------------------------------	---

## 第2節 地盤災害予防計画

### 【計画の指針】

本市地域には急傾斜地崩壊危険箇所があり、そのうち急傾斜地崩壊危険区域に指定された箇所は保全措置等がなされている。しかし、ハード対策としての砂防事業には費用と時間を要するため、警戒避難体制の整備等のソフト対策を充実させ、効果的な土砂災害対策を推進していく必要がある。

また、大地震が発生した場合、江戸川沿いの低地や谷底平野では液状化が発生する可能性が非常に高い。このため、調査結果の周知等により、耐震化とあわせて液状化対策を促進することが重要である。

### 【計画の体系・担当】

項目	担当
1 土砂災害の防止	本部事務局、街づくり部、建設部、県東葛飾土木事務所
2 液状化対策	本部事務局、街づくり部、建設部
3 地盤沈下防止	本部事務局

## 1 土砂災害の防止

### (1) 土砂災害の防止

#### ア 土砂災害危険箇所の調査把握

県に協力して土砂災害危険箇所及び土砂災害の危険性がある箇所の災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため、土砂災害危険箇所の調査把握に努める。

【資料編 土砂災害危険箇所等一覧】

#### イ 土砂災害警戒区域の指定等

知事は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号）に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に被害が及ぶおそれのある範囲を「土砂災害警戒区域」に、さらに建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる範囲を「土砂災害特別警戒区域」に指定する。

市は指定された区域における警戒避難体制を整備するほか、区域にかかる要配慮者利用施設で利用者の円滑な避難を要する施設の管理者等に対して避難確保計画の作成・提出、避難訓練の実施を推進する。また、「土砂災害特別警戒区域」における建築物の構造、開発規制もしくは移転等の対策を進める。

【資料編 土砂災害警戒区域指定一覧】

#### ウ 土砂災害危険箇所の公表

土砂災害の危険がある箇所を、ハザードマップの作成・公表、広報紙への掲載、説明会の開催、現場への標識・標柱の設置等により、地域住民等に周知徹底する。

### (2) 急傾斜地崩壊対策

#### ア 急傾斜地崩壊危険区域の指定

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（以下「急傾斜地法」という。）」（昭和44年法律第57号）第3条の規定により、急傾斜地崩壊危険区域の指定に適合する地域については、県が市の意見を聞き、地域住民の協力を得ながら順次「急傾斜地崩壊危険区域」として指

## 第4節 防災体制の整備計画

### 【計画の指針】

被害想定では、約5割が断水し、避難所収容者数は1.4万人に上るおそれがある。

ライフラインの被害や流通機構の障害等により、飲料水、食料、生活必需品の供給が制限された場合、救援物資の供給が本格化するまでの間は、地域内でしのぐ必要がある。このため、災害初期に必要な食料等を、行政と住民等が分担して備蓄する必要がある。

### 【計画の体系・担当】

項目	担当
1 防災施設等の整備	本部事務局
2 食料・飲料水等の備蓄	市民部、経済振興部
3 応急医療体制の整備	保健医療部、病院事業、(一社)松戸市医師会、(公社)松戸歯科医師会、(一社)松戸市薬剤師会、(公社)県柔道整復師会、消防局
4 緊急輸送体制の整備	本部事務局、財務部、街づくり部、建設部
5 住宅対策体制の整備	街づくり部
6 ボランティア活動環境の整備	福祉1部、(福)松戸市社会福祉協議会
7 業務継続体制の充実	本部事務局、総務部
8 女性視点の防災体制の充実	本部事務局、総務部

### 1 防災施設等の整備

#### (1) 市庁舎の整備

災害発生時、確実に災害対策業務を実施するため、災害対策本部を設置する市庁舎の防災機能の充実、災害対策本部の施設、設備等の機能強化を図るとともに、市庁舎が被災等により災害対策本部としての機能を果たせなくなった場合を想定した代替施設を検討する。

更に、住民基本台帳、固定資産税台帳、その他個人情報等の電子データ類の保護に努め、災害発生時においてもデータを喪失しないよう、データのバックアップ体制を強化する。

#### (2) 防災倉庫等の整備

##### ア 防災倉庫の整備

避難所となる全市立小・中学校への分散備蓄倉庫の整備が令和3年度に完了した(一部余裕教室活用)。今後については、引き続き防災備蓄の管理に努める。鍵の保管について、災害発生時に各主体の判断で使用できるよう、危機管理課での管理に加え、自主防災組織の代表者、連合町会長、各小・中・高等学校長等、避難所運営組織が設立されたところへ倉庫の鍵を配布し、それぞれ管理できるように努める。

イ 事業所及び自主防災組織・町会・自治会等の団体の保有する防災倉庫は、団体・地域の実情に応じて整備を進め、災害に備える。

##### ウ 防災資機材等の整備

防災倉庫に必要な資機材等の充実を図り、点検整備及び操作訓練等を実施する。

#### (3) 応急給水設備の整備

飲料水は、市の防災用井戸、井戸付き又は飲料水兼用の耐震性貯水槽、民間事業所等の井戸の災害協定及び避難所となる小中学校の受水槽に緊急遮断弁を設置して確保する。

災害時に水上輸送が有効な場合は、自衛隊及び船舶保有者による水上輸送を実施する。水上輸送の窓口となる松戸緊急船着場及び防災船着場の整備を進める。

## 5 住宅対策体制の整備

---

### (1) 応急仮設住宅の建設候補地の選定

公共用地を優先して確保し、ライフライン、交通等の利便性を考慮して選定する。不足が生じた場合には、民有地を借用する。

### (2) 被災建築物の応急危険度判定体制の整備

県及び建築関係団体等と協力して、応急危険度判定体制の整備及び普及に努め、県が主催する講習会及び応急危険度判定士の認定登録に協力するなど、支援体制の整備を図る。

## 6 ボランティア活動環境の整備

---

### (1) 受け入れ体制の整備

災害時のボランティアの受け入れや活動の調整及び運営が円滑に行われるよう（福）松戸市社会福祉協議会等の関係団体と協議して必要な環境整備を行う。

### (2) ボランティア組織への要請

迅速なボランティアの受け入れ、活動の調整が機能するよう事前に市内ボランティア組織などへ協力を要請する。

### (3) ボランティア意識の啓発

毎年1月17日の「防災とボランティアの日」及び1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」を中心に実施する講演会やシンポジウムなどの諸行事を通じ、ボランティア意識の啓発を図る。

また、毎年9月1日の「防災の日」及び8月30日から9月5日までの「防災週間」を中心に実施する防災訓練等に住民とボランティア団体等の参加を求めることにより、ボランティア活動に対する啓発と連携を強化する。

### (4) ボランティアコーディネーターの養成

県、日本赤十字社千葉県支部等が開催する研修会や講習会への参加を促し、ボランティアリーダーやコーディネーターの養成を進める。

## 7 業務継続体制の充実

---

災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、下記の重要事項を明確にした「松戸市業務継続計画（BCP）＜自然災害編＞」（令和5年2月策定）を策定した。本計画を基に災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制</li><li>② 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定</li><li>③ 電気・水・食料等の確保</li></ul> |
|--|

## 第5節 避難体制整備計画

### 【計画の指針】

被害想定では、約49件の炎上出火が予想されるほか、同地震による収容避難者数は最大で1.4万人と予測される。

延焼火災から住民等が安全に避難できるように避難場所を確保するとともに、家屋やライフラインの被害により居住困難となった住民等に避難所を確保する必要がある。

### 【計画の体系・担当】

項目	担当
1 避難場所等の指定・整備	本部事務局、保健医療部、福祉1部、福祉2部、市民部、教育1部、教育2部
2 避難路の整備	建設部
3 避難体制の周知	本部事務局、広報部

### 1 避難場所等の指定・整備

#### (1) 避難場所等の指定

災害から住民の身の安全を確保するための避難場所及び収容を必要とする避難者のための避難所を指定する。

市指定の避難場所等は、次の3種類とする。

なお、災害の想定等により、市外への避難が必要となる地区については、近隣市町村の協力を得る。

##### ア 避難場所

災害の危険が切迫した緊急時において、安全が確保される場所である。

##### イ 避難所

住家の全半壊、焼失、浸水により住居を失った者又は居住が困難な被災者のうち、避難を必要とする者を一時収容し、保護するための屋内施設である。

##### ウ 福祉避難所

避難所生活が長期化し、避難所での生活が困難になった高齢者、障害者等の要配慮者（第7節1(1)ア参照）に対応するため、特別な配慮がなされた避難所である。

【資料編 指定緊急避難場所・指定避難所一覧】

#### (2) 避難施設の整備

避難所に指定した建物については、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（内閣府、平成25年8月）等を踏まえ、次のような整備を推進する。

ア 避難所に指定した建物については、耐震性（天井等の非構造部材を含む。）、耐火性を確保するとともに、対象地域の被災住民を収容できる規模に配慮し、必要に応じ避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

イ 救護所、通信機器等施設・設備の整備を図る。また、必要に応じ、冷暖房施設、換気や照明など避難生活の環境を良好に保つための設備（必要な電源や燃料を含む。）、要配慮者用の福祉避難所の確保に努める。

ウ 備蓄倉庫の整備を図るとともに、食料（アレルギー対応食品等を含む。）、飲料水、非常

用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ等の物資等の備蓄を進める。また、灯油、LPガスなどの非常用燃料の確保等に努める。

エ 被災者のプライバシー及び安全の確保（間仕切り、照明、見回り等）、男・女・性的マイノリティ等のニーズの違いへの配慮、ペット対策等について対応するための設備の整備に努める。

オ 一般の避難所では生活することが困難な要配慮者のため、特別の配慮がなされた福祉避難所の指定に努め、福祉避難所には、簡易ベッド、簡易トイレ等の整備及び避難時の介助員の配置等について検討する。

カ 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

### (3) 避難所運営方針

ア 各避難所は、市、施設管理者、自主防災組織やボランティア組織が協力して避難所の効果的な運営を行うため、県の「災害時における避難所運営の手引き」、松戸市の「避難所開設・運営マニュアル(令和2年7月)」等を参考とし避難所開設運営計画を作成する。

イ 福祉避難所の運営支援のため、関係部課から職員を選定し、支援班等を設置する。また、福祉避難所を設置する施設との連絡手段や各主体の役割分担について事前協議を行い、連携体制の強化を図る。

## 2 避難路の整備

---

住民が避難場所へ安全に移動できるように、避難場所周辺の道路の安全性の点検及び安全対策の促進を図る。

## 3 避難体制の周知

---

### (1) 広報活動

松戸市水害ハザードマップ、広報まつど、ケーブルテレビ等、各種の広報手段を活用し、住民、学校、事業所等に対し避難場所、帰宅困難者向け一時滞在施設及び避難時の留意事項（指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと、できるだけ飲料水・食料を持参することなど）等について周知する。

### (2) 避難行動・避難の必要性の周知

避難者抑制のため、自宅が無事な市民は避難所への避難を控え、自宅で避難生活を送ることを原則とする。このため、日頃から備蓄物資の確保や家具の固定等、必要な備えをしておくよう啓発に努める。

### (3) 避難所の開設・運営についての周知

災害発生時に、地域が主体となり自主的に避難所の開設・運営ができるよう、自主防災組織、町会・自治会、連合町会、学校等の関係者へ周知する。

### (4) 避難所・避難場所標識の設置

指定避難所・指定避難場所を明示し、避難誘導を円滑に行うため、案内標識、誘導標識を設置する。標識は日本産業規格（JIS）に基づく災害種別一般図記号を使用し、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示する。

## 第6節 通信施設整備計画

### 【計画の指針】

大規模な災害時には、確かな情報がリアルタイムに収集できないことや、行政から住民等に伝えたいことが十分に伝わらない問題がある。

このため、多様な手段をもって信頼性のある情報を収集・伝達する体制を整備・強化するとともに、情報をわかりやすく提供するしくみを充実させる必要がある。

### 【計画の体系・担当】

項目	担当
1 災害通信網の整備	本部事務局、消防局
2 非常通信体制の強化	本部事務局、消防局、防災関係機関
3 多様な情報ツールの活用	本部事務局、市民部、防災関係機関

### 1 災害通信網の整備

災害に対処するために、情報収集、広報活動が迅速かつ的確に行われるよう、市防災行政無線を中心に、県及び指定地方行政機関等の出先機関、管内の公共的団体等との間に通信連絡システムを整備し、災害時の通信を確保する。

#### (1) 災害時優先電話の整備

災害時に一般電話が輻輳（ふくそう）により通話不能であっても、優先的に通話が確保される東日本電信電話株式会社から市役所、消防署、病院に設置されている「災害時優先電話」を災害発生時に有効活用できるよう、設置箇所を普段から認識しておくとともに、必要に応じて増設する。

#### (2) 防災行政無線等通信機器の整備・維持管理

防災行政無線固定系（同報系）については、平成26年度までにデジタル化を含めた再整備を行った。防災行政無線移動系については、平成23年度より、MCAデジタル無線を導入しており、令和4年度に再整備を行っている。消防救急無線のデジタル化も終了している。

こうした既存の通信機器及び機材は、常に活用できるよう定期的に点検整備を行う。

また、定期的な通信訓練及び研修を実施することにより、防災関係機関との協力体制作りと無線局の適正な運用を図るものとする。

#### (3) 通信機器の維持管理・耐震化

既設の通信機器及び機材が常に活用できるように、定期的に点検整備を行い、耐用年数を考慮して機器の更新に努める。

また、定期的な通信訓練、研修を実施することにより、防災関係機関との協力体制づくりと無線局の適正な運用を図るものとする。

#### (4) 非常用電源確保

災害時の停電に備え、通信機器が使用できるよう、発電機を整備し電源の確保を図る。

### 2 非常通信体制の強化

市、県及び防災関係機関は、災害時等に自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用



## 第7節 要配慮者対策

### 【計画の指針】

高齢者、障害者等は、自力で避難できないことや、避難所では精神的・体力的負担から健康を害しやすい等、深刻な問題がある。

今後、高齢者のみの世帯は増加すると予想され、自主防災組織や福祉関係者が連携して、高齢者・障害者等の避難支援体制を整備していくことが重要である。

### 【計画の体系・担当】

項目	担当
1 避難行動要支援者に対する対応	保健医療部、福祉1部、福祉2部、(福)松戸市社会福祉協議会
2 福祉施設における防災対策	保健医療部、福祉1部、福祉2部、
3 乳幼児や妊産婦に対する対策	保健医療部、福祉2部
4 外国人に対する対策	経済振興部
5 地域の実情に合わせた配慮	保健医療部、福祉1部、福祉2部、(福)松戸市社会福祉協議会

## 1 避難行動要支援者に対する対応

### (1) 要配慮者・避難行動要支援者の定義

#### ア 要配慮者の定義

高齢者・障害者・乳幼児・妊産婦・その他特に配慮を要するものを「要配慮者」と定義する。

#### イ 避難行動要支援者の定義

災害対策基本法では、「要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者」を「避難行動要支援者」と定義している。

本市では、以下に掲げる者のうち、在宅でかつ、避難する時に家族等の支援が困難で、何らかの助けを必要とする者を「避難行動要支援者」と定義する。

- ① 介護保険における要介護3・4・5認定者
- ② 障害者（身体障害1，2級及び知的障害（療育手帳A等）、精神保健福祉手帳1級）
- ③ 65歳以上の一人暮らし高齢者（一人で避難所まで歩いて行けない高齢者、避難所まで歩いて行くことに不安がある高齢者）
- ④ その他災害時の避難支援が必要と認められる者

### (2) 避難行動要支援者名簿の作成

#### ア 避難行動要支援者の把握

市は、次に掲げる通常業務等を通じて避難行動要支援者情報の把握に努める。

- ① 要介護者の情報に関しては、要介護認定情報等により把握
- ② 障害者の情報に関しては、各種障害者手帳台帳等における情報、障害程度区分情報等により把握
- ③ 一人暮らしの高齢者世帯などの高齢者の情報に関しては、住民基本台帳担当部局と連

携し住民基本台帳を活用する等により把握

- ④ 民生委員・児童委員、福祉団体、町会・自治会などからの情報収集により把握  
 なお、在宅の状態にない、病院や社会福祉施設等に入院・入所している避難行動要支援者についても可能な限り把握する。

#### イ 避難行動要支援者名簿の作成

把握した避難行動要支援者の情報をもとに、避難行動要支援者名簿（以下、要支援者名簿という）を作成する。要支援者名簿には、次の事項を記載し、記録する。

なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

- |             |             |                 |       |
|-------------|-------------|-----------------|-------|
| ①氏名         | ②住所         | ③性別             | ④生年月日 |
| ⑤電話番号その他連絡先 | ⑥避難行動要支援者区分 | ⑦その他市長が必要と認める事項 |       |

#### ウ 要支援者名簿の更新

- ① 関係部課で把握している、要介護認定情報、各種障害手帳台帳等における情報、障害程度区分情報、住民基本台帳情報等は、定期的に要支援者名簿に反映・更新できるよう努める。
- ② 民生委員・児童委員、福祉団体、町会・自治会などから、登録が必要と思われる方の情報を受けた場合、登録の申請書等を郵送し、登録の意思確認を行い、要支援者名簿の情報を更新するよう努める。
- ③ 新たに要支援者名簿に掲載されたものに対しては、要支援者名簿情報の提供に対する同意の確認を行うよう努める。また、死亡や転居等により削除が必要なことがわかった場合、速やかに要支援者名簿より削除する。

#### (3) 避難支援等関係者への事前の要支援者名簿情報の提供

##### ア 避難支援等関係者の定義

市は、避難支援等を実施する、町会・自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉関係者、その他避難支援等の実施に携わる関係者を「避難支援等関係者」と定義する。

##### イ 避難支援等関係者への要支援者名簿情報の提供

- ① いざという時の、円滑かつ迅速な避難支援等の実施に役立てるため、市は、平常時より避難支援等関係者に、要支援者名簿情報を、あらかじめ必要な限度で提供するものとする。
- ② 提供する要支援者名簿情報は、要支援者名簿に掲載された当該避難行動要支援者から、避難支援等関係者への情報提供に同意を得たものに限るものとする。
- ③ 要支援者名簿情報の提供に当たっては、当該避難行動要支援者を担当する地域や関係者など必要最低限に限るものとし、無用な情報流出を防ぐよう努めるものとする。
- ④ 要支援者名簿情報の提供を受けた場合、災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられるため、要支援者名簿情報等で知りえた個人情報を正当な理由がなく漏らしてはならない。そのため、そのことを十分認識し、可能な場所で要支援者名簿情報の保管を行う、必要以上に要支援者名簿情報の複製を行わない等、適切に管理する。また、団体が要支援者名簿情報の提供を受けた場合、その団体内部で取り扱うことができる者を限定する。
- ⑤ 市は、要支援者名簿に係る避難行動要支援者及び第三者の権利や利益を保護するために、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## (4) 避難行動要支援者への支援体制の整備

「避難行動要支援者の避難行動に関する取組指針（内閣府、平成25年8月）」、「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き（千葉県、令和4年3月）」及び「松戸市避難行動要支援者避難支援基本方針（平成27年3月）」に基づき、避難行動要支援者に対する避難支援プランを作成し、自主防災組織、消防団、民生委員・児童委員等、地域社会全体で避難行動要支援者を支援する体制づくりを行う。

なお、体制づくりに当たっては、女性の意見を取り入れる等、支援体制の中に女性を位置づけるものとする。

また、この避難支援プランは、災害対策基本法による個別避難計画として整備し、避難行動要支援者及び避難支援等実施者（当該個別避難計画に氏名等が記載された避難支援等の実施者）が同意した場合は同法に基づいて避難支援等関係者に対して個別避難計画情報を必要な限度で提供するとともに、情報漏えい防止など必要な措置を講じる。

## (5) 防災設備等の整備

一人暮らしや、寝たきり高齢者・障害者等の安全を確保するための緊急通報システム及び聴覚障害者等への災害情報の伝達を確実にを行うための文字放送受信装置、電光掲示板等の普及に努めるとともに、消防局と連携し、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置の推進に努める。

## (6) 避難施設等の整備

避難行動要支援者に特別な配慮をするための福祉避難所の整備に努め、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（内閣府、平成28年4月）」、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン（内閣府、平成28年4月）」、「災害時における避難所運営の手引き」（千葉県、平成29年7月）及び「松戸市避難行動要支援者避難支援基本方針」（平成27年3月）に基づき、避難行動要支援者が避難生活を送るために必要となる資器材等の避難施設等への配備、避難場所への手話通訳及び介護ボランティア等の派遣ができるよう（福）松戸市社会福祉協議会等との連携など、要配慮者に十分配慮した運営に努める。

## (7) 防災知識の普及、防災訓練の実施

避難行動要支援者及びその家族に対し、パンフレット、ちらし等を配布する等、広報の充実を図るとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎知識等の理解を高めるよう努める。

## (8) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保等の情報伝達

市は、避難行動要支援者の状態に応じた情報の発令や伝達の配慮、多様な情報伝達手段を確保する等、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難に資するよう努める。

## (9) 避難計画の作成

避難行動要支援者の避難誘導について、避難順位、避難後の対応、被災した避難行動要支援者等の生活の確保を考慮した避難計画を作成する。

なお、避難誘導の留意事項は次のとおりである。

- ア 避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。
- イ 危険な場所には、表示、なわ張りをを行うほか、状況により誘導員を配置すること。
- ウ 状況により、避難行動要支援者を適当な場所に集合させ、車両又は舟艇等による輸送を行うこと。この場合、輸送途中の安全を期すること。
- エ 避難誘導は、収容先での救助物資の配給等を考慮し、できれば町会・自治会等の単位で行う

こと。また、移動もしくは歩行困難な者を優先して行うものとする  
オ 避難行動要支援者については、その状態に応じた適当な避難誘導を行うとともに、職員及び自主防災組織の隊員等による避難確認を行うこと。

## 2 福祉施設における防災対策

---

福祉施設に通所あるいは入所する者（以下、「入所者等」という。）の安全を確保するとともに、その他福祉施設に対しても、以下の対策を講じるよう周知する。

### (1) 施設の安全対策

施設管理者は、施設の耐震化等、災害に対する安全性の向上に努める。

また、電気、水道等の供給停止に備えて、入所者等が最低限度の生活維持に必要な飲料水、食料、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧等に必要な非常用の発電機等の防災設備の整備に努める。

### (2) 組織体制の整備

施設管理者は、消防署の指導などを受け、防火管理者等を中心として防災組織を整え、職員の任務分担、動員網、緊急連絡体制等を明確にしておく。

また、日頃から市と連携し、他の福祉施設との相互協力や近隣住民及び自主防災組織等とのつながりを深め、入所者等の実態等に応じた支援・協力が得られるよう体制づくりを行う。

### (3) 施設の防災計画の作成

施設管理者は、災害時における業務の内容と従事職員の役割分担を整備し、施設の保全対策や入所者等の避難対策等を明確にした施設の防災計画を作成するものとする。

### (4) 防災学習・防災訓練の充実

施設管理者は、職員や入所者等に対し、地震に関する知識や災害時にとるべき行動について、理解や関心を高めるための実践的な学習と防災訓練を定期的に行う。

### (5) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施

水防法、土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律の改正により、浸水想定区域又は土砂災害警戒区域にかかる要配慮者利用施設には避難確保計画の作成及び避難訓練が義務化されたことを踏まえ、施設管理者は市に対して避難確保計画を提出するとともに、避難訓練の実施状況を適宜報告する。

【資料編 浸水想定区域・土砂災害警戒区域にかかる地下街・要配慮者利用施設一覧】

## 3 乳幼児や妊産婦に対する対策

---

平常時でも脆弱性の高い乳幼児や妊産婦を要配慮者と位置づけ、避難所運営マニュアル等での配慮の明確化、備蓄物品の充実、乳幼児や妊産婦を含めた防災訓練・防災教育の実施などを行う。

また、関係するボランティア団体との連携などを行う。

## 4 外国人に対する対策

---

言語、生活習慣、防災意識が異なり、日本語の理解が十分でない外国人を要配慮者と位置づけ、多言語による広報の充実、避難場所等の標識の多言語化、外国人を含めた防災訓練・防災教育を実施する。

## 〈本部員の配備〉

配備体制		警戒本部 (警戒)	災害対策本部 (第1・第2・第3)
本部員			
	本部長（市長）	—	○
	副本部長（副市長）	—	○
本部付	教育長	—	○
	代表監査委員	—	○
	水道事業管理者	—	○
	病院事業管理者	—	○
	市議会事務局長	○	○
各部長・局長	総務部長	○（本部長）	○
	総合政策部長	○（副本部長）	○
	財務部長	○	○
	市民部長	○	○
	経済振興部長	○	○
	環境部長	○	○
	健康医療部長	○	○
	福祉長寿部長	○	○
	子ども部長	○	○
	街づくり部長	○	○
	都市再生部長	○	○
	建設部長	○	○
	消防局長	○	○
	病院事業管理局長	○	○
	生涯学習部長	○	○
	学校教育部長	○	○

## (3) 動員の区分

## ア 所属動員

通常の勤務場所に参集する。

## イ 指定動員

事前に次の指名を受けた職員は、あらかじめ指定された場所に参集する。

(ア) 災害対策本部事務局勤務者は、市庁舎別館1階災害対策室及び危機管理課に参集

(イ) 「避難所直行職員」は、担当する避難所に参集

(ウ) 「本部会議構成員」は、本部会議実施時、市庁舎別館1階災害対策室又は地下研修室に参集

(エ) 保健師・看護師は別途定める「災害時保健活動のための保健師・看護師一括集約マニュアル」に基づき中央保健センターに参集又は指定された避難所に直行

(オ) その他臨時に指名された職員は、あらかじめ指定された勤務場所と異なる場所に参集

## (4) 参集時の留意事項

## ア 参集方法

(ア) 災害の状況により勤務場所への登庁が不可能な場合は、最寄りの支所に参集し、その旨を本部に連絡する。この場合、参集手段が確保されるまでは、各施設の責任者の指示に基づい

- イ 設置場所  
市庁舎別館危機管理課内
  - ウ 業務の運営  
総務部長の指揮の下、危機管理課長は情報体制等強化の体制をとり、情報収集等を実施する。
  - エ 解散基準  
総務部長の指示による。
- (2) 警戒本部
- ア 設置基準
    - (ア) 市域で震度5弱が観測されたとき【自動設置】
    - (イ) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき
    - (ウ) その他、市長が必要と認めたとき
  - イ 設置場所  
市庁舎別館危機管理課内及び災害対策室
  - ウ 業務の運営
    - (ア) 初動対応  
警戒配備基準に基づき、総務部長を中心として、迅速に必要なに応じた配備体制をとり、災害対策室に各対策ブースを設置して、地震情報の収集・伝達、被害状況の把握・報告、庁内関係部署及び関係機関への連絡を行う。
    - (イ) 各対策業務  
警戒本部の組織及び運営は、災害対策本部に準ずるものとする。  
各対策業務は、**松戸市業務継続計画（BCP）＜自然災害編＞**を基準とする。
  - エ 報告  
危機管理課長は、被害状況を取りまとめ、速やかに総務部長を経由して市長に報告する。  
千葉県、自衛隊、警察署、その他防災関係機関等に対し、必要に応じて電話等の可能な手段により連絡する。
  - オ 解散基準
    - (ア) 災害対策本部を設置したとき
    - (イ) 災害の危険性が解消し又は災害応急対策が概ね完了したと市長（本部長）が認めたとき
- (3) 災害対策本部
- ア 災害対策本部の設置  
市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第23条第2項及び松戸市災害対策本部条例に基づき、災害対策本部を設置する。  
災害対策本部を設置した場合は、災害の規模に応じた相当の被害を予測し、市民の生命や身体及び財産を災害から守るため、市の組織及び機能の全てを挙げて災害対策に当たるとともに、全ての部局の職員が必要な対策に当たる。
  - イ 設置基準及び時間
    - (ア) 市域で震度5強以上が観測されたとき【自動設置】
    - (イ) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき
    - (ウ) その他、市長が必要と認めたとき  
設置にあつては、発災から概ね1時間以内に完了させる。
  - ウ 設置場所
    - (ア) 災害対策本部は、市庁舎別館1F災害対策室に設置する。ただし、損壊等の理由により設

置予定の建物へ本部設置が困難な場合は、本部長の判断で、次の順位により本部設置場所を変更する。

(イ) 災害対策本部の代替施設

第1順位 消防局 第2順位 議会棟 第3順位 中央保健福祉センター  
状況により、本部長が決定する。

(ウ) 災害対策本部設置の報告等

本部を設置した場合、直ちに千葉県、自衛隊、警察署、その他防災関係機関等に報告する。

報告先	報告手段
市各部局	庁内放送、防災行政無線、掲示板
千葉県、隣接市	千葉県防災情報システム、県防災行政無線、TEL、FAX
防災関係機関、報道機関	電話、FAX、MCA無線
一般市民	防災行政無線、松戸市ホームページ、ツイッター、広報車、安全安心メール

エ 組織及び事務分掌

(ア) 災害対策本部の組織及び運営は、松戸市災害対策本部条例の定めるところによる。運営の詳細は、**松戸市業務継続計画（BCP）＜自然災害編＞**を基準とする。

(イ) 本部の構成

本部に本部長、副本部長、総務部長、本部付、各部長・局長を置く。

(ウ) 本部会議

災害対策の基本方針や重要事項の決定、総合調整等が必要な場合、本部長は本部会議を招集する。本部会議の構成員は、本部長、副本部長、総務部長、本部付及び本部長が指名する者とする。

構成員に事故ある場合等は、次席責任者が代理として出席する。

なお、消防局にあつては、災害状況により局長の指名する者が出席する。

〈本部会議の構成〉

議 員	本部長、副本部長、本部付、部長・局長
事務局	総務部長、危機管理課長、災害対策室勤務職員等

(エ) 本部事務局

防災関係機関との連絡及び調整を行うため、本部事務局を置く。

本部事務局長は総務部長とし、本部事務局員は、危機管理課を中心とした各対策ブースの運営、連絡・調整等を実施する災害対策室勤務の職員によって構成する。本部事務局は、各部との連絡・調整のため、各部の連絡調整職員を参集できる。

オ 本部長（市長）との連絡、視察者等の対応

(ア) 本部長との連絡要領は、**松戸市業務継続計画（BCP）＜自然災害編＞**に基づき実施する。

(イ) 本部長が行う被災地への視察や、国等からの視察者への対応には、本部事務局と調整を図りながら**広報部**が実施する。

カ 本部長（市長）の代理

本部長が、被災等の理由により本部長としての職務を執れない場合は、市長の職務を代

〈災害対策本部の組織体系〉





## 〈部・班の構成と所掌業務〉

部 名 部 長 事務局 他構成課	班 名 班 長 他構成課	所 掌 業 務	
対策本部事務局 総務部長	危機管理課長 危機管理課等	○災害対策（警戒）本部の設置・運営に関すること	
		○県等への応援要請、連絡調整に関すること	
		○避難指示等の発令に関すること	
		○防災無線等の通信統制に関すること	
		○災害対策の総合調整に関すること ○災害救助法関係事務の総括に関すること	
総務部 総務部長 行政経営課	調整班 行政経営課長	○庁内各部事務局（統括課）との調整に関すること ○本部指令の伝達に関すること	
	情報・運用支援班 総務課長	○情報収集・処理・伝達に関すること ○住民からの通報等の受信に関すること	
	文書管理課・人事課・情報政策課・男女共同参画課	○災害状況の記録に関すること	
		○職員の安否確認、登庁状況及びサービスに関すること	
		○職員等の給食に関すること	
		○他自治体等の応援職員の受入れの統括・調整に関すること	
		○災害復興計画の策定に関すること（当初の取りまとめ）	
		広報部 総合政策部長 政策推進課	○報道機関との連絡調整に関すること
			○広報に関すること
			○市議会との連絡調整に関すること
○本部長の秘書に関すること			
○災害視察等の対応に関すること			
財務部 財務部長 財政課	財務班 会計管理者	○災害対策関係予算その他財務に関すること ○災害見舞金、被災者生活再建支援金の事務の補助に関すること	
	会計課・財政課・財産活用課・契約課・技術管理課	○車両と燃料の確保・管理に関すること	
		○緊急通行車両の届出に関すること	
		○市有施設の利用調整（仮設用地、仮置場等）に関すること	
		調査班 税制課長	○住民の避難誘導に関すること ○被害状況調査に関すること ○被害家屋認定調査及び罹災証明に関すること
	市民部 市民部長 市民自治課	税制課・債権管理課・市民税課・固定資産税課・収納課	○避難所運営・管理の総括に関すること
			○地区（本庁管轄4・支所管轄11）毎の避難所総括に関すること
			○各地域の災害情報に関すること
			○避難所（市民センター、男女共同参画センター、勤労会館）の開設・運営支援に関すること
			○住民の安否情報に関すること
○外国人の安否確認、避難支援に関すること			
○防犯に関すること			
○災害相談窓口の設置・運営に関すること			
市民安全課・市民課・常盤平支所・小金支所・小金原支所・六実支所・馬橋支所・新松戸支所・矢切支所・東松戸支所			

部 名 部 長 事務局 他構成課	班 名 班 長 他構成課	所 掌 業 務
<b>経済振興部</b> 経済振興部長 商工振興課  にぎわい創造課・国際推進課・消費生活課・農政課・公営競技事務所・農業委員会事務局		<ul style="list-style-type: none"> <li>○大規模小売店舗等との連絡調整、帰宅困難者・滞留者への情報提供に関する事</li> <li>○食料・生活必需品等の調達、避難所等への供給に関する事</li> <li>○救援物資集配拠点(全般)の設置・管理に関する事</li> <li>○救援物資の仕分け、避難所等への供給に関する事</li> <li>○農業用水路のはん濫等の警戒、二次災害防止に関する事</li> <li>○農林水産関連の被害調査、応急対策に関する事</li> <li>○商工業の被害調査、応急対策に関する事</li> <li>○農林水産関連の復旧対策に関する事</li> <li>○商工業者の復旧支援に関する事</li> </ul>
<b>環境部</b> 環境部長 環境政策課  廃棄物対策課・ <b>清掃施設整備課</b> ・環境保全課・環境業務課・東部クリーンセンター・日暮クリーンセンター・和名ヶ谷クリーンセンター		<ul style="list-style-type: none"> <li>○し尿(簡易トイレによる収集・処理を含む)・災害廃棄物の収集・処理に関する事</li> <li>○し尿処理施設・ごみ処理施設の被害調査、応急・復旧対策に関する事</li> <li>○トイレ対策の総括(仮設トイレの配置計画含む)に関する事</li> <li>○避難所(各クリーンセンター)の開設・運営支援に関する事</li> <li>○防疫(消毒、駆除)に関する事</li> <li>○動物対策に関する事</li> </ul>
<b>福祉1部</b> 福祉長寿部長 <b>福祉政策課</b>  <b>高齢者支援課</b> ・地域包括ケア推進課・介護保険課・ <b>生活支援課</b> ・障害福祉課・健康福祉会館		<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域福祉避難所(老人福祉センター等)の開設・運営に関する事</li> <li>○二次福祉避難所(協定を締結している県立特別支援学校や特別養護老人ホーム)の設置・運営に関する事</li> <li>○高齢者等要配慮者の支援に関する事</li> <li>○障害者等要配慮者の支援に関する事</li> <li>○災害弔慰金の支給等の事務の補助に関する事</li> <li>○<b>災害ボランティアセンターの設置協力、連絡調整に関する事</b></li> <li>○<b>赤十字義援金の受付・保管・配分に関する事</b></li> <li>○<b>災害弔慰金の支給等に関する事務の立ち上げに関する事</b></li> <li>○<b>災害見舞金、被災者生活再建支援金に関する事務の立ち上げに関する事</b></li> </ul>
<b>福祉2部</b> 子ども部長 子ども政策課  子育て支援課・子どもわかもの課・ <b>こども家庭センター</b> ・幼児教育課・保育課		<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難所(市民センター、体育施設を除く)の運営支援に関する事</li> <li>○応急保育に関する事</li> <li>○防疫(保健衛生)の補助に関する事</li> </ul>

部 名 部 長 事務局 他構成課	班 名 班 長 他構成課	所 掌 業 務
<b>保健医療部</b> 健康医療部長 健康政策課  地域医療課・健康推 進課・予防衛生課・ 国保年金課		<ul style="list-style-type: none"> <li>○市救護本部の設置・運営に関する事</li> <li>○救護所に関する事</li> <li>○防疫（保健衛生）の総括に関する事</li> <li>○遺体の処理・埋火葬の総括に関する事</li> </ul>
<b>街づくり部</b> 街づくり部長 都市再生部長 都市計画課 松戸駅周辺整備振興 課  街づくり課・交通政 策課・みどりと花の 課・公園緑地課・住 宅政策課・建築指導 課・建築審査課・建 築保全課・新庁舎整 備課		<ul style="list-style-type: none"> <li>○交通機関（鉄道・バス）との連絡調整、帰宅困難者・滞 留者への情報提供に関する事</li> <li>○臨時ヘリポートの設置・管理に関する事</li> <li>○被害家屋認定調査（二次調査）の協力に関する事</li> <li>○市有建築物、公園の点検、被害調査、応急・復旧対策に 関する事</li> <li>○土砂災害の警戒に関する事</li> <li>○建築物及び宅地の応急危険度判定に関する事</li> <li>○被災家屋の修理・障害物除去等に関する事</li> <li>○仮設住宅等の確保・管理に関する事</li> <li>○復興都市計画に関する事</li> </ul>
<b>建設部</b> 建設部長 建設総務課  道路建設課・道路維持 課・用地課・河川清流 課・下水道経営課・下 水道整備課・下水道維 持課		<ul style="list-style-type: none"> <li>○道路・河川・下水道の点検、被害調査、応急・復旧対策に 関する事</li> <li>○緊急輸送道路の確保に関する事</li> <li>○土砂災害の警戒、応急・復旧対策に関する事</li> <li>○マンホールトイレの点検・管理に関する事</li> <li>○水防活動、救出活動の協力に関する事</li> </ul>
<b>教育1部</b> 生涯学習部長 教育総務課  教育政策研究課・社 会教育課・文化財保 存活用課・スポーツ 課・図書館		<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難所（体育施設）の開設・運営支援に関する事</li> <li>○物資集配拠点（松戸運動公園）の設置・管理に関する事</li> <li>○救援物資の仕分け、避難所等への供給に関する事</li> <li>○社会教育施設の被害調査、応急・復旧対策に関する事</li> <li>○文化財等の被害調査、応急対策に関する事</li> </ul>
<b>教育2部</b> 学校教育部長 学校財務課  学務課・学習指導 課・児童生徒課・学 校施設課・市立高等 学校・小学校・中学 校		<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難所（市民センター、体育施設を除く）の開設・運営支 援に関する事</li> <li>○応急教育に関する事</li> <li>○被災児童・生徒の調査、学用品の調達に関する事</li> <li>○学校施設に関する事</li> </ul>

## 3 災害対応拠点設置予定場所

	種 類	施設名
本 部	災害対策本部	①市役所別館1階災害対策室 ②消防局 ③議会棟 ④中央保健福祉センター
	情報集約拠点	各支所
	プレスセンター	市役所新館記者室又は市役所別館行政資料センター
避 難	避難場所	市指定 96 か所 <sup>※</sup>
	避難所	市指定 107 か所 <sup>※</sup> 【資料編 指定緊急避難場所・指定避難所一覧】
	福祉避難所	健康福祉会館（ふれあい22） 老人福祉センター6か所 市民センターの一部（協定施設）
	帰宅困難者向け一時 滞在施設	松戸市民会館 松戸市民劇場 東葛飾合同庁舎 県立西部図書館 流通経済大学（協定施設）
活 動 部 隊	消防・警察・自衛隊 集結地	21世紀の森と広場 松戸運動公園 松戸競輪場 江戸川河川敷 21世紀の森と広場西駐車場 千駄堀多目的スポーツ広場
	相互応援市町村	松戸競輪場
	臨時ヘリポート	離着陸可能なグラウンド等 <sup>※</sup> 【資料編 ヘリコプター離発着可能地点の位置基準】
医 療	市救護本部	中央保健福祉センター
	病院前救護所	市指定 10 病院 <sup>※</sup> 【資料編 病院前救護所予定施設一覧】
	学校救護所	市指定 17 学校 <sup>※</sup> 【資料編 学校救護所予定施設一覧】
生 活 ・ ラ イ フ ラ イ ン	食料・物資集配拠点	松戸運動公園 南部市場 21世紀の森と広場
	給水拠点	浄水場 給水場 配水場 防災用井戸 耐震性飲料水兼用貯水槽 耐震性井戸付貯水槽 <sup>※</sup> 【資料編 防災用井戸・耐震性貯水槽一覧】
	下水道災害対策班	下水道維持課内（本庁被災時、金ケ作終末処理場内）
	災害ボランティアセ ンター	総合福祉会館
	ペットの収容所	避難所周辺敷地内
	仮設住宅設置場所	市保有地、小中学校グラウンド
	がれき等の仮置き場	公園やスポーツ施設等の公有地等
窓 口	災害相談窓口 （3日以内に設置）	市役所別館地下
	災害相談センター （10日以降設置）	広報広聴課内
調 査 ・ 証 明	応急危険度判定実施 本部	街づくり部建築指導課内
	被災宅地危険度判定 実施本部	街づくり部住宅政策課内
	罹災調査本部	財務部税制課内
	罹災証明書発行場所	財務部税制課内
遺 体	遺体安置所	北山会館（市斎場）
	火葬場	北山会館（市斎場）

※具体的な設置場所については「資料編」を参照

【資料編 松戸市災害対策本部条例】

【資料編 松戸市災害対策本部規程】

【資料編 本部標識等】

## 第3節 情報の収集・伝達

### 【計画の指針】

災害の拡大防止、人命救助等を効果的に行うには、市内各地の被害の有無についての情報を素早く収集して、集まった情報をもとに災害の**全体像**や今後の状況を予測して、先手を打つ必要がある。また、判断基準となる情報を覚知したときは、関係者や住民に速やかに情報を伝達し、災害対策を促進する必要がある。

このため、利用可能なあらゆる手段をもって、早く確実に、信頼性のある災害情報を収集・伝達・共有する。

### 【計画の体系・担当】

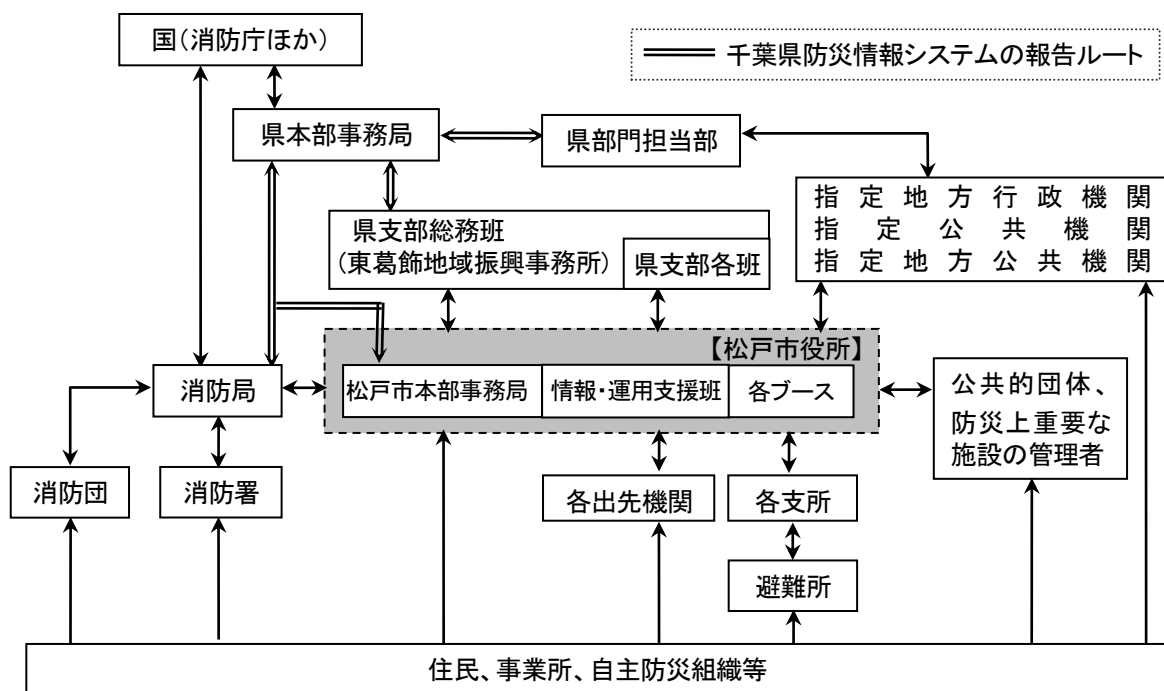
項目	担当
1 通信の確保	各部・各班、防災関係機関
2 情報収集	各部・各班、防災関係機関
3 被害調査	各部・各班、防災関係機関
4 情報のとりまとめ、報告	各部・各班、防災関係機関
5 広報	各部・各班、防災関係機関
6 報道機関への対応	広報部
7 住民相談	市民部、各部・各班

## 1 通信の確保

### (1) 連絡体制

各部・各班及び防災関係機関は、通信機器ごとに専従者を配置し、通信記録をとる。なお、緊急の場合を除き、連絡はFAX、Eメールにより行う。

【資料編 受信用紙、発信用紙】



<連絡系統図>

※2 JMAT (Japan Medical Association Team) とは、日本医師会が設立した災害時の「急性期・亜急性期」の医療活動を目的とした医療チームで、災害の状況により日本医師会が都道府県医師会を通じて医療関係者を派遣する。

## 2 医療救護活動

### (1) 市救護本部の設置

災害発生時における医療救護活動の全体的な調整や関係機関との連携を図るため、中央保健福祉センターに医療救護活動を専門的に統括する市救護本部を設置する。

市救護本部には、**健康医療部長**を本部長として、**(一社)**松戸市医師会、**(公社)**松戸歯科医師会、**(一社)**松戸市薬剤師会、**(公社)**看護協会松戸支部及び**保健医療部**の各責任者及び災害医療コーディネーターを設置し、連携して活動を実施する。

市救護本部は、震度5強以上の場合又は市長の指示がある場合や市救護本部長(**健康医療部長**)が必要と判断したときに設置できる。

#### 〈市救護本部の構成等〉

設置場所	中央保健福祉センター
本部長	<b>健康医療部長</b>
本部長	松戸市医師会長、松戸歯科医師会長、松戸市薬剤師会長、災害医療コーディネーター
総合調整部	<b>健康政策課長</b> 、 <b>(一社)</b> 松戸市医師会(連絡調整担当)、災害時保健活動責任者(市保健師)、保健医療部員
医療救護情報部	地域医療課長、保健医療部員
診療部	(一社)松戸市医師会、(公社)松戸歯科医師会、市立総合医療センター医師、(公社)看護協会等
薬剤部	(一社)松戸市薬剤師会
保健衛生部	健康推進課長、保健医療部員(医療専門職含む)

#### 〈市救護本部の各部の所掌業務〉

部名	業務
総合調整部	<ul style="list-style-type: none"> <li>本部長の補佐、資料作成等庶務全般</li> <li>県医療対策本部、市の各対策本部、松戸保健所等との連携</li> <li><b>松戸市</b>医師会長、災害医療コーディネーター等と連携した医療・保健活動に関する企画立案、総合調整</li> <li>従事職員の調整(食事、宿泊等の調整含む)</li> <li>外部からの応援人員(医療職団体等)の受援および業務コントロール</li> </ul>
医療救護情報部	<ul style="list-style-type: none"> <li>中央保健福祉センターの開錠</li> <li>医療機関の被害状況、稼動状況等の収集</li> <li>EMISの代行入力</li> <li>病院前救護所、学校救護所の設営、連絡</li> <li>流通備蓄医療資器材の運用</li> <li>本部内必要物品、備品の調達</li> </ul>
診療部	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療従事者の確保</li> <li>医療救護班の編成、派遣</li> </ul>
薬剤部	<ul style="list-style-type: none"> <li>医薬品等の調達</li> </ul>
保健衛生部	<ul style="list-style-type: none"> <li>診療部と連携して医療救護班員としての活動</li> <li>避難所のアセスメント及び保健衛生対策支援</li> <li>巡回健康相談、巡回保健指導(避難所、在宅)</li> <li>福祉1部、福祉2部と連携した要配慮者支援</li> <li>感染症対策、衛生対策、健康管理全般</li> </ul>

## (2) 救護活動の調整

市内全般の救護活動の調整は、災害医療コーディネーター及び松戸市医師会長を中心に実施する。

なお、災害医療コーディネーターは超急性期（72時間以内）の応急医療活動の調整を担当する者と応急医療を要しない被災者や在宅医療の医療活動を担当する者を予め指定する。

## (3) 医療救護班の編成

市救護本部は、病院前救護所及び学校救護所を配置する場合、（一社）松戸市医師会、（公社）松戸歯科医師会及び（一社）松戸市薬剤師会から、各学校救護所へ医師、歯科医師、薬剤師、看護師等を派遣し、市職員（看護師等及び事務職）等と医療救護班を編成して医療救護活動を実施する。

必要に応じて、市救護本部を通じ、県災害医療本部及び松戸保健所等に医薬品の供給や応援を要請する。

## (4) 医療情報の収集

救護本部は（一社）松戸市医師会及び千葉県等の連携のもと、防災行政無線や電話、IP電話、FAX、EMIS（広域災害救急医療情報システム）等により、医療施設の被害状況や診療機能の確保状況などの医療に関する情報を収集し、関係機関等との情報共有を図る。

必要に応じて、EMISの代行入力を行う。

## (5) 病院前救護所の設置と運営

災害医療拠点病院及び災害医療協力病院の10病院は、各病院の災害マニュアル等に基づき病院前救護所を設置する。（一社）松戸市医師会、（公社）松戸歯科医師会、（一社）松戸市薬剤師会の各会員（学校救護所参集指定医師等、自院にて診療継続をする医師等を除く）は病院前救護所へ参集し、トリアージ活動、情報共有・伝達等を行う。

病院前救護所は、病院スタッフ、参集した各会員、DMAT、保健医療部職員により運営する。

## (6) 学校救護所の設置と運営

市救護本部の指示に基づき市内17の小・中学校に設置する。ただし、既に傷病者がいる場合等は本部の指示を待たずに参集と同時に設置する。

予め指定された（一社）松戸市医師会、（公社）松戸歯科医師会、（一社）松戸市薬剤師会の各会員及び保健医療部職員が参集し、保健室等にある流通備蓄医療資器材等を用い、トリアージ、軽症者の治療、重症者等の医療機関への搬送を行う。

医療救護班長に指定されている医師を中心に参集したスタッフで運営するが、不足する場合は避難者の中から医療関係者等を募って、体制を強化する。

## 〈救護所での活動〉

病院前救護所	学校救護所
①トリアージ	①トリアージ
②軽症者の治療	②軽症者の治療
③中等症、重症者に対する院内受け入れ又は搬送までの応急処置	③中等症・重症者に対する応急処置
④市救護本部、関係機関との連絡・調整	④受け入れ医療機関への搬送
	⑤ボランティアの要請・調整
	⑥避難者等に対する健康相談

## (7) 傷病者の搬送

中等症・重症者の病院前救護所までの搬送は救急車等による搬送が望ましいが、困難な状況においては、自主防災組織、町会・自治会及び事業所（自衛消防組織）などへ協力を呼びかけ、連携

して対応する。

災害拠点病院又は県外の医療機関までの搬送は、救急車又はヘリコプターにより行う。

学校救護所から病院前救護所への搬送は、救急車、公用車、応援車両等を原則とするが、多数の負傷者の搬送等は災害応援協定によるタクシー、バスによる搬送を、財務班を通じて要請する。

【資料編 災害協定一覧】

#### (8) 透析患者等への対応

人工透析等の応急措置が必要な患者は、市内の対応可能な医療機関で対応する。対応が困難な場合、県を通じて受け入れ医療機関を確保し、車両、ヘリコプター等で搬送する。

#### (9) 助産

通常の出産については、被災していない市町村の医療機関で受診するよう指導する。胎児及び妊婦に生命の危険がある場合は、医療機関の対応状況を確認し、困難な場合は、県を通じて受け入れ医療機関を確保し、救急車又はヘリコプター等で搬送する。

#### (10) 医療救護班等の受入れ

市救護本部は、県から派遣された医療救護班や災害派遣医療チーム（DMAT・JMAT）を速やかに受入れ、傷病者や被災状況、医薬品・医療資機材、各救護所や市救護班の活動状況に関する情報を共有し、有効な医療救護活動を実施するため、派遣された医療救護班等と調整を図る。

#### (11) 医療用資機材・医薬品等の確保

救護のための医療器具及び医薬品は、初動対応時には学校救護所での備蓄品を活用することとするが、状況に応じて（一社）松戸市薬剤師会、各医療機関等に協力を要請する。また、不足する場合は、松戸保健所及び県災害医療本部に対し医薬品等の供給を要請し、松戸保健所に備蓄している医薬品のほか、千葉県と千葉県医薬品卸協同組合が締結した協定に基づき、速やかに医薬品の供給を受ける。

輸血用の血液及び血液製剤が必要なときは、千葉県を通じて赤十字血液センター等に供給を依頼する。

## 3 被災者の健康管理

---

#### (1) 避難所の巡回医療

保健医療部は（一社）松戸市医師会、（公社）松戸歯科医師会、（一社）松戸市薬剤師会、松戸保健所等との連携のもと、医療救護班を編成して、避難所で巡回医療を行う。

#### (2) 避難所の巡回健康相談・保健指導

保健医療部は被災者の健康状態等の把握、エコノミー症候群の予防、療養相談、精神保健相談（こころのケア）、栄養相談等のため、三師会と連携して保健師等による避難所の巡回健康相談を行う。

また、巡回時に避難所を健康の視点からアセスメントし、必要に応じて感染対策の強化等環境対策の見直しや巡回医療につなげる。

#### (3) 在宅避難者の健康相談・保健指導

保健医療部は在宅避難者の健康状態の確認及び健康相談を行う。在宅避難者の中には要配慮者もいるため、松戸保健所、福祉1部、福祉2部等と連携を図って実施する。

#### (4) 医療職の受援と差配

保健医療部は災害派遣医療地チーム（DMAT、JMAT）以外の医療職団体（看護協会、理学療法士会等）や他自治体からの応援保健師等についても受援を行い、巡回医療や巡回相談を調



## 第9節 防疫・清掃・障害物の除去

### 【計画の指針】

災害時には、ライフライン等の機能低下により衛生状態が悪化するほか、避難所となる施設も公衆衛生上良好な環境とはいえず、感染症や食中毒、その他健康障害が発生するおそれがある。このため、防疫や衛生監視、健康診断等の活動を早期に実施することが重要である。

また、想定地震が発生した場合、被災家屋の解体・撤去により、市の廃棄物処理能力をはるかに超える大量のがれき（約144万トン）が発生する可能性がある。また、ライフラインの停止により、下水道処理区域においてもし尿の収集・処理が必要となる可能性がある。このため、災害廃棄物等の収集、処理体制を早期に確保するとともに、ごみの分別ルールや、仮置場の確保、管理体制を徹底する必要がある。

### 【計画の体系・担当】

項目	担当
1 防疫活動	保健医療部、環境部、松戸保健所、(一社)松戸市医師会
2 保健活動	保健医療部、松戸保健所、(一社)松戸市医師会
3 し尿の処理	環境部
4 ごみの処理	環境部
5 障害物の除去	街づくり部、建設部、県東葛飾土木事務所、千葉国道事務所、首都国道事務所、江戸川河川事務所
6 がれき等の処理	環境部、街づくり部
7 動物対策	環境部、松戸保健所、県動物愛護センター、(公社)県獣医師会

### 1 防疫活動

#### (1) 防疫実施体制

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）に基づき、県と協力して防疫活動を行う。

#### (2) 防疫活動

##### ア 検病調査及び健康診断

松戸保健所は、(一社)松戸市医師会等の協力を得て避難所等において検病調査及び健康診断を実施する。保健医療部は、松戸保健所に協力する。

##### イ 感染症患者への措置

感染症の発生動向に通常とは異なる動向が認められる場合は、松戸保健所の行う必要な措置について協力する。

#### 〈感染症患者等への措置〉

- |                   |        |        |
|-------------------|--------|--------|
| ① 発生状況、動向及び原因の調査  | ② 健康診断 | ③ 就業制限 |
| ④ 感染症指定医療機関への入院勧告 | ⑤ 消毒等  |        |

##### ウ 広報活動

保健医療部は、防疫に関する予防教育及び広報活動の強化に努める。

##### エ 消毒の実施

環境部は、災害により感染症が発生し、又は発生のおそれのある地区に消毒を行う。また、自主防災組織等を通じて薬品を配布する。

ア 災害による社会混乱のため遺体の処理を行うことができない場合

イ 死体取扱規則（平成25年国家公安委員会規則第4号）、刑事訴訟法第229条（検視）、検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）に基づき、警察官の遺体検視（見分）終了後、警察当局から遺族又は市の関係者に引渡された後の必要な遺体の処理をする場合

(2) 遺体安置所の設置

保健医療部は、遺体の検案、安置等を行うため、北山会館（市斎場）に遺体安置所を開設する。棺、ドライアイス等必要な資器材は、協定団体から確保する。

【資料編 災害協定一覧】

(3) 遺体の調査、検視（見分）

警察署は、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号）、死体取扱規則に基づき遺体の調査、検視（見分）を行う。

身元が不明の場合は、住民、報道機関等の協力を得て、身元や身元引受人を調査する。

(4) 遺体の搬送

遺体安置所等への遺体搬送は、警察署、消防局、消防団、遺族又は自主防災組織等が協力して実施するが、困難な場合は、市有車両、自衛隊等の搬送可能な車両により搬送する。

(5) 遺体の処理

保健医療部は、市に引き渡された遺体の検案等の処理を手伝う。検案医師は、県、日赤千葉県支部、（一社）松戸市医師会、（公社）松戸歯科医師会等に出動を要請して確保する。

遺体の処理は、遺体安置所で行い、処理が終了後に遺族へ引き渡す。

被害状況により市で処理不可能な場合は、国、県、近隣市町村及びその他関係機関の応援を得て実施する。

〈遺体の処理項目〉

① 遺体の洗浄、縫合 消毒等の処理	遺体識別のための洗浄、縫合、消毒等の措置
② 遺体の一時保存	身元が識別されない遺体又は短期日の間に埋火葬することが困難な場合には、そのまま一時保存する。
③ 検案	遺体の死因その他の医学的検査をする。

### 3 遺体の埋火葬

(1) 埋火葬の対象

市は、次の場合に埋火葬を行う。

ア 災害時の混乱の際に死亡した者

イ 災害のため埋火葬を行うことが困難な場合

(2) 埋火葬の受付

保健医療部は、遺体安置所又は災害相談センターで埋火葬許可書を発行する。

(3) 埋火葬

遺体は北山会館（市斎場）で火葬する。使用できない場合又は火葬能力を上回る場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づいて他市町村の火葬場で対応するよう広域応援要請を行う。

また、遺族では遺体の搬送が困難なときは、葬儀業者、自衛隊等に協力を要請する。

(4) 身元不明者の遺骨・遺留品の取り扱い

## 第11節 生活支援

### 【計画の指針】

#### 〈給水〉

- 初期の給水は、病院、救護所等の重要施設を優先して緊急給水を行い、市民は各家庭の備蓄飲料水で対応することを原則とする。
- 給水車等の応援体制が整うまでは、給水場及び浄水場、井戸、貯水槽及び緊急遮断弁付き受水槽へ市民、自主防災組織、町会・自治会等が飲料水を取りにくることを基本とする。
- 千葉県や周辺市町村、全国からの応援体制ができしだい、避難所、公園に給水拠点を拡大し給水活動を行う。

#### 〈食料の供給〉

- 災害発生3日目までは、家庭内備蓄、市等の備蓄食料で対応する。
- 避難生活が4日以上に及ぶ場合は、協定に基づき**事業者等**に食料の調達を要請して避難所に供給する。
- 自主防災組織（避難所運営委員会）から自主的に炊き出しの申し出がある場合は、ガスボンベ、調理器具、食材等の供給支援を行う。

#### 〈生活必需品等の供給〉

- 災害発生3日目までは、家庭内備蓄、市等の備蓄物資で対応する。
- 避難生活が4日以上に及ぶ場合は、協定に基づき**事業者等**に物資の調達を要請して避難所に供給する。
- 全国からの救援物資は物資集積場所を設置して、被災者に供給する体制をとる。ただし、企業・団体からの救援物資のみ受け付けることを原則とする。
- 各対策は、災害救助法が適用された場合は、千葉県が行い、市はこれを補助する。

### 【計画の体系・担当】

項目	担当
1 給水	水道部、県企業局
2 食料の供給	経済振興部、市民部、福祉1・2部、調査班、情報・運用支援班
3 生活必需品の供給	経済振興部、市民部、福祉1・2部、調査班
4 救援物資の受け入れ	経済振興部
5 物資集配拠点の運営	経済振興部、教育1部

## 1 給水

### (1) 水源の確保

水道部及び関係部局は、浄水場、配水場、防災用井戸、耐震性貯水槽、緊急遮断弁付き受水槽又は防災協力民間井戸等を水源とし、飲料水の確保に努める。また、県企業局は「企業局水道事業震災対策基本計画」に基づき、飲料水を確保する。

【資料編 防災用井戸・耐震性貯水槽一覧】

【資料編 防災協力民間井戸一覧】

## 〈緊急時の最寄り連絡先〉

部隊名	陸上自衛隊需品学校【松戸】
連絡責任者（時間外）	企画室副室長（駐屯地当直司令）
連絡先	電話 047-387-2171 内線 202、203（302）
時間内 8:00～17:00（時間外）	県防災行政無線 636-721、当直 636-723

## (3) 受入体制

情報・運用支援は、自衛隊の災害派遣要請を依頼した場合、作業計画を作成し、次のような受入体制を整える。

## 〈自衛隊の受入体制〉

項目	内容
作業計画の作成	① 作業箇所及び作業内容 ② 作業箇所別必要人員及び必要機材 ③ 作業箇所別優先順位 ④ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所 ⑤ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所
資器材の準備	必要な機械、器具、材料、消耗品等の確保に努め、諸作業に係りのある管理者の了解を速やかに取りつけるよう事前に配慮する。
自衛隊集結候補地	陸上自衛隊松戸駐屯地、江戸川河川敷
交渉窓口	① 連絡窓口を一本化する。 ② 自衛隊からの連絡員の派遣を要請する。

## (4) 自衛隊の派遣活動

知事が自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の保護のため必要であり、かつやむを得ない事態と認められるもので、他に実施する組織等がない場合とし、概ね次のとおりとする。

## 〈自衛隊の支援活動〉

項目	活動内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって、情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難指示等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、傷病者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常県又は市等が提供するものを使用する。
応急医療、救護、防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常県又は市等の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸

## 2 被災建築物の応急修理

災害救助法が適用された場合は、住家が半焼、**大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊**し、自己の資力では応急修理ができない者に対して、居室、便所及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分を応急的に修理する。

街づくり部は、相談窓口で住宅の応急修理の希望受付を行い、必要性を調査した上で、災害協定団体等に、建設材料、器具、労務提供等を要請する。

市で処理不可能な場合は、国、県、近隣市町村及びその他関係機関の応援を得て実施する。

【資料編 災害協定一覧】

## 3 応急仮設住宅の提供

災害救助法が適用された場合は、住家の全焼又は全壊等により、自己の資力では住宅を確保できない者に対して、応急仮設住宅を提供する。

### (1) 需要の把握

災害後に被害調査の結果から応急仮設住宅の概数を把握する。また、災害相談センター又は避難所において、仮設住宅入居の申し込みを受付ける。

応急仮設住宅の入居対象者は、罹災証明の発行を受けているなど次の条件に該当する者である。なお、これ以外の者への適用については、県との協議により決定する。

#### 〈応急仮設住宅の入居対象者〉

次のすべての条件に該当する者

- ① 住家が全壊、全焼又は流失した者
- ② 居住する住家がない者
- ③ 自らの資力をもってしては住宅を確保できない者
  - ・生活保護法の被保護者及び要保護者
  - ・特定の資産のない高齢者、障害者、母子世帯、病弱者等
  - ・上記に準ずる者

### (2) 用地確保

応急仮設住宅の用地は、公共用地を優先して確保し、ライフライン、交通等の利便性を考慮して選定する。不足が生じた場合には、民有地を借用する。

### (3) 建設

応急仮設住宅は、「千葉県応急仮設住宅供給マニュアル」に基づいて県が建設する。

応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合、集会所等に使用するための施設を設置できる。

高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、介護等事業を利用しやすい構造及び施設を有する施設（福祉仮設住宅）を設置できる。

【資料編 災害協定一覧】

### (4) 借上型応急住宅の確保

被害状況、応急仮設住宅建設用地の確保状況、民間賃貸住宅の空き状況等を考慮し、必要に応じて民間賃貸住宅を借上型応急住宅として提供する。

## 第17節 ボランティアへの対応

### 【計画の指針】

近年、ボランティア活動が活発になり、公平さを基本とする行政では対応しにくい被災者からのニーズに対して、きめ細かな対応が可能な災害ボランティアやNPOの活躍が広がっている。このため、ボランティアの活動環境を早期に確立し、被災地の早期復旧を推進する。

### 【計画の体系・担当】

項目	担当
1 ボランティア活動の受入体制	保健医療部、福祉1部、(福)松戸市社会福祉協議会
2 ボランティア活動	保健医療部、福祉1部、(福)松戸市社会福祉協議会

### 1 ボランティア活動の受入体制

#### (1) 災害ボランティアセンターの設置

保健医療部、福祉1部は、ボランティア活動の調整機関として松戸市災害ボランティアセンター（総合福祉会館内）を設置するよう(福)松戸市社会福祉協議会に要請する。

なお、東葛飾地域の複数の市町村が災害ボランティアセンターを設置できない場合等には、県が代替拠点として、西部防災センターに広域災害ボランティアセンターを設置する。

#### (2) ボランティアニーズの把握

保健医療部、福祉1部は、ボランティア需要状況の的確な把握に努める。

#### (3) 災害ボランティアセンターの業務

松戸市災害ボランティアセンターの業務は、次のとおりである。

なお、災害ボランティア活動については、その自主性を尊重し、活動方針や運営については松戸市災害ボランティアセンター自らの決定に委ねる。

##### ア ボランティアの登録及び管理

ボランティアの登録及び管理を行う。

##### イ ボランティア団体に関する情報の収集と連絡調整

ボランティア団体の情報収集及びボランティア団体間の調整を行う。

##### ウ ボランティアの派遣

市本部からの依頼あるいはニーズの調査に基づき、ボランティアの派遣を行う。

##### エ ボランティアの募集

ボランティアの募集について、市広報紙、市ホームページ、マスコミ等を通じて行う。

##### オ 千葉県社会福祉協議会との連携

「千葉県社会福祉協議会と市町村社会福祉協議会における災害時の相互支援に関する協定」に基づき、支援活動の連携を図る。また、千葉県社会福祉センターに設置される千葉県災害ボランティアセンターと連携し、必要に応じて後方支援を要請する。

#### (4) 市との調整

保健医療部、福祉1部は、ボランティア需要状況の的確な把握に努め、松戸市災害ボランティアセンターの運営に協力するとともに、市本部との連絡・調整にあたる。調整事項は、概ね次の事項である。

##### ア 災害ボランティアセンターの設置の協議

- イ 市内被害状況に関する情報の提供
  - ウ 対策実施状況に関する情報の提供
  - エ 県が派遣する専門ボランティアの受付調整
  - オ 報道機関などへボランティア活動に関する情報の提供
  - カ 災害ボランティアセンターに必要な資材、器材、活動資金などの提供
  - キ 災害ボランティアセンターとの連絡調整
  - ク その他の協力要請
- (5) ボランティア保険  
ボランティア保険は、(福)松戸市社会福祉協議会で登録を行い市の負担で加入する。
- (6) 活動費用の負担  
ボランティア活動に伴う経費は、その必要性に応じてボランティアを受け入れる市が負担する。
- (7) 食事・宿泊の手配等  
食事や宿泊場所の確保、手配はボランティア自身で行うことが原則であるが、困難な場合等は、必要に応じて市や関係機関が確保、手配に協力する。

## 2 ボランティア活動

災害時のボランティア活動にはさまざまな活動分野が求められているため、職能によって専門分野と一般分野に大別し、それぞれ次のような分野を担当するものとする。

### 〈ボランティアの活動〉

専門ボランティア	一般ボランティア
① 救護所等での医療、看護	① 避難所の運営
② 被災建築物の応急危険度判定	② 炊出しや食料、飲料水などの受入・配給
③ 被災宅地の危険度判定	③ 救援物資や義援品の仕分け
④ 外国語の通訳	④ 高齢者、障害者等の介護
⑤ 被災者への心理治療	⑤ 清掃
⑥ 高齢者、障害者等の介護	⑥ 情報提供・広報活動
⑦ その他の専門的知識、技能を要する活動等	⑦ その他被災地における作業など

## 第18節 要配慮者への対応

### 【計画の指針】

- 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、病弱者、日本語の理解が十分でない外国人、医療的ケアを必要とする人等の「要配慮者」は、避難所生活など災害発生時に特別な配慮が必要となる。中でも、災害発生時の迅速な避難が困難である「避難行動要支援者」への避難支援については、十分な配慮を行う。
- 要配慮者に対しては、国が策定した「避難行動要支援者の避難支援に関する取組指針（平成25年8月）」、千葉県が策定した「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き（平成28年3月）」及び市が策定した「避難行動要支援者名簿活用の手引き（令和元年11月）」に基づき、社会福祉施設の管理者や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア等と連携して支援にあたる。
- 避難誘導・支援は、町会・自治会等、連合町会、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団等の避難支援者と連携し、実施する。
- 要配慮者への負担を軽減するため、専用スペースや間仕切りの設置、段差の解消等避難所生活に配慮する。また、福祉関係者と連携して相談や介護等の支援を行う。
- 避難生活が長期化するなど必要と認める場合には、福祉避難所を開設し、避難所での生活が困難な要配慮者を収容する。

### 【計画の体系・担当】

項目	担当
1 要配慮者の安全確保	保健医療部、福祉1部、(福)松戸市社会福祉協議会
2 福祉避難所等の開設・運営	福祉1・2部
3 要配慮者の支援	保健医療部、福祉1部、(福)松戸市社会福祉協議会
4 社会福祉施設入所者等への支援	福祉1・2部

## 1 要配慮者の安全確保

### (1) 要配慮者への情報提供

円滑かつ迅速に要配慮者を避難させるため、災害に関する情報や高齢者等避難、避難指示等の情報について、地域の支援組織やボランティア等を通じて、迅速に提供するよう努める。

また、多様な情報ツールを活用し、迅速かつ確実に提供するとともに、聴覚障害のある方への提供方法として文字情報による提供や、必要に応じた手話通訳士の派遣などに努める。

〈伝達手段〉

- |                   |                |           |
|-------------------|----------------|-----------|
| ① 防災行政無線          | ④ ケーブルテレビのテロップ | ⑦ 安全安心メール |
| ② 緊急速報メール(エリアメール) | ⑤ 松戸市ホームページ    | ⑧ ツイッター   |
| ③ 広報車             | ⑥ 電話等口頭による連絡   |           |

### (2) 避難行動要支援者の安否確認及び避難誘導等

事前に整備している避難行動要支援者名簿等を活用し、町会・自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、松戸市社会福祉協議会等、地域の避難支援者の協力を得ながら、速かに避難行動要支援者の被災状況及び避難状況の把握に努め、必要に応じ、避難支援者が中心となり避難誘導



や必要な支援を行う。

また、避難行動要支援者の安否を確認できない場合は、必要に応じて避難所の避難者等と協力して救出・救護、避難誘導等を実施する。

なお、避難行動要支援者名簿、個別避難計画情報については、情報の管理等に留意し、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合で、避難行動要支援者の生命、身体を保護するために特に必要がある場合は、避難支援等関係者への名簿情報、避難計画情報の提供に同意のないものについても必要な限度で提供するものとする。

### (3) 避難所への収容

避難所に避難行動要支援者専用スペースを確保し、収容する。

## 2 福祉避難所等の開設

### (1) 福祉避難所の開設

福祉1部は、避難所を開設した場合には、避難所での生活が困難な要配慮者を収容する福祉避難所を開設し、収容する。

また、市外の福祉施設への緊急入所を支援する。

### (2) 福祉避難所等の運営

福祉1部（一部福祉2部含む。）は福祉避難所ごとに福祉避難所運営委員会を設置し、施設管理者や福祉関係者の協力を得て運営体制を確保する。

福祉避難所等の種類、入所対象者、開設時期の目安は次のとおりとし、要配慮者を介助する家族等も必要最小限の範囲で入所できるものとする。

〈福祉避難所の種類等〉

種 類	対象者	開設時期
<b>【福祉避難室】</b> (避難所内設置) ・小、中学校	・要介護1, 2程度 ・精神保健福祉手帳3級程度 ・療育手帳B級程度 ・乳幼児、妊産婦	発災後速やかに
<b>【地域福祉避難所】</b> ・市民センター(※) ・老人福祉センター	・要介護3以上程度 ・精神保健福祉手帳2級以上程度 ・療育手帳A級以上程度	発災後48時間
<b>【二次福祉避難所】</b> ・健康福祉会館（ふれあい22） ・特別養護老人ホーム ・特別支援学校	・福祉避難室、地域福祉避難所での生活が困難な者	発災後72時間

※市民センターについては、風水害時は避難所として使用するが、地震災害時には、和室等を地域福祉避難所として使用する。

## 3 要配慮者の支援

### (1) 避難所における援護対策

保健医療部は、要配慮者に対する援護対策のニーズを把握し、福祉1部、(福)松戸市社会福祉協議会等の福祉関係団体、避難所運営委員会、ボランティア等の協力を得て、次にあげる対策を行うよう努める。

ア 施設

## 第19節 帰宅困難者・駅滞留者への対策

### 【計画の指針】

地震被害想定による市内への就業者、通学者の滞留は約1万9千人で、市内の通過列車数が多い通勤時間帯に地震が発生した場合はさらに多くの乗客が滞留するおそれがある。

このため、鉄道事業者、交通機関等が連携して、旅客等の安全を確保するとともに、帰宅に必要な情報提供等を行うことが重要である。

### 【計画の体系・担当】

項目	担当
1 大規模集客施設、駅等における対応	施設を管理する部・班、鉄道及びバス事業者、大規模集客施設
2 帰宅困難者等の把握と情報提供	本部事務局、街づくり部、 <b>経済振興部</b>
3 一時滞在施設の開設及び施設への誘導	本部事務局、街づくり部
4 徒歩帰宅支援	本部事務局、街づくり部

### 1 大規模集客施設、駅等における対応

鉄道事業者、駅周辺事業者や施設管理者等は、災害が発生した場合、管理する施設及び周辺の安全を確認したうえで、利用者を施設内又は屋外の安全な場所（一時滞在スペース）に誘導し、安全を確保する。

大規模集客施設や駅等では、従業員や児童等の一斉帰宅行動を抑制するため、食料や飲料水等の備蓄物資の可能な範囲での提供、安否情報等の収集・提供に努める。

また、企業及び学校などにおいて、従業員、顧客等が自力で帰宅することが困難となった場合は、各施設の管理者が対応することを原則とする。

### 2 帰宅困難者等の把握と情報提供

#### (1) 帰宅困難者等の状況把握

駅、大規模集客施設等と電話、メール、MC A無線等可能な手段で連絡を取り、被害状況、運行状況、帰宅困難者等の発生状況を把握する。

また、一時滞在施設、避難所等から被害状況を確認し、収集した情報をメール、FAX、市ホームページ等により関係機関へ提供する。

#### (2) 情報提供

市及び鉄道・バス事業者、大規模集客施設や施設管理者等は、広域的な被災状況や道路、交通機関の状況、家族等との安否確認方法などの帰宅支援情報を帰宅困難者等に提供する。

また、各施設において、情報の掲示やアナウンス放送を行い、一時滞在施設の開設状況など必要な情報を提供する。

## 第1節 住民生活安定対策計画

### 【計画の指針】

被災者の生活再建を促進するため、市及び関係機関は、生活再建支援策を速やかに周知し、手続きの円滑化を図る。

### 【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 税等の減免等	調査班
2 災害弔慰金の支給等	保健医療部、福祉1部
3 生活福祉資金の貸付け	(福) 松戸市社会福祉協議会
4 郵便物の特別取扱い等	日本郵便(株)
5 雇用の確保	経済振興部、松戸公共職業安定所
6 公共料金の特例措置	各公共機関
7 災害公営住宅の建設	街づくり部
8 災害応急資金の融資	経済振興部
9 義援金の保管及び配分	保健医療部
10 被災者生活再建支援金の支給	福祉1部、財務班
11 介護保険における対応	福祉1部

### 1 税等の減免等

松戸市税条例、県県税条例等の規定に基づき、被災した市税及び県税等の納付義務者（以下「被災納税者等」という。）に対し、市税等の災害救済措置として、期限の延長及び減免について速やかに適切な措置を講ずるものとする。

#### (1) 期限の延長

災害により被災納税者等が期限内に申告、その他の書類の提出又は納付もしくは納入することができないと認めるときは、市長は適用地域及び期日を指定してその期限を延長するものとする。

#### (2) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた被災納税者等が市税等を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき法令等に定められている期間において、徴収を猶予する。

#### (3) 滞納処分の執行の停止

災害により、滞納者が無財産となる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予の減免等適切な措置を講じる。

#### (4) 減免

被災納税者等の申請に基づき、減免する。

#### (5) 保育料の減免等

災害等の特別な事由により保育料負担者が保育料の全部又は一部を負担することができないと認めるときは、その事由がやむまでの間、保育料の全部又は一部を減免することができる。

## 10 被災者生活再建支援金の支給

「被災者生活再建支援法」（平成10年法律第66号）に基づき、災害救助法が適用される等一定規模以上の災害により、生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活を再建することが困難な被災者に対し、生活再建支援金を支給する。

### (1) 対象世帯

自然災害により被害を受けた世帯に被災者生活再建支援金が支給される。

ア 住宅の全壊した世帯

イ 住宅が半壊又は敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

オ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

### (2) 被災者生活再建支援金の支給

支給は、被災世帯となった世帯主による申請により行われる。

〈対象世帯別支給限度額〉

〈対象世帯別支給限度額(単数世帯の世帯主)〉

	定額①	住宅の再建の態様等に 応じて定額加算②	合計③	定額①	住宅の再建の態様等に 応じて定額加算②	合計③
全壊 世帯 解体	100万円	住宅を建設・購入する世帯 200万円	300万円	75万円	住宅を建設・購入する世帯 150万円	225万円
		住宅を補修する世帯 100万円	200万円		住宅を補修する世帯 75万円	150万円
		住宅を賃借する世帯 50万円	150万円		住宅を賃借する世帯 37.5万円	112.5万円
大規模 半壊 世帯	50万円	住宅を建設・購入する世帯 200万円	250万円	37.5万円	住宅を建設・購入する世帯 150万円	187.5万円
		住宅を補修する世帯 100万円	150万円		住宅を補修する世帯 75万円	112.5万円
		住宅を賃借する世帯 50万円	100万円		住宅を賃借する世帯 37.5万円	75万円
中規模 半壊 世帯	—	住宅を建設・購入する世帯 100万円	100万円	—	住宅を建設・購入する世帯 75万円	75万円
		住宅を補修する世帯 50万円	50万円		住宅を補修する世帯 37.5万円	37.5万円
		住宅を賃借する世帯 25万円	25万円		住宅を賃借する世帯 18.75万円	18.75万円

同一の自然災害により二以上の被害を受けた場合の支援金の額は、上記表で、①+②の内最大額のもの=③とする。

※被災世帯でその属する者の数が一である世帯においては、「単数世帯の世帯主に対する支援金の額」（複数者による世帯の3/4の額）が適用される。

### (3) 千葉県被災者生活再建支援事業

ア 県は、自然災害により住宅が全壊するなどの被害を受けたにも関わらず、上記の対象とならない世帯に、一定の要件のもと支援金を支給する。

イ 本事業の実施主体は、市町村とする。（県から市への補助方式：補助率 8/10）

ウ 支援金の支給額は上記(2)と同等とする。

## 11 介護保険における対応

災害によって被害を受けた被保険者に対して、認定更新申請期限の延長、給付制限等の緩和、給付割合の変更等の対応をとる。

## 第2節 東海地震関連情報

### 1 東海地震関連情報の発表

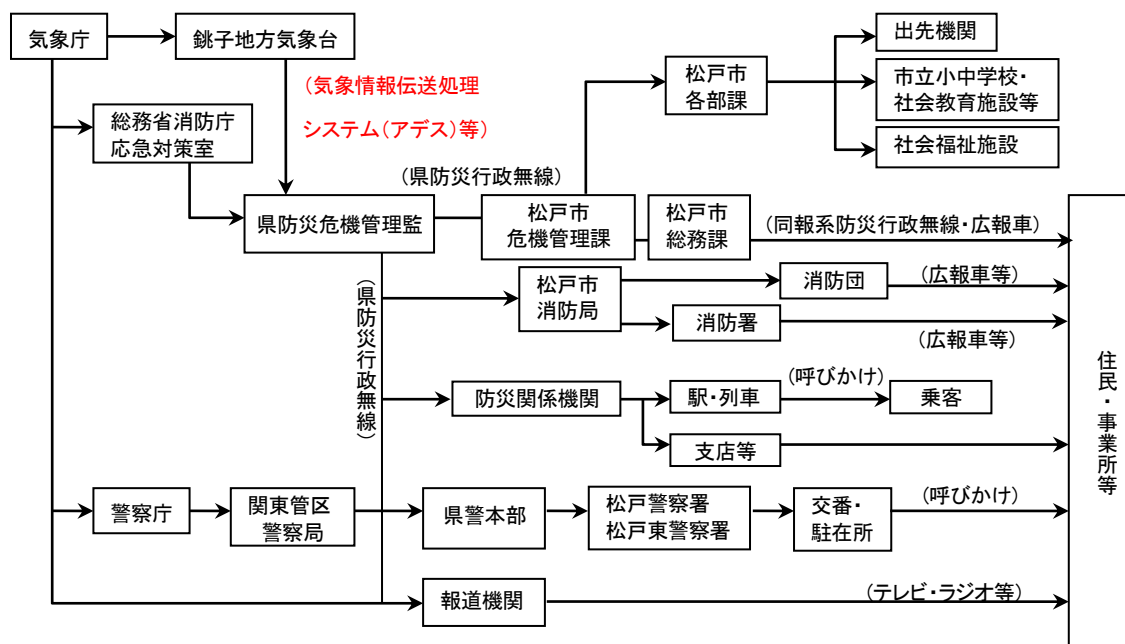
気象庁は、東海地震に関する観測データの変化に対応して、東海地震関連情報を発表する。これらの情報は、テレビ、ラジオ、防災行政無線等を通じて住民に伝達される。

〈東海地震関連情報〉

情報	発表の基準	防災対応
東海地震に関連する調査情報	東海地震に関連する現象について調査が行われた場合に発表される情報	○特に対応はしない。
東海地震注意情報	東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表する。	○市の体制：警戒本部設置（警戒配備） ○情報収集、行動自粛などの混乱防止措置 ○気象庁において判定会を開催
東海地震予知情報	東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に発表する。 また、本情報の解除を伝える場合にも発表する。	○市の体制：災害対策本部設置（第1配備） ○警戒宣言の発令（内閣総理大臣） ○交通規制、児童・生徒の帰宅措置、列車の運転規制など

### 2 東海地震関連情報の伝達

東海地震関連情報が発表された場合は、関係機関、団体等に伝達する。



〈情報連絡系統図〉

## 第3節 東海地震注意情報発表時の対応措置

### 【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 活動体制	本部事務局
2 応急対策	本部事務局、福祉1・2部、教育1・2部、消防局、消防団、警察署、自衛隊、東日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ド・コム、NHK千葉放送局、(株)ニッポン放送、千葉テレビ放送(株)、(株)ベイエフエム、県、東日本旅客鉄道(株)、新京成電鉄(株)、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)

### 1 活動体制

東海地震注意情報が発表された場合は、警戒本部を設置し、警戒配備職員を動員する。

### 2 応急対策

#### (1) 対策の基本方針

市では、東海地震注意情報に伴う社会的混乱を防止するために必要に応じて措置を講じる。

#### (2) 住民等への情報提供

混乱を防止するため、市防災行政無線、広報車、CATV、市ホームページ等によって、注意情報の内容の周知、住民のとるべき措置、今後の対応などについて広報を行う。

また、住民等からの問い合わせに対応する。

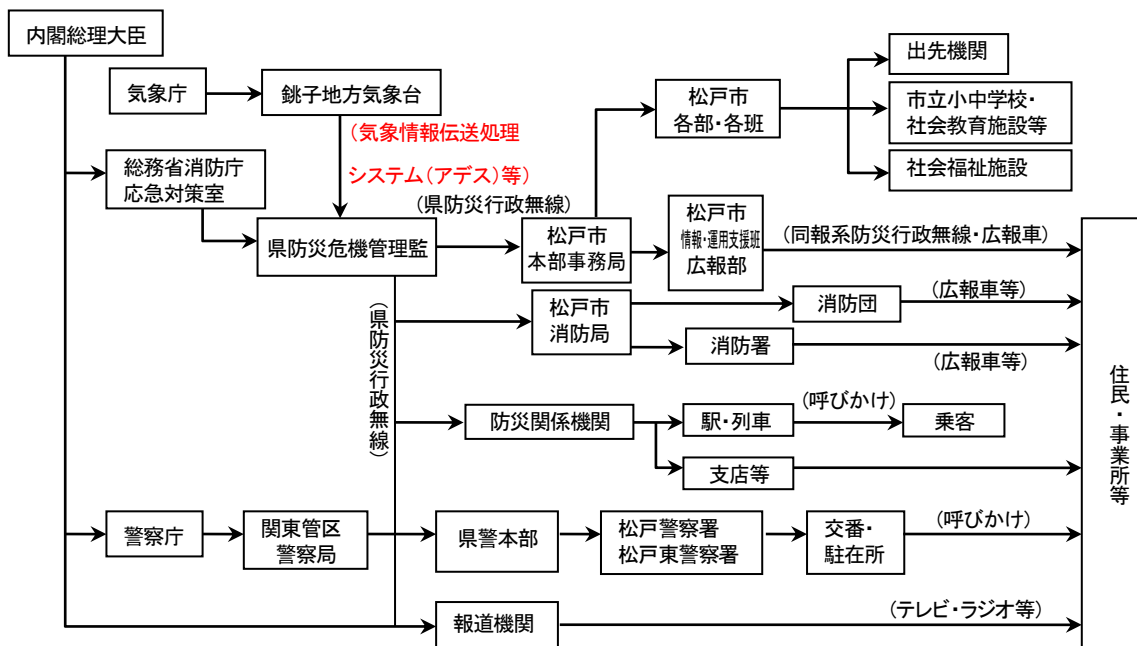
#### (3) 施設等への情報提供

混乱を防止するために、学校、幼稚園、保育所、社会福祉施設等の関係施設等に情報を伝達する。

#### (4) 関係機関の活動

関係機関は、次の体制をとる。

県警察 (警察署)	ア 災害警備本部の設置 イ 関係機関との連絡調整 ウ 情報の受理伝達等
陸上自衛隊第1空 挺団	ア 第1空挺団に指揮所を開設し、情報、指揮、通信等の整備に着手し、警戒体制を強化する。 イ 県災害対策本部に連絡班を派遣し連絡・調整を実施する。
東日本電信電話 (株)千葉支店	防災関係機関等の重要通信を確保するため、次の初動措置を実施する体制をとる。 ア 通信量、通信疎通状況の監視 イ 設備運転状況の監視 ウ 輻輳発生時の重要通信確保のための規制措置 エ 電話利用の自粛等の広報活動



〈情報連絡系統図〉

イ 伝達方法

- (ア) 情報・運用支援班は、県から警戒宣言等を受けたときは、直ちにその旨を各部及び防災対策上重要な機関、団体等に対して伝達する。
- 休日又は退庁後においては、消防局が県からの通報を受信し、危機管理課長に伝達する。
- (イ) 各部・各班は、警戒宣言及び地震予知情報等の通知を受けたときは、所管業務上必要な関係機関及び施設に伝達する。
- (ウ) 住民に対しては、同報系防災行政無線及び広報車等により、警戒宣言が発令されたことを伝達する。

ウ 伝達事項

警戒宣言が発せられたときの伝達事項は次のとおりとする。

- (ア) 警戒宣言、地震予知情報等の内容
- (イ) 本市に対して予想される影響
- (ウ) 各防災関係機関がとるべき体制
- (エ) その他の必要事項

〈警戒宣言発令時の信号〉

警鐘	(5点) ●—●—●—●—●
サイレン	(約45秒) (間隔15秒) (約45秒) ●————— ●—————

(2) 警戒宣言時の広報

警戒宣言が発せられた場合、駅、道路における混乱、電話の輻輳等が予想されるため、これに対処するためテレビ、ラジオ等による広報のほか、市及び各防災関係機関は、所管業務を中心に広報活動を積極的に行う。

なお、各防災関係機関の現場において混乱発生のおそれと予測されるときは、各防災関係機関において必要な対応及び広報を行うとともに、市本部及び必要な機関へ緊急連絡を行う。緊急連

# 松戸市地域防災計画

風水害等編

(令和5年度修正)

松戸市防災会議



## 第1節 計画の策定方針

### 計画の目的

---

本計画は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、松戸市防災会議（以下「防災会議」という。）が定める計画であって、本市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、本市の地域に係る災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧等に関し、市及び関係機関が処理すべき事務又は業務を定め、防災活動の総合的かつ効果的な実施を図ることを目的とする。

本計画は、本市の地域に係る災害対策に関する基本的かつ総合的な計画であることから、国の防災基本計画、県の地域防災計画、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の防災業務計画等との連携・整合を図るものである。

### 風水害等対策の基本方針

---

本市の防災環境に的確に対応し、市民生活の安全を守り、乳幼児、傷病者、障害者、高齢者、**妊産婦**、外国人等の要配慮者の視点に立った対策を講じ、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の確立を図り、本市のもつ諸機能を確保していくため、災害の各段階に応じた予防対策、応急対策及び復旧対策の充実に努める。

#### (1) 災害予防対策

- ア 住民への風水害等に関する知識の普及に努めるなど自助の強化に努めるとともに、自主防災組織の結成促進及び育成強化並びに防災訓練の充実など共助の強化に努める。
- イ 災害に強いまちづくりを進めるため、河川の改修、土砂災害の防止対策や建築物対策などの都市防災対策を進める。
- ウ 防災施設を確保するとともに、各種資器材の完備と消防施設の保全を進める。
- エ 情報連絡手段となる防災行政無線等の保全を進める。
- オ 風水害等対策に役立つ各種調査、検討を進める。

#### (2) 災害応急対策

- ア 災害時の迅速な対応がとれるよう、市、防災関係機関との連携により応急体制を整える。
- イ 気象予警報や被害情報などの災害情報の収集伝達体制を整える。
- ウ 被災者の安全な避難誘導に努めるほか、水や食料等の供給、医療や救助などの救援救護活動の充実に努める。
- エ 消防、水防、警備、交通規制など応急活動の充実に努める。
- オ 必要に応じ、自衛隊や周辺自治体の応援を得て迅速な応急対策を実施する。
- カ 水道、電気、ガス、電話等の生活関連施設等の迅速な応急復旧を図る。
- キ 応急教育の確保と災害廃棄物の迅速な処理及び応急仮設住宅建設の体制整備を図る。

#### (3) 災害復旧対策

- ア 被災者や被災事業者への援護措置の充実に努め、民生安定を図る。
- イ 生活関連施設等の迅速な本格復旧を図る。

- (15) 北関東防衛局
  - ア 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること
  - イ 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること
- (16) 関東地方測量部
  - ア 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること
  - イ 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること
  - ウ 地殻変動の監視に関すること

## 4 自衛隊

---

- (1) 災害派遣の準備
  - ア 防災関係資料の基礎調査に関すること
  - イ 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること
  - ウ 防災資材の整備及び点検に関すること
  - エ 松戸市地域防災計画及び自衛隊災害派遣計画に合致した各種防災訓練の実施に関すること
- (2) 災害派遣の実施
  - ア 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある即時応急救援活動、民生支援及び復旧支援に関すること
  - イ 災害派遣時の救援活動のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関すること

## 5 指定公共機関

---

- (1) 東日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDD I 株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社
  - ア 電気通信施設の整備に関すること
  - イ 災害時における通信サービスの提供に関すること
  - ウ 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること
- (2) 日本赤十字社（千葉県支部）
  - ア 医療救護に関すること
  - イ こころのケアに関すること
  - ウ 救援物資の備蓄及び配分に関すること
  - エ 血液製剤の供給に関すること
  - オ 義援金の受付及び配分に関すること
  - カ その他応急対応に必要な業務に関すること
- (3) 日本放送協会（千葉放送局）
  - ア 住民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること
  - イ 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること
  - ウ 社会事業団体等による義援金品の募集及び分配に関すること

エ 被災者の受信対策に関すること

(4) 東日本旅客鉄道株式会社

- ア 鉄道施設の保全に関すること
- イ 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること
- ウ 帰宅困難者対策に関すること

(5) 日本貨物鉄道株式会社

- ア 災害時における鉄道車両等による救助物資輸送の協力に関すること

(6) 独立行政法人水資源機構

- ア 水資源開発施設（導水路含む）の新築（水資源機構移行時に着手済みの事業者に限る。）又は改築及び維持管理に関すること
- イ 水資源開発施設の応急対策及び災害復旧に関すること

(7) 日本通運株式会社（千葉支店）

- ア 災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること

(8) 東京電力パワーグリッド株式会社（千葉支店）

- ア 災害時における電力供給に関すること
- イ 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること

(9) 日本郵便株式会社（松戸支店・松戸北支店・松戸南支店）

- ア 災害時における郵便事業運営の確保
- イ 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策
  - (ア) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること
  - (イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること
  - (ウ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除に関すること
  - (エ) 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分に関すること
  - (オ) 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除に関すること
- ウ 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること

(10) 福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社

- ア 災害時における物資の輸送に関すること

## 6 指定地方公共機関

---

(1) 京葉瓦斯株式会社、公益社団法人千葉県LPガス協会（松戸支部）

- ア ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること

(2) 東武鉄道株式会社、京成電鉄株式会社、新京成電鉄株式会社、流鉄株式会社、北総鉄道株式会社

- ア 鉄道施設等の保全に関すること

- ウ 地区薬剤師会との連絡調整に関すること
- (4) 公益社団法人千葉県柔道整復師会（松戸支部）
  - ア 応急救護活動に関すること
  - イ 柔道整復師会と医療機関との連絡調整に関すること
- (5) 社会福祉法人松戸市社会福祉協議会
  - ア 市、県が行う災害応急活動及び復旧活動への協力に関すること
  - イ 災害ボランティアに関すること
- (6) 公益財団法人松戸市国際交流協会
  - ア 外国人の救助・救援の協力に関すること
- (7) 公益社団法人松戸市シルバー人材センター、公益財団法人松戸市文化振興財団、公益財団法人松戸みどりと花の基金
  - ア 市が行う災害応急活動及び復旧活動への協力に関すること
- (8) とうかつ中央農業協同組合
  - ア 市、県が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること
  - イ 農作物の災害応急対策の指導
  - ウ 被害農家に対する融資等のあっせんに関すること
  - エ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること
  - オ 農産物の需給調整に関すること
- (9) 松戸市漁業協同組合
  - ア 市、県が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること
  - イ 漁船、共同施設の応急対策及びその他復旧対策の確立に関すること
  - ウ 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること
- (10) 松戸商工会議所
  - ア 市が行う商工業関係被害状況調査及び応急対策への協力に関すること
  - イ 救助用物資、復旧用資材の確保についての協力、あっせんに関すること
  - ウ 融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関すること
  - エ 災害時における物価安定への協力に関すること
- (11) 公益社団法人千葉県獣医師会
  - ア 災害時における獣医療に関すること
- (12) 独立行政法人都市再生機構（千葉地域支社）
  - ア 事業区域内の所管施設の保全並びに災害復旧に関すること
- (13) 一般社団法人千葉県建築士会（松戸支部）、公益社団法人千葉県建築士事務所協会（松戸支部）

## 第2節 土砂災害の予防

### 【計画の指針】

本市地域には急傾斜地崩壊危険箇所があり、そのうち急傾斜地崩壊危険区域に指定された箇所は保全措置等がなされている。しかし、ハード対策としての砂防事業には費用と時間を要するため、警戒避難体制の整備等のソフト対策を充実させ、効果的に対策を推進していく必要がある。

### 【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 土砂災害防止法に基づく対策の推進	本部事務局、建設部、街づくり部、県東葛飾土木事務所
2 急傾斜地崩壊対策	建設部、街づくり部、県東葛飾土木事務所
3 宅地造成工事規制区域内の保全対策	街づくり部
4 警戒避難体制の整備	本部事務局、建設部、街づくり部、県東葛飾土木事務所

### 1 土砂災害防止法に基づく対策の推進

#### (1) 土砂災害危険箇所の調査

県及び市は、土砂災害が発生するおそれのある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の行為の制限を行うことを趣旨とする「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、土砂災害警戒区域等の危険箇所の実態を調査し、必要な手続きを推進する。

#### (2) 土砂災害警戒区域等の指定

土砂災害のおそれのある区域「土砂災害警戒区域」と建物の損壊により大きな被害が生ずるおそれのある区域「土砂災害特別警戒区域」は、土砂災害防止法に基づく基礎調査（下記基準参照）を踏まえ、市長の意見を聴いた上で県（知事）が指定する。

市は、土砂災害から住民の生命及び身体を守るため、災害情報の伝達、避難に関する警戒避難体制を進める。特に、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、病弱者等の要配慮者の円滑な避難に資するための土砂災害に関する情報等の伝達体制を整備する。

#### 〈土砂災害警戒区域指定基準（急傾斜地の崩壊）〉

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>①傾斜度が30度以上で高さが5mの以上の区域</li> <li>②急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域</li> <li>③急傾斜地の下端から急傾斜地高さの2倍（50mを超える場合は50m）以内の区域</li> </ul> |
|--|

#### (3) 土砂災害危険箇所等の公表

土砂災害発生のおそれのある場所を本計画（資料編）に掲載するとともに、**松戸市土砂災害ハザードマップ**の作成、広報紙、県の作成したパンフレットの配布、説明会の開催等により周辺住民に対し周知徹底を図り、併せて広く市民への周知に努める。

また、土砂災害警戒情報や千葉県土砂災害警戒情報システムの活用、千葉県がインターネットで公表している土砂災害危険箇所等についても周知する。

【資料編 土砂災害危険箇所等一覧】

【資料編 土砂災害警戒区域指定一覧】

## (4) 避難確保計画の作成

建設部、街づくり部及び本部事務局は、土砂災害警戒区域にかかる要配慮者利用施設で円滑な避難を要する施設の名称及び所在地を本計画（資料編）に記載するとともに、当該施設の管理者等に対して避難確保計画の作成・提出、避難訓練の実施を促進する。

【資料編 浸水想定区域・土砂災害警戒区域にかかる地下街・要配慮者関連施設一覧】

## 2 急傾斜地崩壊対策

## (1) 急傾斜地崩壊危険区域の指定

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（以下「急傾斜地法」という。）」（昭和44年法律第57号）第3条の規定により、急傾斜地崩壊危険区域の指定に適合する地域については、県が市の意見を聞き、地域住民の協力を得ながら順次「急傾斜地崩壊危険区域」として指定手続を行う。

なお、急傾斜地崩壊危険区域は、建築基準法第39条による災害危険区域にも指定される（千葉県建築基準法施行条例第3条2）。

## 〈急傾斜地崩壊危険区域指定基準〉

次の各号に該当するがけについて、知事が必要と認めるもの。

- ① 急傾斜地の勾配が30°以上のがけ
- ② 急傾斜地の高さが5m以上のがけ
- ③ 急傾斜地の崩壊により、危害が生ずるおそれのある人家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても、官公署・学校・病院・旅館等に危害を生ずるおそれのあるもの。

【資料編 急傾斜地崩壊危険区域一覧】

## (2) 行為の制限等

県は、市の協力とともに急傾斜地における災害を防止するため、急傾斜地法に基づき崩壊を助長するような行為の制限、防災措置の勧告及び改善措置の命令等を行う。

また、急傾斜地崩壊危険区域は、建築基準法による災害危険区域にも指定されるため、区域内の建築制限を徹底し、市は、必要に応じて「がけ地近接等危険住宅移転事業制度」等により移転を促進する。

## (3) 防止工事の実施

県は、急傾斜地崩壊危険区域内の自然がけに対し、急傾斜地の土地所有者、管理者及び被害を受けるおそれのある者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不相当と認められ、かつ、急傾斜地法に基づく工事採択基準に適合するもののうち、緊急度が高く、地域住民の協力が得られるものから順次、法面防護工、排水工等の防止工事を実施する。

## (4) 急傾斜地等の調査

県と協力して、定期的に危険箇所の調査を行い、実態を把握する。

## (5) 急傾斜地崩壊危険区域の公表

急傾斜地崩壊危険区域（箇所）について松戸市土砂災害ハザードマップの作成、広報紙、県の作成したパンフレットの配布・現場への標柱の設置、説明会の開催により周辺住民に対し周知徹底を図り、併せて広く市民への周知に努める。

## 第5節 防災体制の整備・訓練等

### 【計画の指針】

市内は低地の大部分が浸水想定区域に含まれており、豪雨で多数の河川が同時に出水した場合には、浸水想定区域内の住民等の円滑な避難が必要となる。

このため、防災関係機関等と連携した洪水避難体制の整備を推進することが重要である。

### 【計画の体系・担当】

項目	担当
1 風水害避難所の確保	本部事務局
2 要配慮者対策	本部事務局、 <b>保健医療部、福祉1部</b>
3 女性視点の防災体制の充実	本部事務局、総務部
4 防災訓練・広報の充実	本部事務局、建設部、消防局、消防団
5 食料・飲料水等の備蓄	市民部、経済振興部

### 1 風水害避難所の確保

#### (1) 避難場所の指定

本市の避難場所は、延焼火災用の避難場所、住居滅失者用の避難所、避難行動要支援者のための福祉避難所の3種類の指定としている（※震災編 第2章 第5節の「1 避難場所等の指定・整備」参照）。

水害や土砂災害に対応する避難所は、これらの避難場所を基本として、浸水等に安全な施設を選定する。この際、「第1節 水害の予防」及び「第2節 土砂災害の予防」に定める警戒避難体制の指針等に留意して選定する。

#### (2) 広報活動

広報まつど、ホームページ又は**各ハザードマップ**の修正、再配布等により、住民、学校、事業所等に対し、風水害避難所や留意事項等について周知する。

#### (3) 避難場所標識の設置

風水害の避難所を明示し、避難誘導を円滑に行うため、案内標識、誘導標識を設置する。

### 2 要配慮者対策

水防法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、浸水想定区域、土砂災害警戒区域に、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう施設の現況、警報の伝達方法等を本計画に定める。

（※第1節の「3 警戒避難体制」及び第2節の「1 土砂災害防止法に基づく対策の推進」参照）

### 3 女性視点の防災体制の充実

震災編 第2章・第4節「8 女性視点の防災体制の充実」に準じ、風水害に関する防災計画等の検討段階における女性の参画を進め、女性の視点を取り入れた防災体制や環境を充

〈本部員の配備〉

本部員		配備体制	警戒本部 (警戒)	災害対策本部 (第1・第2・第3)
		(注意)		
本部長 (市長)		—	—	○
副本部長 (副市長)		—	—	○
本部付	教育長	—	—	○
	代表監査委員	—	—	○
	水道事業管理者	—	—	○
	病院事業管理者	—	○	○
	市議会事務局長	—	—	○
各部長・局長	総務部長	—	○ (本部長)	○
	総合政策部長	—	○ (副本部長)	○
	財務部長	—	○	○
	市民部長	—	○	○
	経済振興部長	—	○	○
	環境部長	—	○	○
	健康医療部長	—	○	○
	福祉長寿部長	—	○	○
	子ども部長	—	○	○
	街づくり部長	—	○	○
	都市再生部長	—	○	○
	建設部長	—	○	○
	消防局長	—	○	○
	病院事業管理局長	—	○	○
	生涯学習部長	—	○	○
	学校教育部長	—	○	○
消防局長	—	○	○	

〈第1 配備、第2 配備、第3 配備時の職員配備要領〉

区分	指揮	種別	職員配備要領
災害対策本部設置	本部長	第1 配備	①管理職の職員を含む各部所属人員の3分の1の職員 ②出先機関の施設長※ ③警戒配備職員
		第2 配備	①第1 配備職員 ②第2 配備職員 (各部所属人員の3分の2の職員)
		第3 配備	全ての市職員

※出先機関の施設長とは、所長、園長、館長、場長、センター長などをいう。

(3) 動員の区分

ア 所属動員

通常の勤務場所に参集する。

イ 指定動員

事前に次の指名を受けた職員は、あらかじめ指定された場所に参集する。



ときに直ちにそれまでにとった措置を報告して職務を引き継ぐ。

各部長は、災害の状況により配備態勢以上の職員が必要と認める場合は、総務部長を通じて他の部の職員の派遣協力を求める。総務部長は、各部からの職員の派遣協力要請に対し、職員の参集状況を勘案し、各部長と協議の上、職員の派遣協力体制を調整する。

## 2 市本部等の設置

---

### (1) 情報体制等強化及び注意配備

#### ア 設置場所

市庁舎別館危機管理課内

#### イ 業務の運営

総務部長の指揮の下、危機管理課長は必要な体制をとり、情報収集等を実施する。

#### ウ 解散基準

総務部長の指示による。

### (2) 警戒本部

#### ア 警戒本部の設置

災害対策本部を設置するまでに至らない状況の時は、災害の規模に応じて警戒配備をとり、総務部長の指揮の下、情報収集及び必要な災害対策に当たる。災害の状況に応じて、市長の判断により災害対策本部を設置する。

警戒配備の体制をとった場合、総務部長は市長へ報告し、必要な指示を仰ぐものとする。

#### イ 設置基準

(ア) 土砂災害警戒情報が発表されたとき

(イ) 災害の推移によっては市域に大きな被害の発生が予想される場合で、注意配備以上の体制が必要と総務部長が認めたとき

(ウ) 避難所を開設する必要があるとき

#### ウ 設置場所

市庁舎別館危機管理課内及び災害対策室

#### エ 初動対応

警戒配備基準に基づき、総務部長を中心として、必要に応じた配備体制を迅速にとり、災害対策室に各対策ブースを設置して、災害情報の収集・伝達、被害状況の把握・報告、庁内関係部署及び関係機関への連絡を行う。

#### オ 業務の運営

警戒本部の組織及び運営は、災害対策本部に準ずるものとする。

各対策業務は、**松戸市業務継続計画（BCP）＜自然災害編＞**を基準とする。

#### カ 報告

危機管理課長は、被害状況を取りまとめ、速やかに総務部長を経由して市長に報告する。

千葉県、自衛隊、警察署、その他防災関係機関等に対し、必要に応じて電話等の可能な手段により報告する。

#### キ 解散基準

(ア) 災害対策本部を設置したとき

(イ) 災害の危険性が解消し又は災害応急対策が概ね完了したと市長（本部長）が認めたとき

### (3) 災害対策本部

## ア 災害対策本部の設置

市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第23条第2項及び松戸市災害対策本部条例に基づき、災害対策本部を設置する。

災害対策本部を設置した場合は、災害の規模に応じた相当の被害を予測し、市民の生命や身体及び財産を災害から守るため、市の組織及び機能の全てを挙げて災害対策に当たるとともに、全ての部局の職員が必要な対策に当たる。

## イ 設置基準

- (ア) 複数地域の避難所開設の必要があるとき
- (イ) 広範囲で被害が発生したとき又は予想されるとき
- (ウ) 災害救助法の適用規模の被害が発生したとき又は予想されるとき
- (エ) その他、市長が必要と認めたとき

## ウ 設置場所

- (ア) 災害対策本部は、市庁舎本館別館1F災害対策室に設置する。ただし、損壊等の理由により設置予定の建物へ本部設置が困難な場合は、本部長の判断で、次の順位により本部設置場所を変更する。
  - (イ) 災害対策本部の代替施設
    - 第1順位 消防局
    - 第2順位 議会棟
    - 第3順位 中央保健福祉センター
 当時の状況により、本部長が決定する。
  - (ウ) 災害対策本部設置の報告等
    - ・本部を設置した場合、直ちに千葉県、自衛隊、警察署、その他防災関係機関等に報告する。

報告先	報告手段
市各部局	庁内放送、防災行政無線、掲示板
千葉県、隣接市	千葉県防災情報システム、県防災行政無線、TEL、FAX
防災関係機関、報道機関	電話、FAX、MCA無線
一般市民	防災行政無線、松戸市ホームページ、ツイッター、広報車、安全安心メール

## エ 組織及び事務分掌

- (ア) 災害対策本部の組織及び運営は、松戸市災害対策本部条例の定めるところによる。運営の詳細は、「[松戸市業務継続計画（BCP）＜自然災害編＞](#)」による。
- (イ) 本部の構成
  - 本部に本部長、副本部長、総務部長、本部付、各部長を置く。
- (ウ) 本部会議
  - 災害対策の基本方針や重要事項の決定、総合調整等が必要な場合、本部長は本部会議を招集する。本部会議の構成員は、本部長、副本部長、総務部長、本部付及び本部長が指名する者とする。
  - 構成員に事故ある場合等は、次席責任者が代理として出席する。
  - なお、消防局にあつては、災害状況により局長の指名するものが出席する。

## 〈本部会議の構成〉

議 員	本部長、副本部長、本部付、部長・局長
事 務 局	総務部長、危機管理課長、災害対策室勤務職員等

※議長：本部長、副本部長：副市長、事務局長：総務部長

## (エ) 本部事務局

防災関係機関との連絡及び調整を行うため、本部事務局を置く。

本部事務局長は総務部長とし、本部事務局員は、危機管理課を中心とした各対策ブースの運営、連絡・調整等を実施する災害対策室勤務の職員によって構成する。本部事務局は、各部との連絡・調整のため、各部の連絡調整職員を参集できる。

## オ 本部長（市長）との連絡、視察者等の対応

(ア) 本部長との連絡要領は、**松戸市業務継続計画（BCP）〈自然災害編〉**に基づき実施する。

(イ) 本部長が行う被災地への視察や、国等からの視察者への対応には、本部事務局と調整を図りながら**広報部**が実施する。

## カ 本部長（市長）の代理

本部長が、被災等の理由により本部長としての職務を執れない場合は、市長の職務を代理する職員の順位に関する規則の規定に基づき、次の順に本部長代理を充て、災害対策に当たる。

本部長以外の本部会議構成員についても、状況に応じて代理を充て、対策に当たる。

## 〈災害対策本部長（市長）の代理者順位〉

第1順位	副市長	第2順位	総務部長	第3順位	総合政策部長
------	-----	------	------	------	--------

## キ 個別の災害対策

個別の災害対策は、実施主体の各部が基本的な単位となるため、各部長を中心として各部に属する各課の調整を図り災害対策に当たる。ただし、各部内での調整が困難な場合は、災害対策本部において調整を図る。また、個別の対策を担当する各部は、被災者の生活が安定するまでの間、担当を変更することなく継続して災害対策業務に当たる。

## ク 関係機関からの派遣要員の受入れ

災害対策本部内及び市庁舎別館1Fに、外部の関係機関から派遣される要員を受け入れるためのスペース（関係機関調整所）を確保して情報を共有し、連携して災害対策に当たる。

## ケ 災害対応職員への支援

災害対策本部事務局を始めとする各部の災害対応職員の水や食料等の活動必需品は、情報・運用支援班が必要に応じて確保する。なお、災害当初は、各自が保有する飲料水等を活用するものとする。

## コ 解散基準

災害の危険性が解消し又は災害応急対策が概ね完了したと市長が認めたときとする。事後処理を要する業務がある場合は、関係部局長への引継ぎを行う。

- (4) 災害対策本部を設置した場合、情報・運用支援班長は、設置施設の正面玄関等に本部標識板を掲げる。各職員は、所定のヘルメットを着用する。

【資料編 本部標識等】

## (5) 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害現場近くで総合的な応急対策を指揮する必要がある場合、現地災害対策本部を設置し、副本部長もしくは本部員の中から現地災害対策本部の本部長と本部員を指名する。

現地本部長は、緊急を要する場合、市長に代わって次の行為をすることができる。この場合において、現地本部長は、その旨を速やかに市長に報告する。

ア 高齢者等避難の発表

イ 避難指示、緊急安全確保措置の発令（災害対策基本法第60条、市長の権限）

ウ 避難指示（水防法第29条、水防管理者の権限）

エ 警戒区域の設定（災害対策基本法第63条、市長の権限）

オ 通行規制（道路法第46条、道路管理者の権限）

カ 関係機関等への応援要請（本部と連絡ができない場合）

## (6) 国・県の現地対策本部との連携

国の非常（緊急）災害現地対策本部が設置された場合は、連携を図り、総合的な災害応急対策を効果的に実施する。

## 3 災害対応拠点設置予定場所

	種 類	施設名
本 部	災害対策本部	①市役所別館1階災害対策室 ②消防局 ③議会棟 ④中央保健福祉センター
	情報集約拠点	各支所
	プレスセンター	市役所新館記者室又は市役所別館行政資料センター
避 難	避難場所	市指定 96 か所 <sup>※</sup>
	避難所	市指定 107 か所 <sup>※</sup> 【資料編 指定緊急避難場所・指定避難所一覧】
	福祉避難所	健康福祉会館（ふれあい22） 老人福祉センター6か所 市民センターの一部 協定施設
	帰宅困難者向け一時滞在施設	松戸市民会館 松戸市民劇場 東葛飾合同庁舎 県立西部図書館 流通経済大学（協定施設）
活 動 部 隊	消防・警察・自衛隊 集結地	21世紀の森と広場 松戸運動公園 松戸競輪場 江戸川河川敷 21世紀の森と広場西駐車場 千駄堀多目的スポーツ広場
	相互応援市町村	松戸競輪場
	臨時ヘリポート	離着陸可能なグラウンド等 <sup>※</sup> 【資料編 ヘリコプター離発着可能地点の位置基準】
医 療	市救護本部	中央保健福祉センター
	病院前救護所	市指定 10 病院 <sup>※</sup> 【資料編 病院前救護所予定施設一覧】
	学校救護所	市指定 17 学校 <sup>※</sup> 【資料編 学校救護所予定施設一覧】

## 〈救助事務の対象経費と担当〉

時間外勤務手当	総務部
賃金職員等雇用費用	総務部
旅費	各部
需用費（消耗品、燃料、食糧、印刷製本、光熱水、修繕）	各部
使用料及び賃借料	各部
通信運搬費	各部
委託費	各部、(福)市社会福祉協議会※

※災害ボランティアセンターを開設した場合などに限る。

## (2) 災害救助法の業務実施基準

災害救助法による救助業務の程度、方法並びに実施弁償の一般基準は、県災害救助法施行細則によるが、災害の種類、態様によって一般基準では救助の万全を期することが困難な場合、特別基準の適用を知事に要請する。この要請を受けて、知事は内閣総理大臣と協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

この場合、期間延長については一般基準の期間内に要請する。

(2) 気象警報等の伝達

松戸市域の風水害に関わる気象警報等が発表された場合、本部事務局危機管理課長は、速やかに本部長（市長）、副本部長（副市長）等にその旨を伝達する。

【資料編 風水害関係の気象警報・注意報の発表基準】

ア 勤務時間外の措置

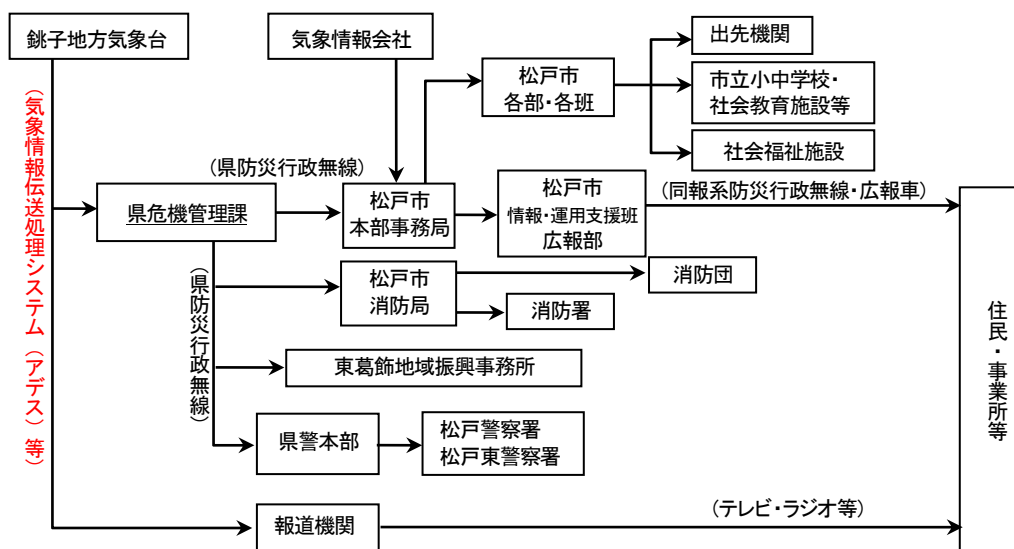
本部事務局は、配備前の段階から、気象情報会社等の提供情報を監視し、配備基準に該当する場合は、速やかに関係者等にその旨を連絡する。

イ 住民への伝達

総務班は、状況に応じて、同報系防災行政無線、松戸市安全安心メール、広報車の巡回等によりその旨を広報する。また、土砂災害警戒情報が発表された場合は、必要に応じて自主防災組織等と連携して、土砂災害危険箇所の住民等への伝達を迅速かつ確実に行う。

ウ 学校、社会福祉施設等への伝達

各部・各班は、所管する出先機関への伝達を行う。また、教育2部は教育施設へ、福祉1・2部は社会福祉施設への伝達を行う。



〈気象警報等の伝達系統〉

(3) 水防警報の伝達

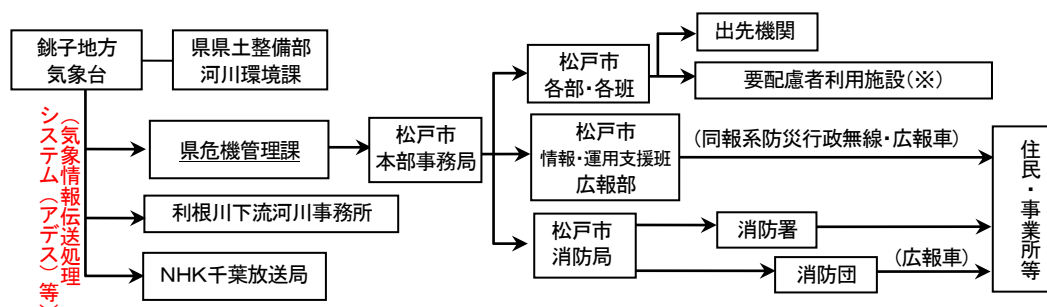
江戸川、坂川、新坂川の水防警報は、松戸市水防計画に基づいて伝達する。

(4) 洪水予報、水位周知情報の伝達

江戸川の洪水予報、又は利根運河、坂川、坂川放水路、新坂川、真間川の水位周知情報が発表された場合、建設部は、各部・各班と連携して、浸水想定区域内の住民や要配慮者関連施設の管理者等にその旨を連絡する。

〈洪水予報等のレベルと行動等の対応〉

洪水の危険のレベル	洪水予報の標頭 [洪水予報の種類]	水位の名称	市・住民の行動等
レベル5	はん濫発生情報 [洪水警報]	(はん濫発生)	逃げ遅れた住民の救助等 新たにはん濫が及ぶ区域の住民の避難誘導
レベル4	はん濫危険情報 [洪水警報]	はん濫危険水位	住民の避難完了



〈土砂災害警戒情報の伝達系統〉

(※)土砂災害危険箇所内の高齢者、障害者、乳幼児その他の防災上の配慮を有する者が利用する施設

(6) 被害情報の収集

各部・各班及び防災関係機関は、所管する施設や地域に関して、被害の有無・規模及び対策実施上必要な事項を直ちに情報収集し、情報・運用支援班に報告する。

また、職員が参集途上において次の状況を確認した場合、緊急の対策を要する情報（死者・重傷者の発生、河川の決壊等）は直ちに、その他の情報は随時、情報・運用支援班に報告する。

【資料編 被害等の記録・処理票】

〈風水害等の初期に把握すべき主な事項〉

- ① はん濫（地区名、浸水深、ながれの方向等）
- ② 建物の被害（倒壊、全壊、流失、床上・床下浸水、地下階の水没等の発生箇所）
- ③ 人的被害（死者、重症者、行方不明者、生き埋め者等の発生地区）
- ④ 避難状況
- ⑤ 土砂災害（斜面・盛土の異常、がけ崩れ等の発生箇所）
- ⑥ 風害（強風による飛散・転倒落下・倒壊物等の発生箇所）
- ⑦ 河川災害（堤防、護岸等の損壊箇所、溢れた箇所）
- ⑧ 道路の被害・機能障害（橋梁・トンネル・盛土等の被害、倒壊・落下物・がけ崩れ、浸水等による通行障害、渋滞等の発生箇所）
- ⑨ ライフラインの被害・機能障害（電柱の倒壊、停電等の発生箇所等）
- ⑩ 公共交通機関の運行状況、帰宅困難者の発生状況
- ⑪ 重要施設（庁舎、支所、消防局、消防署、消防団、学校、病院、公園等）、危険物施設等の被害
- ⑫ その他重大な被害

〈情報収集方法〉

収集方法	備考
公共施設及び周辺の状況の目視	
住民等からの通報の受付	
職員が参集途上で見聞した情報	カメラ付携帯電話等で映像等も収集
関係機関との情報交換	警察、ライフライン関係機関等
協定団体等への情報収集の要請	災害協定に基づく民間ヘリコプター、タクシー会社、バス会社への要請。アマチュア無線愛好家への協力要請等

【資料編 災害協定一覧】

【資料編 防災関係機関等連絡先一覧】

### (3) 警戒活動

地下空間の管理者等は、浸水により被害が発生するおそれがあると認められるときは、防水扉、防水板、土のう等により浸水防止活動を行うとともに、立ち入りの禁止措置等を行い、消防署へ通報する。

## 6 惨事ストレス対策

---

救助活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

また、消防機関は、必要に応じて、緊急時サポートチーム派遣要綱等に基づき、消防庁等に緊急時メンタルサポートチームの精神科医等の専門家の派遣を要請する。

## 7 事前の風水害対策

---

近年多発するゲリラ豪雨などについて、市民が土のうを必要とするケースが増加しており、近隣市では、「土のうステーション」を設置している自治体がある。本市においても「自助・公助・共助」を促進する観点から、公園や支所、公民館、集会所等に小型の「土のうステーション」の設置を検討する必要がある。また、各所へ土のうを供給するための保管・作成スペース、その他道路の維持管理の資機材置き場として「道路防災ステーション」の設置についても、検討する必要がある。



## 2 避難の指示等

### (1) 避難の指示等の発令

#### ア 避難の指示の発令

市長（本部長）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の必要と認める居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示し、緊急を要すると認めるときは緊急安全確保措置を指示する。また、避難の指示に先立ち、住民の立ち退き避難の準備と要配慮者等の立ち退き避難の開始を促すため「高齢者等避難」を発表する。

〔警戒レベル〕 避難情報等	居住者等がとるべき行動等
〔レベル3〕 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発令される状況：災害のおそれあり</li> <li>●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難               <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者等*は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</li> </ul> </li> <li>※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者</li> <li>・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</li> </ul>
〔レベル4〕 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発令される状況：災害のおそれ高い</li> <li>●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難               <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</li> </ul> </li> </ul>
〔レベル5〕 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）</li> <li>●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！               <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、<b>自宅の上の階や、崖から離れた部屋に移動するなど、その場でとることができる少しでも身の安全を確保する行動とる。</b></li> </ul> </li> </ul> <p>ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</p>

#### イ 判断基準

避難指示等の判断は、洪水、土砂災害、高潮を対象として5段階の警戒レベルに対応した基準で発令する。また、洪水氾濫に対する避難指示等においては、警戒レベル3の高齢者等避難の発令段階から家屋倒壊等氾濫想定区域の居住者等には避難開始を求める。

なお、決定にあたっては、洪水、土砂災害、高潮及び複数河川の氾濫が同時又は連続して発生する事態を考慮するとともに、气象台、河川管理者、砂防関係機関の助言、現場の巡視報告、通報等を考慮して総合的かつ迅速に行う。

その他河川水位と避難情報発令基準の具体的行動要領は、災害対策本部運営マニュアル等で定めるものとする。

病院に従事する医師、看護師、薬剤師、検査技師、事務を中心とした隊員で構成する。)

※2 JMAT (Japan Medical Association Team) とは、日本医師会が設立した災害時の「急性期・亜急性期」の医療活動を目的とした医療チームで、災害の状況により日本医師会が都道府県医師会を通じて医療関係者を派遣する。

## 2 医療救護活動

### (1) 市救護本部の設置

災害発生時における医療救護活動の全体的な調整や関係機関との連携を図るため、中央保健福祉センターに医療救護活動を専門的に統括する市救護本部を設置する。

市救護本部には、**健康医療部長**を本部長として、**(一社)**松戸市医師会、**(公社)**松戸歯科医師会、**(一社)**松戸市薬剤師会、**(公社)**看護協会松戸支部及び**保健医療部**の各責任者及び災害医療コーディネーターを配置する。

市救護本部は、市救護本部長 (**健康医療部長**) が必要と判断したときに設置できる。

【震災編 第3章・第8節・2〈市救護本部の構成等〉】

【震災編 第3章・第8節・2〈市救護本部の各部の所掌業務〉】

### (2) 災害医療コーディネーター

市内全般の救護活動の調整は、災害医療コーディネーター及び**松戸市**医師会長を中心に実施する。

なお、災害医療コーディネーターは超急性期 (72時間以内) の応急医療活動の調整を担当する者と応急医療を要しない被災者や在宅医療の医療活動を担当する者を予め指定する。

### (3) 医療救護班の編成

市救護本部は、学校救護所を配置する場合、**(一社)**松戸市医師会、**(公社)**松戸歯科医師会及び**(一社)**松戸市薬剤師会から、各学校救護所へ医師、歯科医師、薬剤師、看護師等を派遣し、市職員等と医療救護班を編成して医療救護活動を実施する。

必要に応じて、市救護本部を通じ、県災害医療本部及び松戸保健所等に医薬品の供給や応援を要請する。

### (4) 医療情報の収集

救護本部は**(一社)**松戸市医師会及び千葉県等の連携のもと、防災行政無線や電話、IP電話、FAX、EMIS (広域災害救急医療情報システム) 等により、医療施設の被害状況や診療機能の確保状況などの医療に関する情報を収集し、関係機関等との情報共有を図る。

必要に応じて、EMISの代行入力を行う。

### (5) 病院前救護所の設置と運営

災害医療拠点病院及び災害医療協力病院の10病院は、各病院の災害マニュアル等に基づき病院前救護所を設置する。**(一社)**松戸市医師会、**(公社)**松戸歯科医師会、**(一社)**松戸市薬剤師会の各会員 (学校救護所参集指定医師等、自院にて診療継続をする医師等を除く) は病院前救護所へ参集し、トリアージ活動、情報共有・伝達等を行う。

病院前救護所は、病院スタッフ、参集した各会員、DMAT、保健医療部職員により運営する。

### (6) 学校救護所の設置と運営

市救護本部の指示に基づき市内17の小・中学校に設置する。ただし、既に傷病者がいる場合等は本部の指示を待たずに参集と同時に設置する。

予め指定された**(一社)**松戸市医師会、**(公社)**松戸歯科医師会、**(一社)**松戸市薬剤師会の

の各会員および保健医療部職員が参集し、保健室等にある流通備蓄医療資器材等を用い、トリアージ、軽症者の治療、重症者等の医療機関への搬送を行う。

医療救護班長に指定されている医師を中心に参集したスタッフで運営するが、不足する場合は避難者の中から医療関係者等を募って、体制を強化する。

【震災編 第3章・第8節・2〈救護所での活動〉】

(7) 傷病者の搬送

中等症・重症者の病院前救護所までの搬送は救急車等による搬送が望ましいが、困難な状況においては、自主防災組織、町会・自治会及び事業所(自衛消防組織)などへ協力を呼びかけ、連携して対応する。

災害拠点病院又は県外の医療機関までの搬送は、救急車又はヘリコプターにより行う。

学校救護所から病院前救護所への搬送は、救急車、公用車、応援車両等を原則とするが、多数の負傷者の搬送等は災害応援協定によるタクシー、バスによる搬送を、財務班を通じて要請する。

(8) 透析患者等への対応

人工透析等の応急措置が必要な患者は、市内の対応可能な医療機関で対応する。対応が困難な場合は、千葉県を通じて受け入れ医療機関を確保し、車両、ヘリコプター等で搬送する。

(9) 助産

通常の分娩については、被災していない市町村の医療機関で受診するよう指導する。胎児及び妊婦に生命の危険がある場合は、医療機関の対応状況を確認し、困難な場合は、県を通じて受け入れ医療機関を確保し、救急車又はヘリコプター等で搬送する。

(10) 医療救護班等の受入れ

市救護本部は、県から派遣された医療救護班や災害派遣医療チーム(DMAT・JMAT)を速やかに受入れ、傷病者や被災状況、医薬品・医療資機材、各救護所や市救護班の活動状況に関する情報を共有し、有効な医療救護活動を実施するため、派遣された医療救護班等と調整を図る。

(11) 医療用資機材・医薬品等の確保

救護のための医療器具及び医薬品は、初動対応時には学校救護所での備蓄品を活用することとするが、状況に応じて(公社)松戸市薬剤師会、各医療機関等に協力を要請する。また、不足する場合は、松戸保健所及び県災害医療本部に対し医薬品等の供給を要請し、松戸保健所に備蓄している医薬品のほか、千葉県と千葉県医薬品卸協同組合が締結した協定に基づき、速やかに医薬品の供給を受ける。

輸血用の血液及び血液製剤が必要なときは、千葉県を通じて赤十字血液センター等に供給を依頼する。

### 3 被災者の健康管理

---

(1) 避難所の巡回医療

保健医療部は(一社)松戸市医師会、(公社)松戸歯科医師会、(一社)松戸市薬剤師会、松戸保健所等との連携のもと、医療救護班を編成して、避難所で巡回医療を行う。

(2) 避難所の巡回健康相談・保健指導

保健医療部は被災者の健康状態等の把握、エコノミー症候群の予防、療養相談、精神保健相談(こころのケア)、栄養相談等のため、三師会と連携して保健師等による避難所の巡回健康相談を行う。

また、巡回時に避難所を健康の視点からアセスメントし、必要に応じて感染対策の強化等環境

## 第9節 防疫・清掃・障害物の除去

### 【計画の指針】

- 災害発生後、速やかに生活に伴い最低限生じる「燃えるごみ」・「燃えないごみ」・「ビン、缶」の収集を開始するよう努める。
- 清掃工場の稼働停止に伴い、クリーンセンター等に臨時集積場所を設置し、収集したごみの仮置きを行う。
- 断水等によりトイレが使用不可能な場合は、自宅トイレを使用し、簡易トイレ等により自宅で処理することを原則とする。
- 避難所のトイレが使用不可能で、避難生活が1日以上に及ぶ場合は、必要に応じて避難所に仮設トイレを設置する。
- 可能な限り自宅トイレや簡易トイレ等により自己処理に努めるとともに、下水道等の使用不可能な地域において、必要と認められる場所に仮設トイレを設置する。
- 道路上の障害物は、緊急輸送道路や災害時重要路線を優先に除去を行う。災害救助法が適用された場合は、千葉県が行い、市はこれを補助する。

### 【計画の体系・担当】

項目	担当
1 防疫活動	保健医療部、環境部、松戸保健所、(一社)松戸市医師会
2 保健活動	保健医療部、松戸保健所、(一社)松戸市医師会
3 し尿の処理	環境部
4 ごみの処理	環境部
5 障害物の除去	街づくり部、建設部、県東葛飾土木事務所、千葉国道事務所、首都国道事務所、江戸川河川事務所
6 がれき等の処理	環境部、街づくり部
7 動物対策	環境部、松戸保健所、県動物愛護センター、(公社)県獣医師会

## 1 防疫活動

### (1) 防疫実施体制

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号)に基づき、県と協力して防疫活動を行う。

### (2) 防疫活動

#### ア 検病調査及び健康診断

松戸保健所は、松戸市医師会等の協力を得て避難所等において検病調査及び健康診断を実施する。保健医療部は、松戸保健所に協力する。

#### イ 感染症患者への措置

感染症の発生動向に通常とは異なる動向が認められる場合は、松戸保健所の行う必要な措置について協力する。

〈感染症患者等への措置〉

① 発生状況、動向及び原因の調査	② 健康診断	③ 就業制限
④ 感染症指定医療機関への入院勧告	⑤ 消毒等	

- ウ 処理が長期に渡る場合は、進行管理計画を策定し、計画的に処理を行う。
- エ 環境大臣が廃棄物処理特例地域に指定した場合、本部長（市長）は災害廃棄物処理の代行を国に要請することができる。

## 7 動物対策

---

### (1) 死亡獣畜の処理

環境部は、家畜の死亡が確認された場合は、松戸保健所の指導により、死亡した家畜等を処理する。

### (2) 放浪動物への対応

環境部は、飼い主の被災により遺棄又は逃げ出したペット等が発生した場合は、松戸保健所、県動物愛護センターと協力して保護する。危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携し必要な措置を講ずる。

### (3) ペットへの対応

避難時のペットの保護及び飼養は、原則として動物の管理者が行う。

ペットと避難所へ同行避難する場合、飼い主はペットの飼育に責任を持ち各避難所運営ルールに基づき対応する。避難所等での生活が長期化し、避難生活に支障となるペット問題が生じた場合は、松戸保健所及び(公社)千葉県獣医師会等と取り扱いについて協議する。関係団体がペットの救護所等を設置する場合は、公共用地を提供するとともに、その旨を避難者に広報する。

遺体は北山会館（市斎場）で火葬する。使用できない場合又は火葬能力を上回る場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づいて他市町村の火葬場で対応するよう広域応援要請を行う。

また、遺族では遺体の搬送が困難なときは、葬儀業者、自衛隊等に協力を要請する。

(4) 身元不明者の遺骨・遺留品の取り扱い

遺体安置所に一時保管した遺骨及び遺留品は、台帳を作成して一定期間公示し、引き取り人がある場合は、身元確認の上引き渡す。

引き取り人の無い身元不明者の遺骨については市において保管する。

## 第11節 生活支援

### 【計画の指針】

- 〈給水〉
- 初期の給水は、病院、救護所等の重要施設を優先して緊急給水を行い、市民は各家庭の備蓄飲料水で対応することを原則とする。
  - 給水車等の応援体制が整うまでは、給水場及び浄水場、井戸、貯水槽及び緊急遮断弁付き受水槽へ市民、自主防災組織、町会・自治会等が飲料水を取りにくることを基本とする。
  - 千葉県や周辺市町村、全国からの応援体制ができしだい、避難所、公園に給水拠点を拡大し給水活動を行う。
- 〈食料の供給〉
- 災害発生3日目までは、家庭内備蓄、市等の備蓄食料で対応する。
  - 避難生活が4日以上に及ぶ場合は、協定に基づき**事業者等**に食料の調達を要請して避難所に供給する。
  - 自主防災組織（避難所運営委員会）から自主的に炊き出しの申し出がある場合は、ガスボンベ、調理器具、食材等の供給支援を行う。
- 〈生活必需品等の供給〉
- 災害発生3日目までは、家庭内備蓄、市等の備蓄物資で対応する。
  - 避難生活が4日以上に及ぶ場合は、協定に基づき**事業者等**に物資の調達を要請して避難所に供給する。
  - 全国からの救援物資は物資集積場所を設置して、被災者に供給する体制をとる。ただし、企業・団体からの救援物資のみ受け付けることを原則とする。
  - 各対策は、災害救助法が適用された場合は、千葉県が行い、市はこれを補助する。

### 【計画の体系・担当】

項目	担当
1 給水	水道部、県企業局
2 食料の供給	経済振興部、市民部、福祉1・2部、調査班、情報・運用支援班
3 生活必需品の供給	経済振興部、市民部、福祉1・2部、調査班
4 救援物資の受け入れ	経済振興部
5 物資集配拠点の運営	経済振興部、教育1部

## 1 給水

### (1) 水源の確保

水道部及び関係部局は、浄水場、配水場、防災用井戸、耐震性貯水槽、緊急遮断弁付き受水槽又は防災協力民間井戸等を水源とし、飲料水の確保に努める。また、県企業局は「水道局震災対策基本計画」に基づき、飲料水を確保する。

【資料編 防災用井戸・耐震性貯水槽一覧】

【資料編 防災協力民間井戸一覧】

## 【震災編 第3章・第13節・1 〈緊急時の最寄り連絡先〉】

## (3) 受入体制

本部事務局は、自衛隊の災害派遣要請を依頼した場合、作業計画を作成し、次のような受入体制を整える。

## 〈自衛隊の受入体制〉

項目	内容
作業計画の作成	① 作業箇所及び作業内容 ② 作業箇所別必要人員及び必要機材 ③ 作業箇所別優先順位 ④ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所 ⑤ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所
資器材の準備	必要な機械、器具、材料、消耗品等の確保に努め、諸作業に係る関係のある管理者の了解を速やかに取りつけるよう事前に配慮する。
自衛隊集結候補地	陸上自衛隊松戸駐屯地、江戸川河川敷
交渉窓口	①連絡窓口を一本化する。 ②自衛隊からの連絡員の派遣を要請する。

## (4) 自衛隊の派遣活動

知事が自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の保護のため必要であり、かつやむを得ない事態と認められるもので、他に実施する組織等がない場合とし、概ね次のとおりとする。

## 〈自衛隊の支援活動〉

項目	活動内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって、情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難指示等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、傷病者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常県又は市等が提供するものを使用する。
応急医療、救護、防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常県又は市等の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。



項目	活動内容
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令（昭和33年総理府令第1号）」に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸与又は譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他の臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

## (5) 自衛隊の自主派遣

自衛隊においては、災害の発生が突発的で、その救援が緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、次の判断基準により部隊等を自主派遣することができる。

## 〈自衛隊自主派遣の判断基準〉

- ① 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること
- ② 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること
- ③ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること
- ④ その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること

## (6) 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として市が負担するものとする。ただし、他市町村にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町村長が協議して定める。

- ア 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費
- イ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- ウ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等
- エ その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市が協議する。

## (7) 撤収要請依頼

災害派遣の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、市長（本部長）は、知事及び派遣部隊の長と協議の上、知事に対して派遣部隊の撤収要請を依頼する。

### 3 自治体等への応援要請

## (1) 応急対策職員派遣制度の活用

応急対策職員派遣制度により他の市区町村職員による災害マネジメント等の対口支援を確保する場合は、対口支援団体の決定前においては県を通じて総務省へ、対口支援団体の決定後においては対口支援団体へ、総括支援チーム\*の派遣を要請する。

※災害マネジメント総括支援員（災害対応に関する知見を有し、地方公共団体における管理職の経験などを有する者）と災害マネジメント支援員（避難所運営業務や罹災証明の交付業務などの災

## 第14節 生活関連施設等の応急対策

### 【計画の指針】

災害時にも医療、福祉施設等にはライフラインの維持が求められるほか、氾濫が収まった直後から家財等の洗浄のための水の需要が急激に高まることが予想される。

このため、災害時にも重要施設のライフラインを確保するとともに、地域の生活、産業等の復旧と整合を図りながらライフラインを復旧させ、地域の復興を促進する。

### 【計画の体系・担当】

項目	担当
1 上水道施設	水道部、県企業局
2 下水道施設	建設部、県江戸川下水道事務所、県手賀沼下水道事務所
3 電力施設	東京電力パワーグリッド(株)
4 都市ガス施設	京葉瓦斯(株)
5 通信施設	東日本電信電話(株)
6 郵便	日本郵便(株)
7 道路・橋梁	建設部、県東葛飾土木事務所、千葉国道事務所、首都国道事務所
8 鉄道	東日本旅客鉄道(株)、新京成電鉄(株)、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)
9 バス	京成バス(株)、新京成電鉄(株)、東武バスイースト(株)、成田空港交通(株)
10 河川	建設部、県東葛飾土木事務所、江戸川河川事務所

## 1 上水道施設

### (1) 市水道の対策

#### ア 応急体制の確立

水道部は、応急活動体制を確立し生活用水の確保と応急復旧に対応する。

なお、市では対応できない場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき、県内水道事業者等の応援を得て復旧を行う。

#### イ 活動内容

応急復旧に当たっては、被害状況を把握し応急復旧対策を確立し、①取水、導水、浄水、配水施設の復旧、②主要な送・配水管及び応急給水拠点に至るまでの管路、の優先順位で復旧する。

### (2) 県企業局の対策

県企業局では、災害が発生した場合に備え「千葉県地域防災計画」を基本に「**企業局水道事業震災対策基本計画**」を策定して、県及び関係市町村と密接に連携を図り、災害に対処することとしている。

## 2 下水道施設

(1) 下水道施設に被害が発生、又は発生するおそれのある場合には、一次的な使用制限を行い、下水道機能の支障及び二次災害の可能性の高いものから優先して機能回復を図る。

(2) 管渠（かんきよ）の応急措置

## 第16節 建物対策

### 【計画の指針】

- 災害発生後できる限り早期に被災家屋の調査を行い、被災者の生活再建の根拠となる罹災証明書が発行ができる体制を整える。
- 国、千葉県の支援内容にしたがって、災害発生後、できる限り早期に家屋の解体撤去を実施するとともに、住宅を失った被災者がいる場合、応急仮設住宅の建築、空き家のあっせんなど、必要に応じた被災者の支援を実施する。ただし、災害救助法が適用された場合は千葉県が行い、市はこれを補助する。
- 公営賃貸住宅の空き家のあっせんなど被災者の住宅確保を支援する。

### 【計画の体系・担当】

項目	担当
1 住家の被災調査・罹災証明	調査班、消防局
2 被災建築物の応急修理	街づくり部
3 応急仮設住宅の提供	街づくり部、福祉1・2部
4 空き家のあっせん	街づくり部
5 市管理建築物の応急対策	各部・各班

## 1 住家の被災調査・罹災証明

### (1) 住家の被災調査

調査班は、家屋の被害状況の把握及び罹災証明書を発行するために、全住家を対象に被災調査を行う。

被災調査は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）等に基づき、全壊・大規模半壊・**中規模半壊**・半壊・準半壊・**準半壊に至らない（一部破損）**・床上浸水・床下浸水の区分として、調査を行う。なお、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真等を活用するなど、適切かつ円滑な調査手法を検討する。

火災により焼失した家屋等は、消防局が消防法に基づき火災調査を行う。

#### 〈住家の被災調査〉

一次調査：外観の損傷状況及び浸水深の目視調査により判定する。

二次調査：一次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合又は一次調査の対象に該当しない場合に、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測、浸水深の確認及び住家の主要な構成要素ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。

再調査：被災者から依頼があった場合、内容を精査した上で、必要に応じて再調査を行う。

### (2) 罹災証明の発行

家屋の被災調査の結果は、家屋被災台帳にまとめ、災害相談センター（※第3節の「7 住民相談」参照）にて罹災証明書を発行する。

なお、家屋以外のものがり災した場合において、必要と認めるときは、市長が行う罹災届出証明で対応する。ただし、火災罹災証明書の発行は、消防局が行う。

【資料編 罹災証明書、罹災届出証明申請書】

## 2 被災建築物の応急修理

災害救助法が適用された場合は、住家が半焼、**大規模半壊**、**中規模半壊**、半壊又は準半壊し、自己の資力では応急修理ができない者に対して、居室、便所及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分を応急的に修理する。

街づくり部は、相談窓口で住宅の応急修理の希望受付を行い、必要性を調査した上で、災害協定団体等に、建設材料、器具、労務提供等を要請する。

市で処理不可能な場合は、国、県、近隣市町村及びその他関係機関の応援を得て実施する。

【資料編 災害協定一覧】

## 3 応急仮設住宅の提供

災害救助法が適用された場合は、住家の全焼又は全壊等により、自己の資力では住宅を確保できない者に対して、応急仮設住宅を提供する。

### (1) 需要の把握

災害後に被害調査の結果から仮設住宅の概数を把握する。また、災害相談センター又は避難所において、仮設住宅入居の申し込みを受付ける。

応急仮設住宅の入居対象者は、罹災証明の発行を受けているなど次の条件に該当する者である。なお、これ以外の者への適用については、県との協議により決定する。

#### 〈応急仮設住宅の入居対象者〉

次のすべての条件に該当する者

- ① 住家が全壊、全焼又は流失した者
- ② 居住する住家がない者
- ③ 自らの資力をもってしては住宅を確保できない者
  - ・生活保護法の被保護者及び要保護者
  - ・特定の資産のない高齢者、障害者、母子世帯、病弱者等
  - ・上記に準ずる者

### (2) 用地確保

応急仮設住宅の用地は、公共用地を優先して確保し、ライフライン、交通等の利便性を考慮して選定する。不足が生じた場合には、民有地を借用する。

### (3) 建設

応急仮設住宅は、「千葉県応急仮設住宅供給マニュアル」に基づいて県が建設する。

応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合、集会所等に使用するための施設を設置できる。

高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、介護等事業を利用しやすい構造及び施設を有する施設（福祉仮設住宅）を設置できる。

【資料編 災害協定一覧】

### (4) 借上型応急住宅の確保

被害状況、応急仮設住宅建設用地の確保状況、民間賃貸住宅の空き状況等を考慮し、必要に応じて民間賃貸住宅を借上型応急住宅として提供する。

## 第17節 ボランティアへの対応

### 【計画の指針】

近年、ボランティア活動が活発になり、公平さを基本とする行政では対応しにくい被災者からのニーズに対して、きめ細かな対応が可能な災害ボランティアやNPOの活躍が広がっている。このため、ボランティアの活動環境を早期に確立し、被災地の早期復旧を推進する。

### 【計画の体系・担当】

項目	担当
1 ボランティア活動の受入体制	保健医療部、福祉1部、(福)松戸市社会福祉協議会
2 ボランティア活動	保健医療部、福祉1部、(福)松戸市社会福祉協議会

## 1 ボランティア活動の受入体制

### (1) ボランティアセンターの設置

保健医療部、福祉1部は、ボランティア活動の調整機関として松戸市災害ボランティアセンター（総合福祉会館内）を設置するよう(福)松戸市社会福祉協議会に要請する。

なお、東葛飾地域の複数の市町村が災害ボランティアセンターを設置できない場合等には、県が代替拠点として、西部防災センターに広域災害ボランティアセンターを設置する。

### (2) ボランティアニーズの把握

保健医療部、福祉1部は、ボランティア需要状況の的確な把握に努める。

### (3) 災害ボランティアセンターの業務

松戸市災害ボランティアセンターの業務は、次のとおりである。

なお、災害ボランティア活動については、その自主性を尊重し、活動方針や運営については松戸市災害ボランティアセンター自らの決定に委ねる。

#### ア ボランティアの登録及び管理

ボランティアの登録及び管理を行う。

#### イ ボランティア団体に関する情報の収集と連絡調整

ボランティア団体の情報収集及びボランティア団体間の調整を行う。

#### ウ ボランティアの派遣

市本部からの依頼あるいはニーズの調査に基づき、ボランティアの派遣を行う。

#### エ ボランティアの募集

ボランティアの募集について、市広報紙、市ホームページ、マスコミ等を通じて行う。

#### オ 千葉県社会福祉協議会との連携

「千葉県社会福祉協議会と市町村社会福祉協議会における災害時の相互支援に関する協定」に基づき、支援活動の連携を図る。また、千葉県社会福祉センターに設置される千葉県災害ボランティアセンターと連携し、必要に応じて後方支援を要請する。

### (4) 市との調整

保健医療部、福祉1部は、ボランティア需要状況の的確な把握に努め、松戸市災害ボランティアセンターの運営に協力するとともに、市本部との連絡・調整にあたる。調整事項は、概ね次の事項である。

#### ア 災害ボランティアセンターの設置の協議

- イ 市内被害状況に関する情報の提供
  - ウ 対策実施状況に関する情報の提供
  - エ 県が派遣する専門ボランティアの受付調整
  - オ 報道機関などへボランティア活動に関する情報の提供
  - カ 災害ボランティアセンターに必要な資材、器材、活動資金などの提供
  - キ 災害ボランティアセンターとの連絡調整
  - ク その他の協力要請
- (5) ボランティア保険  
ボランティア保険は、(福)松戸市社会福祉協議会で登録を行い市の負担で加入する。
- (6) 活動費用の負担  
ボランティア活動に伴う経費は、その必要性に応じてボランティアを受け入れる市が負担する。
- (7) 食事・宿泊の手配等  
食事や宿泊場所の確保、手配はボランティア自身で行うことが原則であるが、困難な場合等は、必要に応じて市や関係機関が確保、手配に協力する。

## 2 ボランティア活動

災害時のボランティア活動にはさまざまな活動分野が求められているため、職能によって専門分野と一般分野に大別し、それぞれ次のような分野を担当するものとする。

### 〈災害ボランティアの活動〉

専門ボランティア	一般ボランティア
① 救護所等での医療、看護	① 避難所の運営
② 被災宅地の危険度判定	② 炊出しや食料、飲料水などの受入・配給
③ 外国語の通訳	③ 救援物資や義援品の仕分け
④ 被災者への心理治療	④ 高齢者、障害者等の介護
⑤ 高齢者、障害者等の介護	⑤ 清掃
⑥ その他の専門的知識、技能を要する活動等	⑥ 情報提供・広報活動
	⑦ その他被災地における作業など

## 第18節 要配慮者への対応

### 【計画の指針】

- 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、病弱者、日本語の理解が十分でない外国人、医療的ケアを必要とする人等の「要配慮者（以下「要配慮者」という。）」は、避難所生活など災害発生時に特別な配慮が必要となる。中でも、災害発生時の迅速な避難が困難である「避難行動要支援者」への避難支援については、十分な配慮を行う。
- 要配慮者に対しては、国が策定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月）」、千葉県が策定した「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き（令和4年3月）」及び市が策定した「避難行動要支援者名簿活用の手引き（令和元年11月）」に基づき、社会福祉施設の管理者や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア等と連携して支援に当たる。
- 避難誘導・支援は、町会・自治会等、連合町会、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団等の避難支援者と連携し、実施する。
- 要配慮者への負担を軽減するため、専用スペースや間仕切りの設置、段差の解消等避難所生活に配慮する。また、福祉関係者と連携して相談や介護等の支援を行う。
- 避難生活が長期化するなど必要と認める場合には、福祉避難所を開設し、避難所での生活が困難な要配慮者を収容する。

### 【計画の体系・担当】

項目	担当
1 要配慮者の安全確保	保健医療部、福祉1部、(福)松戸市社会福祉協議会
2 福祉避難所等の開設・運営	福祉1・2部
3 要配慮者の支援	保健医療部、福祉1部、(福)松戸市社会福祉協議会
4 社会福祉施設入所者等への支援	福祉1・2部

## 1 要配慮者の安全確保

### (1) 要配慮者への情報提供

円滑かつ迅速に要配慮者を避難させるため、災害に関する情報や高齢者等避難、避難指示等の情報について、地域の支援組織やボランティア等を通じて、迅速に提供するよう努める。

また、多様な情報ツールを活用し、迅速かつ確実に提供するとともに、聴覚障害のある方への提供方法として文字情報による提供や、必要に応じた手話通訳士の派遣などに努める。

#### 〈伝達手段〉

- |                   |                |           |
|-------------------|----------------|-----------|
| ① 防災行政無線          | ④ ケーブルテレビのテロップ | ⑦ 安全安心メール |
| ② 緊急速報メール(エリアメール) | ⑤ 松戸市ホームページ    | ⑧ ツイッター   |
| ③ 広報車             | ⑥ 電話等口頭による連絡   |           |

### (2) 避難行動要支援者の安否確認及び避難誘導等

事前に整備している避難行動要支援者名簿等を活用し、町会・自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、松戸市社会福祉協議会等、地域の避難支援者の協力を得ながら、速かに避難行動要支援者の被災状況及び避難状況の把握に努め、必要に応じ、避難支援者が中心となり避難誘導

や必要な支援を行う。

また、避難行動要支援者の安否を確認できない場合は、必要に応じて避難所の避難者等と協力して救出・救護、避難誘導等を実施する。

なお、避難行動要支援者名簿、個別避難計画情報については、情報の管理等に留意し、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合で、避難行動要支援者の生命、身体を保護するために特に必要がある場合は、避難支援等関係者への名簿情報、避難計画情報の提供に同意のないものについても必要な限度で提供するものとする。

### (3) 避難所への収容

避難所に避難行動要支援者専用スペースを確保し、収容する。

## 2 福祉避難所等の開設

### (1) 福祉避難所の開設

福祉1部は、避難所を開設した場合には、避難所での生活が困難な要配慮者を収容する福祉避難所を開設し、収容する。

また、市外の福祉施設への緊急入所を支援する。

### (2) 福祉避難所等の運営

福祉1部（一部福祉2部含む。）は福祉避難所ごとに福祉避難所運営委員会を設置し、施設管理者や福祉関係者の協力を得て運営体制を確保する。

福祉避難所等の種類、入所対象者、開設時期の目安は次のとおりとし、要配慮者を介助する家族等も必要最小限の範囲で入所できるものとする。

〈福祉避難所の種類等〉

種 類	対象者	開設時期
【福祉避難室】 (避難所内設置) ・小、中学校	・要介護1, 2程度 ・精神保健福祉手帳3級程度 ・療育手帳B級程度 ・乳幼児、妊産婦	発災後速やかに
【地域福祉避難所】 ・市民センター(※) ・老人福祉センター	・要介護3以上程度 ・精神保健福祉手帳2級以上程度 ・療育手帳A級以上程度	発災後48時間
【二次福祉避難所】 ・健康福祉会館(ふれあい22) ・特別養護老人ホーム ・特別支援学校	・福祉避難室、地域福祉避難所での生活が困難な者	発災後72時間

※市民センターについては、風水害時は避難所として使用するが、地震災害時には、和室等を地域福祉避難所として使用する。

## 3 要配慮者の支援

### (1) 避難所における援護対策

保健医療部は、要配慮者に対する援護対策のニーズを把握し、福祉1部、(福)松戸市社会福祉協議会等の福祉関係団体、避難所運営委員会、ボランティア等の協力を得て、次にあげる対策を行うよう努める。

#### ア 施設



## 第1節 住民生活安定対策計画

### 【計画の指針】

被災者の生活再建を促進するため、市及び関係機関は、生活再建支援策を速やかに周知し、手続きの円滑化を図る。

### 【計画の体系・担当】

項目	担当
1 税等の減免等	調査班
2 災害弔慰金の支給等	保健医療部、福祉1部
3 生活福祉資金の貸付け	(福) 松戸市社会福祉協議会
4 郵便物の特別取扱い等	日本郵便(株)
5 雇用の確保	経済振興部、松戸公共職業安定所
6 公共料金の特例措置	各公共機関
7 災害公営住宅の建設	街づくり部
8 災害応急資金の融資	経済振興部
9 義援金の保管及び配分	保健医療部
10 被災者生活再建支援金の支給	福祉1部、財務班
11 介護保険における対応	福祉1部

### 1 税等の減免等

松戸市税条例、県県税条例等の規定に基づき、被災した市税及び県税等の納付義務者（以下「被災納税者等」という。）に対し、市税等の災害救済措置として、期限の延長及び減免について速やかに適切な措置を講ずるものとする。

#### (1) 期限の延長

災害により被災納税者等が期限内に申告、その他の書類の提出又は納付もしくは納入することができないと認めるときは、市長は適用地域及び期日を指定してその期限を延長するものとする。

#### (2) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた被災納税者等が市税等を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき法令等に定められている期間において、徴収を猶予する。

#### (3) 滞納処分の執行の停止

災害により、滞納者が無財産となる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予の減免等適切な措置を講じる。

#### (4) 減免

被災納税者等の申請に基づき、減免する。

#### (5) 保育料の減免等

災害等の特別な事由により保育料負担者が保育料の全部又は一部を負担することができないと認めるときは、その事由がやむまでの間、保育料の全部又は一部を減免することができる。

## 10 被災者生活再建支援金の支給

---

「被災者生活再建支援法」(平成10年法律第66号)に基づき、災害救助法が適用される等一定規模以上の災害により、生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活を再建することが困難な被災者に対し、生活再建支援金を支給する。

### (1) 対象世帯

自然災害により被害を受けた世帯に被災者生活再建支援金が支給される。

- ア 居住する住宅の全壊した世帯
- イ 居住する住宅が半壊又は敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯
- ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)

### (2) 被災者生活再建支援金の支給

支給は、被災世帯となった世帯主による申請により行われる。

【震災編 第4章・第1節・10〈対象世帯別支給限度額〉】

【震災編 第4章・第1節・10〈対象世帯別支給限度額(単身世帯の世帯主)〉】

### (3) 千葉県被災者生活再建支援事業

- ア 県は、自然災害により住宅が全壊するなどの被害を受けたにも関わらず、上記の対象とならない世帯に、一定の要件のもと支援金を支給する。
- イ 本事業の実施主体は、市町村とする。(県から市への補助方式：補助率8/10)
- ウ 支援金の支給額は上記(2)と同等とする。

## 11 介護保険における対応

---

災害によって被害を受けた被保険者に対して、認定更新申請期限の延長、給付制限等の緩和、給付割合の変更等の対応をとる。

# 松戸市地域防災計画

## 大規模事故編

(令和5年度修正)

松戸市防災会議

## 第1節 大規模火災対策計画

### 【基本方針】

市街地の延焼火災、大規模・高層建築物での火災は、消火や避難が困難となり、現場の特性に応じた対策活動が重要となる。そのような大規模な火災に対する対策について定める。

### 【対策担当】

項目	担当
1 予防計画	街づくり部、消防局、教育1部
2 応急対策計画	消防局、情報・運用支援班、市民部、環境部、経済振興部、警察署、消防団、広報部

## 1 予防計画

### (1) 建築物不燃化の促進

火災の延焼拡大を未然に防ぐため、地域の災害危険性に即し、都市計画法、建築基準法等の法令に基づき、建築物の不燃化を促進する。

### (2) 市街地の整備

道路の幅員が狭隘で老朽化した木造住宅が密集した地区は、延焼などの危険性が高いため、防災機能の確保と合理的な土地利用が図られた街区を形成する面的整備を推進し、防災上安全な市街地の形成を図る。

### (3) 火災予防に係る立入検査

年間査察計画に基づき、消防法第4条の規定により防火対象物の所有者等に対して火災予防上必要な資料の提出を命じ、又は防火対象物に立ち入って検査を実施し、火災予防の徹底を図る。

### (4) 多数の者を収容する建築物の防火対策

ア 多数の者を収容する建築物の管理権原者に対し、防火管理者の選任及び防火管理者による消防計画の作成を履行させるとともに、当該消防計画に基づく事項を遵守させる。

イ 点検が必要とされる特定防火対象物の管理権原者に対し、火災予防上必要な事項の適否について、定期的に防火対象物点検資格者の点検を受けさせ、報告させる。

### (5) 住宅防火対策

消防法による住宅用火災警報器等の設置義務をふまえて、すべての住宅（寝室、階段等）に住宅用火災警報器又は住宅用自動火災報知設備を設置するよう指導するとともに、住宅用防災機器の普及・促進や、住宅防火意識の普及啓発を行う。

### (6) 大規模・高層建築物等の防火対策

大規模・高層建築物等の管理権原者又は関係者に対し、(4)「多数の者を収容する建築物の防火対策」に加え、次の事項について指導する。

ア 消防防災システムのインテリジェント化の推進

(ア) 高水準消防防災設備の整備

(イ) 複数の消防用設備等を集中管理する総合操作盤の整備

(ウ) 防災センターの整備

イ 自衛消防業務に従事する職員に対する指導

ウ 防災管理制度（消防法第36条）による防災管理の実施

## 第6節 放射性物質事故対策計画

### 【基本方針】

市域及び千葉県には原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）に規定される原子力事業所は存在しないが、市内に放射性同位元素使用事業所が立地するほか、県内には核燃料物質・核原料物質を取扱う事業所がある。

また、千葉県に隣接する地域には、臨界事故等の発生を想定し対策を検討すべき施設が存在するほか、東京湾での原子力艦の通行、核燃料物質等運搬時の県内通過が想定される。これらの核燃料物質・放射性同位元素等（以下「放射性物質」という）の取扱や原子力艦寄港の状況を把握することは、国の所掌事項であり、本市は放射性物質の規制に関して法的権限を有していない。

しかし、放射性物質事故による影響の甚大性や、東日本大震災時の福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の環境汚染に鑑み、放射性物質を取扱う事業所等及び防災関係機関の予防対策、他地域の原子力事業所事故を含む事故発生時の対策について定める。

### 【対策担当】

項 目	担 当
1 放射性物質事故の想定	—
2 予防計画	消防局、総務部、市民部、環境部、 <b>保健医療部</b> 、消防団、警察署、松戸保健所、放射性同位元素使用事業所
3 応急対策計画	消防局、本部事務局、情報・運用支援班、広報部、経済振興部、市民部、環境部、保健医療部、消防団、警察署、松戸保健所
4 災害復旧計画	本部事務局、環境部、保健医療部

### 1 放射性物質事故の想定

#### (1) 核燃料物質使用事業所における事故の想定

市内には核燃料物質使用事業所はないため、これらの施設から人為的ミスや地震等の自然災害等による漏えい等の事故が発生したとしても、市域への影響は比較的少ないものと想定する。

#### (2) 核燃料物質の輸送中における事故の想定

核燃料物質の運搬については、そのルートや時期等が非公開であるが、千葉県は原子力施設が多数所在する茨城県に隣接していることなどから、核燃料物質が県内を通過する可能性がある。本計画においては、原子力発電所用低濃縮ウラン等の陸上輸送中の車両接触事故等により格納容器が破損し、六フッ化ウランが露出する事態を想定する。

#### (3) 他県事故に伴う本市への影響想定

東日本大震災時の福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質等により、本市は、水道水の制限、土壌等の汚染、風評被害、汚染された廃棄物の処理等の問題が生じた。そのため、茨城県等に立地している原子力事業所については、地震、津波、火災、人為的ミス等の自然災害等による事故などを想定する。

#### (4) 原子力艦事故の影響想定

原子力艦については、茨城県等に立地している原子力事業所の事故と同様に、地震、津波、火災、人為的ミス等の自然災害等による事故などを想定する。

## (5) 放射性同位元素使用事業所に係る事故の影響想定

市内にある放射性同位元素使用事業所が、何らかの要因により放射性同位元素の漏えい等をおこし、放射線障害が発生する事故を想定する。

## 2 予防計画

---

## (1) 放射性同位元素使用事業所に係る事故予防対策

放射性同位元素使用事業所の管理者は、何らかの要因により、放射性同位元素の漏えい等により放射線障害の発生やそのおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応を行うため、あらかじめ国、県、市、警察及び消防などの関係機関に対する通報連絡体制の整備に努めるものとする。

## (2) 放射性同位元素取扱事業所の把握

予防計画に記載のある関係部署は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性同位元素取扱事業所の所在地及び取扱物質の種類等の把握に努めるものとする。

## (3) 情報の収集・連絡体制整備

総務部は、国、警察、消防機関、放射性物質を取扱う事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

また、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続による連携の確保を図るものとする。

## (4) 応急活動体制の整備

総務部は、職員の非常参集体制、防災関係機関との連携体制、広域応援体制を整備するものとする。

## (5) 環境放射線モニタリング体制の整備

環境部は、緊急時における放射性物質又は放射線による被害が発生又は発生するおそれがある場合に備え、放射線測定器及び検出器等を整備するものとする。

## (6) 退避誘導體制の整備

総務部は、県内外の放射性物質事故発生時に、適切な退避誘導が図れるよう、平常時から地域住民及び自主防災組織の協力を得て退避誘導體制の整備に努めることとする。

また、避難行動要支援者及び一時滞在者を適切に退避誘導し安否確認を行うため、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、退避誘導體制の整備に努めるものとする。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮するものとする。

## (7) 放射性物質事故に関する知識の普及

総務部は、必要に応じて防災関係職員に対し、放射性物質事故に関する教育を実施する。住民に対しても放射性物質事故に関する知識の普及を図ることとする。

また、専門家等を活用し、放射性物質事故を想定した訓練を実施するものとする。

## (8) 放射性同位元素使用事業所の措置

放射性同位元素使用事業所の管理者は、放射性同位元素の漏洩等により放射線障害の発生やそのおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応を行うため、あらかじめ消防機関、警察、市、県及び国に対する通報連絡体制の整備に努める。

## (9) 防護資機材等の整備

消防局、総務部、市民部、**保健医療部**、消防団、警察署、松戸保健所は、核燃料物質事故の応急対策に従事する者が必要とする防護服や防塵マスクなどの防護資機材、放射線測定器等の整備

# 松戸市地域防災計画

## 資料編

(令和5年度修正)

防災会議関係

松戸市防災会議委員一覧表

(令和5年5月)

種 別	委 員 名	備 考
会 長	松戸市長	
1 号	国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所長	
	国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所長	
	関東農政局千葉県拠点地方参事官	
2 号	陸上自衛隊需品学校長	
3 号	千葉県東葛飾地域振興事務所長	
	千葉県東葛飾土木事務所長	
	千葉県企業局市川水道事務所松戸支所長	
	千葉県松戸健康福祉センター センター長	
4 号	千葉県松戸警察署長	
	千葉県松戸東警察署長	
5 号	副市長	
	水道事業管理者	
	病院事業管理者	
	総務部長	
	財務部長	
	市民部長	
	経済振興部長	
	健康医療部長	
	街づくり部長	
	都市再生部長	
	市議会事務局長	
男女共同参画課長		
6 号	教育長	
7 号	消防局長	
	消防団長	
8 号	東日本電信電話株式会社 千葉事業部 千葉西支店長	
	東日本旅客鉄道株式会社松戸駅長	
	東京電力パワーグリッド株式会社東葛支社 支社長	
	京葉ガス株式会社供給企画部災害対策室長	
	新京成電鉄株式会社鉄道営業部松戸駅駅長	
	東武鉄道株式会社 新鎌ヶ谷駅長	
	流鉄株式会社鉄道部次長	
	北総鉄道株式会社東松戸駅駅務区長	
9 号	千葉県看護協会松戸地区部会長	
	聖徳大学短期大学部総合文化学科准教授	
	松戸市女性防火クラブ会長	
	松戸自衛隊協力会女性部会長	
	千葉県助産師会第1地区 (柏・野田・流山・我孫子・松戸) 地区部会長	
1 0 号	松戸市医師会会長	
	松戸歯科医師会会長	
	松戸市薬剤師会会長	
	松戸市赤十字奉仕団委員長	
	社会福祉法人松戸市社会福祉協議会会長	



実施要領等

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償一覧表

千葉県災害救助法施行細則による (令和5年3月現在)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (災害救助法 第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	<基本額> 避難所設置費 1人1日当たり330円以内  高齢者等の要援護者等を收容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においてはホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。(ホテル・旅館の利用額は7,000円(食費込・税込)／泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府・千葉県と事前に調整する。
避難所の設置 (災害救助法 第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	<基本額> 避難所設置費 1人1日当たり330円以内  高齢者等の要援護者等を收容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害救助法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、災害救助法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府・千葉県と協議する。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 6,285,000円以内 3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内に着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,285,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上收容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内

実施要領等

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考					
		○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる。 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。					
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,180円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は 1/3日)					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上					
被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服・寝具、その他生活必需品の喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること					
		区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算	
		全壊 全焼	夏	18,700	24,000	35,600	42,500	53,900	7,800
		流失	冬	31,000	40,100	55,800	65,300	82,200	11,300
半壊 半焼	夏	6,100	8,200	12,300	15,000	18,900	2,600		
床上浸水	冬	9,900	12,900	18,300	21,800	27,400	3,600		
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上					
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上					
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上					

実施要領等

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊、半焼した者	<b>居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分</b> 1世帯当たり 準半壊以上 655,000円以内 準半壊 318,000円以内	災害発生の日から3カ月以内 (災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6カ月以内)	
学用品の給与	住家の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は <b>毀損等</b> により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,700円 中学校生徒 5,000円 高等学校等生徒 5,500円	災害発生の日から (教科書) 1ヵ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象として実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 213,800円以内 小人(12歳未満) 170,900円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、 <b>各般</b> の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり3,500円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり5,400円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため、生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 138,300円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費(災害救助法第4条第1項)	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

実施要領等

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
輸送費及び賃金 職員等雇上費 (災害救助法第4 条第2項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	1 災害が発生するおそれ段階 の救助は、高齢者・障害者等で 避難行動が困難な要配慮者の 方の輸送であり、以下の費用を 対象とする。 2 避難所へ輸送するためのバス 借上げ等に係る費用 3 避難者がバス等に乗降する ための補助員など、避難支援 のために必要となる賃金職員 等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条 第1号から第4号までに規 定する者	日当 1人1日当たり 医師、歯科医師 24,700円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検 査技師、臨床工学技士及び歯科衛 生士 14,300円以内 保健師、助産師、看護師及び 准看護師 14,100円以内 救急救命士 13,300円以内 土木技術者、建築技術者 13,900円以内 大工 24,800円以内 左官 26,900円以内 とび職 27,300円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
	災害救助法施行令第4条 第5号から第10号までに規 定する者	業者のその地域における慣行料金 による支出実績に手数料としてそ の100分の3の額を加算した額以内		

実施要領等

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
救助事務費	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料をいう。) 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	<p>地方自治法施行令第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算した各災害の当該合計額が、災害救助法第21条に定める国庫負担を行う年度に支出した、法第2条から第13条までに規定する救助の実施のために支出した費用及び法第14条に規定する実費弁償額のため支出した費用を合算した額、法第9条第2項に規定する損失補償に要した費用の額、災害救助法施行令第8条第2項に定めるところにより算定した法第12条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第19条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第20条第1項に規定する求償に対する支払いに要した費用の額(救助事務費の額を除く)の合算額に、次に掲げる割合を乗じて得た額の合計額以内</p> <p>1 3千万円以下の部分の金額については100分の10 2 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 3 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 4 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 5 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 6 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 7 5億円を超える部分の金額については100分の4</p>	救助の実施が認められる期間以内及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む

(注) この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合、県知事は内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

## 災害協力関係

### 2 民間との協定

No.	区分	災害協定名	協定先	締結日	協力内容
1	物資供給	災害時における物資供給に関する協定	山崎製パン (株) 松戸工場	H10. 11. 1	パンの供給
2			東京千住青果 (株) 東葛支社	H10. 11. 1	野菜・梅干の供給
3			東京シティ青果 (株) 千葉支社	H10. 11. 1	
4			とうかつ中央農業協同組合	H12. 12. 20	米・味噌・醤油等生活物資の供給
5			イオン (株) イオン北小金店	H19. 8. 30	応急生活物資・物的資源等の供給
6			NPO 法人コメリ災害対策センター	H28. 11. 2	
7			(株) マツモトキヨシ	H26. 9. 1	
8		災害時における物的資源等の協力に関する協定	(公社) 松戸青年会議所	H25. 12. 16	
9		災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書	生活協同組合コープみらい	H14. 3. 21	
10			生活協同組合パルシステム千葉		
11			生活クラブ生活協同組合		
12		災害時における応急給食に関する協定書	松戸保健所管内食品衛生協会	H10. 11. 1	応急給食の提供
13		災害時における寝具の供給に関する協定書	(株) 伊賀屋	H11. 4. 1	毛布・布団・枕・シーツ等の供給
14		災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定書	(一社) 日本福祉用具供給協会	H27. 5. 27	福祉用具等物資の供給
15		災害時における段ボール製品の調達に関する協定書	東日本段ボール工業組合	H29. 1. 27	物資の供給
16		災害時における地図製品等の供給等に関する協定	(株) ゼンリン	H27. 1. 14	地図等の供給
17		災害時における物資供給等に関する協定	(株) セブンイレブン・ジャパン	H27. 8. 17	被災住民を救助するための物資等の調達及び供給
18		災害時における携帯トイレ等の提供協力に関する協定	(株) 総合サービス	H28. 1. 28	携帯トイレの供給等
19		災害時における物資集配拠点の運営等に関する協定	いちごマルシェ (株)	H28. 2. 24	物資集配拠点としての活用と運営協力
20		災害時における物資の供給に関する協定書	(株) メリーチョコレートカムパニー	H31. 4. 23	被災者に菓子等の物資提供
21		災害時における物資の供給等に関する協定書	(株) マミーマート	H31. 3. 7	災害時における生活物資提供
22		災害時における物資 (ユニットハウス等) の供給に関する協定書	三協フロンテア (株)	R4. 1. 26	ユニットハウス等の供給
23		災害時におけるキャンピングカーの貸出しに関する協定	キャンピングカー (株)	R4. 12. 26	キャンピングカー、電源等の貸出し
24		災害時等における物資の供給に関する協定	(株) アイリスプラザユニディカンパニー	R5. 4. 1	物資の供給
25		飲料水供給	災害時における飲料水運搬用器材提供に関する協定書	合同酒精 (株) 東京工場	H10. 11. 1
26	災害時における飲料水等の供給の協力に関する協定書		山崎製パン (株) 松戸工場	H9. 9. 9	所有井戸による飲料水等の供給
27			宝酒造 (株) 松戸工場	H9. 9. 9	
28			マブチモーター (株)	H9. 9. 9	
29			(株) 的場製館所	H9. 9. 9	
30			松戸建設業協同組合	H26. 3. 20	
31			コカ・コーラボトラーズジャパン (株)	H21. 3. 24	飲料水等の供給
32			(株) 伊藤園	H24. 4. 1	
33	大蔵屋商事 (株)		R4. 4. 1		
34	サントリービバレッジソリューション (株)		R4. 4. 1		
35			(株) アベックス	R4. 4. 1	

災害協力関係

No.	区分	災害協定名	協定先	締結日	協力内容
36	救護	松戸市災害時医療救護活動についての協定書	(一社)松戸市医師会	S56. 8. 1	医療活動に関する協力
37			(公社)松戸歯科医師会	H7. 7. 20	歯科医療に関する協力
38			(一社)松戸市薬剤師会	H11. 4. 1	医療救護活動に関する協力
39		災害時における助産師による支援活動協力に関する協定	(一社)千葉県助産師会	H28. 3. 30	福祉避難所等への介護福祉士の派遣
40		松戸市災害時応急救護活動についての協定書	(公社)千葉県柔道整復師会松戸支部	H9. 1. 17	応急救護衛生材料等の提供
41	避難所関連	広告付避難場所等電柱看板に関する協定	東電タウンプランニング(株)	H26. 5. 20	東電柱に設置する民間広告看板と併せて避難場所等の案内表示を記載
42		災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定	(株)バカン	R4. 5. 20	避難所の混雑状況を公開できるシステムの提供
43	応急建設業務	災害時における応急建設業務に関する協定書	松戸建築組合	H10. 11. 1	応急仮設住宅建設・被災住宅の応急修理
44		災害時における公共施設の応急補修、応急仮設住宅の建設、その他の応急対策の協力に関する協定書	全建総連千葉土建一般労働組合松戸支部	H18. 12. 5	公共施設の応急補修・応急仮設住宅の建設等
45		災害時における木材の提供に関する協定書	松戸鎌ヶ谷木材同業組合	H10. 9. 1	木材の提供
46	搬送活動・情報収集及び傷病者搬送	災害時における航空機出動に関する協定	朝日航洋(株)	S60. 7. 1	防災活動に必要な航空機の出動
47		災害時における搬送活動及び情報提供に関する協定書	松戸地区タクシー運営委員会	H9. 9. 30	傷病者等の緊急搬送及び災害情報の提供
48			京成バス(株)	H9. 9. 30	
49			松戸新京成バス(株)	H9. 9. 30	
50			東武バスイースト(株)	H9. 9. 30	
51		災害時における自動車の貸渡しに関する協定	(株)カクタ	R1. 10. 1	災害対策に係る活動に使用する車両の提供等
52		災害発生時における地域支援のための人員及び車両等の提供に関する協定	(株)ジェイコム千葉 東葛・葛飾局	R2. 2. 1	災害発生時における地域のための人員及び車両等の提供
53		災害発生時における松戸市と松戸市内郵便局の協力に関する協定	日本郵便(株)松戸郵便局	H29. 10. 5	災害時の情報収集、応急活動の相互協力
54	災害時における無人航空機による支援活動に関する協定	(株)BFHD、ドローン・エージェントカンパニー(株)	R3. 7. 1	災害時の情報収集、災害地図作成等の支援	
55		(株)昭和精機	R4. 11. 21		
56	物資輸送等	災害時における輸送業務に関する協定書	赤帽首都圏軽自動車運送協同組合千葉県支部	H9. 8. 27	収容避難場所等への物資輸送
57			(一社)千葉県トラック協会松戸支部	H9. 9. 30	
58		災害時における応急活動の協力に関する協定書	(特非)千葉レスキューサポートバイク	H18. 4. 1	情報収集・提供、緊急物資輸送等
59		災害における物資供給及び物資集配拠点の運営の協力に関する協定	ヤマト運輸(株)	H28. 8. 17	物流専門家の派遣及び物資配送業務
60		災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定	佐川急便(株)東関東支店	R4. 9. 30	支援物資の受入及び配送等
61	ゴミ処理	災害時等における塵芥収集運搬業務に関する協定	松戸市環境清掃協業組合	※年次更新	災害時におけるごみの収集・運搬
62			松戸市一般廃棄物処理事業協同組合	※年次更新	

## 災害協力関係

No.	区分	災害協定名	協定先	締結日	協力内容
63	処理 ゴミ	災害時等におけるし尿収集運搬業務に関する協定	市内浄化槽清掃業許可業者 11社	※年次更新	災害時におけるごみの収集・運搬
64		資供給 葬祭物	松戸葬祭業同業組合	H12. 12. 20	遺体の収容、柩、ドライアイス等の提供
65			(一社)全日本冠婚葬祭互助協会	H12. 12. 20	
66	千葉中央葬祭業協同組合		H23. 12. 6		
67	要配慮者関係	障害者等を対象とした避難所施設使用に関する協定	千葉県立つくし特別支援学校他 2校	H28. 2. 12	二次福祉避難所の開設及び運営
68		災害時における二次福祉避難所の開設及び運営に関する協定	(福)松栄会 ひまわりの丘他 18施設	H28. 2. 12	
69			(福) 陽光会 東松戸ヒルズ	H28. 4. 8	
70			(福) 白寿会 プレミア東松戸他 2施設	H29. 12. 5	
71			(社福)清和園 セイワ松戸 (社福)草加福祉会 アウル大金平	R2. 3. 1	
72			災害時における福祉避難所等への介護福祉士の派遣に関する協定	(公社) 日本介護福祉士会	
73	施設等の提供	災害時における一時避難場所等の提供に関する覚書	国立大学法人千葉大学	H22. 3. 8	一時避難場所としての施設提供
74		災害時における施設等の提供協力に関する協定書	松戸公産 (株)	H21. 4. 13	競輪場施設のトイレ、駐車場の開放
75		大規模災害時等における協力体制に関する基本協定	学校法人日通学園 流通経済大学	H24. 2. 8	大学施設の一部を市民及び帰宅困難者等の安全確保のための避難施設としての提供等
76		災害時における避難所等の提供に関する協定書	市内千葉県立高校 7校	H25. 3. 28	災害時における施設の一時避難場所・収容避難所としての使用
77			学校法人専修大学松戸高等学校	H26. 1. 22	
78			日本大学松戸歯学部	H26. 4. 1	
79			(公財)ニッセイ聖隷健康福祉財団	H26. 12. 24	
80		大規模水害時における施設等の提供協力に関する協定	松戸公産 (株)	R2. 9. 24	大規模水害時における施設等の提供
81		大規模水害時における施設等の提供協力に関する協定	松戸商工会議所	R3. 11. 16	洪水災害時における施設の一時避難場所としての使用
82			SKビルディング (株)	R4. 9. 1	
83	トラスコ中山 (株)		R4. 9. 30		
84	(株) サントロペ		R4. 9. 30		
85	燃料供給	災害時における燃料の供給に関する協定書	千葉県石油商業協同組合松戸支部	H10. 11. 1	ガソリン・軽油・灯油の供給
86		(公社) 千葉県LPガス協会松戸支部	H10. 11. 1	プロパンガスの供給	
87		災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定書	千葉トヨタ自動車 (株)	R3. 4. 22	電力の供給
88	応急復旧	災害時における道路、橋梁等の応急修理、障害物の除去その他の応急措置等に関する協定書	松戸市建設業協同組合	H17. 4. 1	道路・橋梁等の応急修理、障害物の除去、その他応急措置
89		災害時における公共施設内電気設備の応急復旧対策の協力に関する協定書	松戸市電業協会	H18. 5. 23	公共施設内電気設備の応急復旧
90		災害時等における大型土のうの設置等に関する協定	(株) クマガイ工業	H25. 12. 27	大型土のうの提供
91		災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド (株)	R3. 2. 16	広範囲の長期間停電が発生した時の早期復旧及び事前対応



## 災害協力関係

No.	区分	災害協定名	協定先	締結日	協力内容
92	その他	災害発生時における放送要請に関する協定	(株) ジェイコム東葛・葛飾局	H24. 7. 5	災害情報の放送要請に関するもの
93		災害時における被災者探索及びし尿の収集運搬等の応急活動に関する協定書	東葛環境整備事業協同組合	H22. 5. 7	被災者探索及びし尿の収集・運搬、その他応急措置
94		災害時における飲料水の水質検査に関する協定書	(一社) 松戸市薬剤師会	H8. 4. 1	飲料水の水質検査
95		松戸市災害ボランティアセンターの設置等に関する協定書	(福) 松戸市社会福祉協議会	H25. 5. 24	災害ボランティアセンター設置・運営に関するもの
96		災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー (株)	H28. 2. 12	運営サイト上に平時からの避難所情報等の掲載と、災害時のキャッシュサイトの提供等
97		災害時における浴場の使用等に関する協定について	千葉県公衆浴場業生活協同組合 松戸市公衆浴場組合	H29. 1. 19	災害時における浴場の使用・生活用水の提供
98		松戸市防災行政無線(移動系)の設置に関する協定について	東日本旅客鉄道(株) 東京支社	H29. 11. 6	防災行政無線(移動系)の設置等
99		災害時における理容生活衛生関係業務の提供に関する協定	千葉県理容生活衛生同業組合松戸支部	H30. 10. 15	災害時における避難所、福祉避難所での理容ボランティア
100		災害時における家屋被害認定調査等に関する協定	千葉県土地家屋調査士会	H30. 10. 17	被害家屋調査及び市民相談の補助
101		災害時における支援協力に関する協定	千葉県行政書士会	H31. 2. 14	災害時における行政書士業務の提供
102		災害時等における消防用水の供給支援に関する協定	千葉北部生コンクリート協同組合	R2. 4. 22	災害時等における消防用水の供給
103		災害時における松戸駅西口地下駐車場の浸水対策としての警戒措置等に関する協定	輝建設 (株)	R1. 10. 15	浸水対策としての警戒活動に関するもの
104		災害時における動物救護活動に関する協定書	東葛地域獣医師会	H29. 3. 29	災害時における動物救護活動
105		災害時における防疫措置等に関する協定書	イカリ消毒 (株) 松戸営業所、 トキワ消毒 (有)、(株) ダスキ ン誠実	R2. 4. 1(※ 年次更新)	災害時における防疫措置等

## 防災協力民間井戸一覧

No.	事業所名	所在地 電話番号	許可年月日	許可揚水量	深 度
1	マブチモーター 株式会社	松飛台 430 (384) 1111	S 62. 7. 28	1 5 0 m <sup>3</sup> /日	200m
2	株式会社の場製館所	上本郷 158 (363) 5255	H 5. 10. 7	2 6 0 m <sup>3</sup> /日	150m
3	山崎製パン株式会社 松戸工場	南花島 319 (364) 1242	H 5. 10. 7	2 0 0 m <sup>3</sup> /日	250m
4	宝酒造株式会社 松戸工場	新 作 111 (362) 0261	H 5. 10. 7	1 2 0 m <sup>3</sup> /日	150m
民間協力事業所		4 社 (井戸 4 本)		7 3 0 m <sup>3</sup> /日	

災害危険箇所等

No	施設名称	所在地	電話番号	江戸川	利根運河	坂川・坂川放水路	坂川・新坂川	真間川	高潮	土砂
84	フレンドキッズランド 東松戸園	東松戸 4-8-6	701-7695					○		
85	松戸いずみ幼稚園	上本郷 2794	363-3289	○						○
86	へいわ野のはな保育園	松戸 1331-10	710-0355	○					○	
87	松戸ゆいのひ保育園	本町 13-20	712-0800	○	○	○	○		○	

(2) 学校

No	施設名称	所在地	電話番号	江戸川	利根運河	坂川・坂川放水路	坂川・新坂川	真間川	高潮	土砂
88	旭町小学校	旭町 1-20-2	345-1177	○	○	○	○		○	
89	河原塚小学校	河原塚 47-1	392-5100					○		
90	古ヶ崎小学校	古ヶ崎 4-3620-1	364-5118	○	○	○	○		○	
91	幸谷小学校	幸谷 212-2	344-6765	○						
92	北部小学校	根本 217	363-5251	○	○	○	○		○	
93	新松戸西小学校	小金 1180	344-1061	○	○	○	○		○	
94	南部小学校	小山 148	363-5171	○	○	○	○		○	
95	中部小学校	松戸 2062	363-4191	○	○	○	○		○	
96	上本郷第二小学校	上本郷 2677	367-3413							◎
97	新松戸南小学校	新松戸 6-301	343-3275	○	○		○		○	
98	馬橋北小学校	新松戸南 2-1	344-8586	○	○		○		○	
99	横須賀小学校	新松戸北 2-13-1	344-4040	○	○	○	○		○	
100	馬橋小学校	西馬橋 1-12-1	341-1218	○			○		○	
101	小金北小学校	殿平賀 270	343-1263	○						
102	旭町中学校	旭町 1-150	342-3651	○	○	○	○		○	
103	河原塚中学校	河原塚 190	391-6161							○
104	第一中学校	岩瀬 587	363-4171							○
105	古ヶ崎中学校	古ヶ崎 2515-1	366-0420	○	○	○	○		○	
106	新松戸南中学校	新松戸南 2-124	344-0188	○	○		○		○	
107	小金中学校	新松戸北 2-16-11	341-0646	○	○	○	○		○	
108	第三中学校	馬橋 2080	341-5195	○						○
109	小金北中学校	幸田 206	348-5700	○	○	○				
110	聖徳大学附属小学校	秋山 600	392-3111					○		
111	光英 VERITAS 中学校	秋山 600	392-8111					○		
112	矢切特別支援学校	中矢切 54	312-3010	○	○	○	○		○	
113	旧古ヶ崎南小学校	古ヶ崎 1-3073	番号なし	○		○				

(3) 障害者福祉施設

No	施設名称	所在地	電話番号	江戸川	利根運河	坂川・坂川放水路	坂川・新坂川	真間川	高潮	土砂
114	福祉作業所ウィング	竹ヶ花西町 306-1	047-331-5024	○	○	○	○		○	
115	ピオラ工房	松戸 1485 メゾン ーカン 1・2F	331-6018	○	○	○		○	○	
116	ほくと	根本 79 谷口ビル 1階	711-8835	○	○	○	○		○	
117	生活介護事業所 アウーの アトリエ松戸中和倉	中和倉 194-9	710-9853	○						
118	喜楽家	馬橋 2986	344-9951	○						
119	キッズフロンティアⅡ番館	新作 240-3 プレメ ンスト 2F	349-1841	○						○
120	Cocorport 新松戸駅前 Office	新松戸 1-439-8 新 松戸岡田ビル 5F	710-9071	○	○	○	○		○	
121	ミラトレ新松戸	新松戸 2-18 長谷川 ビル 6F	349-3410	○		○	○		○	
122	ワークスタジオ松戸	新松戸 3-91 センチ ュリービル 201	701-7798	○	○	○	○		○	
123	ディーキャリア 新松戸オフィス	新松戸 4-37 野沢天 祐堂第 2 ビル 5F	701-8770	○	○	○	○		○	
124	就労移行支援事業所 リンクス松戸	根本 6-1 シェモア 松戸 2F	712-2444	○		○	○		○	

災害危険箇所等

No	施設名称	所在地	電話番号	江戸川	利根運河	坂川・坂川放水路	坂川・新坂川	真間川	高潮	土砂
125	ウェルビー松戸センター	本町14-2 松戸第一生命ビル6F	703-3636	○		○	○		○	
126	ウェルビー松戸第2センター	本町14-1 松戸本町ビル2F	712-0507	○		○	○		○	
127	エナベル松戸	本町19-14 平野第2ビル3F	369-7991	○		○	○		○	
128	LITALICOワークス松戸	松戸1307-1 松戸ビル5F	367-1813	○	○	○	○		○	
129	LITALICOワークス松戸西口中通	松戸1834-15 キュービック松戸ビル1F	362-6260	○			○		○	
130	LITALICOジュニア松戸教室	本町23-5 土屋ビル6F	330-2330	○		○	○		○	
131	株式会社CBS	西馬橋幸町2 松戸シティハイツ1F	342-8289	○	○	○	○		○	
132	就労継続支援B型事業所TERRA	東松戸3-5-18 LE ZINDE 2F	711-7935	○		○	○		○	
133	総活躍 松戸	上本郷858-4 北松戸駅西口ビル4F	308-2020	○		○	○		○	
134	福祉事業部「結」	上本郷86	331-7100	○	○	○	○		○	
135	あるば	松戸1879-24	703-1236	○			○		○	
136	えるあいサポート	新松戸4-65-1 アイビス新松戸ビル201	710-9955	○	○	○	○		○	
137	あじょうだ	根本141-4 フローラル松戸402	367-0800	○	○	○			○	
138	オレンジハウス	新松戸7-214-105	711-8459	○	○	○	○		○	
139	ハビー松戸教室	本町19-14 平野第2ビル2F	703-8381	○			○		○	
140	わくわくクラブ	新松戸2-9 トレノ新松戸2F	344-3055	○	○	○	○		○	
141	わくわくクラブエース	新松戸4-4-35 興学社学園新松戸ビル3F	344-5225	○	○	○	○		○	
142	スターギフト	新松戸北2-2-14 すずらん健美クラブ1F	711-9657	○	○	○	○		○	
143	ゆったり	古ヶ崎3-3322-2	048-212-2527	○	○	○	○		○	
144	あらた松戸事業所	栄町西2-865	710-3780	○	○	○	○		○	
145	プレジール秋桜	栄町西3-991-15	703-7210	○	○	○	○		○	
146	通所支援バルテール松戸馬橋園	西馬橋1-35-14	718-4019	○	○	○	○		○	
147	えがおの教室新松戸南	西馬橋2-12-4	345-3330	○	○	○	○		○	
148	運動遊びと療育支援こどもプラス新松戸教室	新松戸3-219 CSビル201	369-7650	○	○	○	○		○	
149	こばんはうす さくら新松戸教室	新松戸4-84 貴和ビル2F	711-8217	○	○	○	○		○	
150	このこのリーフ秋山	秋山738-3	382-5750					○		
151	アサヒファンレイズファーム松戸	上本郷700-3	703-7333	○	○		○		○	
152	ニューロワークス 新松戸センター	新松戸1-426 BEARE 新松戸BLDG 3F B号室	712-0480	○	○		○			
153	馬橋児童発達支援事業所	西馬橋幸町2 番地松戸シティハイツ201	710-7547	○	○	○	○		○	
154	こすもすカレッジジュニア新松戸教室	新松戸1丁目448-2 藤喜ビル2F	375-8091	○					○	
155	どらせなきつず	新松戸4-232-3	723-9993	○	○	○	○		○	
156	まるたらんち	栄町西4-1158-3	375-8910	○	○	○	○			
157	からふるKids松戸	新作240-3 プレメンスト101号室	711-6839	○						○
158	コペルプラス馬橋教室	松戸市西馬橋蔵元町104-2 フェリス蔵元2F A号室	710-7683	○	○	○	○		○	

災害危険箇所等

(4) 高齢者福祉施設

No	施設名称	所在地	電話番号	江戸川	利根運河	坂川・ 坂川放水路	坂川・ 新坂川	真間川	高潮	土砂
159	特別養護老人ホーム陽光苑	旭町 2-238	348-1866	○	○	○	○	○	○	
160	特別養護老人ホーム秋桜	栄町西 3-1036-2	703-1275	○	○	○	○		○	
161	特別養護老人ホーム緑風園	和名ヶ谷 1484	392-2900	○	○	○	○	○		
162	特別養護老人ホーム松戸陽 だまり館	幸田 111	374-6311	○		○	○			
163	特別養護老人ホームなでし こ	中矢切 259-1	312-3033	○		○	○		○	
164	特別養護老人ホームアウル 大金平	大金平 3-155	382-6011	○						
165	特別養護老人ホーム 芙蓉園	幸田 153	711-5565	○		○	○			○
166	特別養護老人ホームセイワ 松戸	大橋 89	382-6161					○		
167	介護老人保健施設 偕楽園	西馬橋幸町 23	340-1300	○	○	○	○		○	
168	介護老人保健施設 まつど徳洲苑	幸田 180-1	309-7172	○		○	○			
169	ケアハウス サンシャイン	旭町 2-270-1	374-6211	○	○	○	○	○	○	
170	ケアハウス なでしこ	馬橋 1435-8	309-8883	○	○	○		○		
171	エルダーホーム松戸	樋野口 699	331-8300	○	○	○	○		○	
172	エルダーホーム上本郷	上本郷 1464	309-7900							◎
173	エルダーホーム 新松戸	三ヶ月 1234	330-5801	○						
174	エルダーホーム 新松戸式番館	二ツ木 1468-1	330-5500	○						
175	かぜのおと	中和倉 161-7	718-1852	○						
176	SOMPOケア ラヴィーレ松戸	馬橋 312-1	347-4165	○						
177	グレースメイト松戸	旭町 1-193	330-5557	○	○	○	○		○	
178	ユーカリ新松戸	新松戸 6-191	702-7881	○	○	○	○		○	
179	あさひガーデン松戸	栄町西 3-1066	331-6541	○	○	○	○		○	
180	島村洗心苑	和名ヶ谷 660	392-3946					○		
181	サンセット豊夢	河原塚 146-1	391-1881					○		
182	アイホームまつど中央	岩瀬 595-1	367-0088							◎
183	メディクスケアホーム松戸	松戸 1063-1	366-0072	○						◎
184	ジャンティエス松戸	樋野口 771	360-8383	○	○		○		○	
185	ケアレジデンス松戸	樋野口 756	711-7485	○	○		○		○	

(5) 病院・医院（有床に限る）

No	施設名称	所在地	電話番号	江戸川	利根運河	坂川・ 坂川放水路	坂川・ 新坂川	真間川	高潮	土砂
186	松戸整形外科病院	旭町 1-161	344-3171	○	○	○	○	○	○	
187	大川レディースクリニック	馬橋 1902	341-3011	○						
188	日本大学松戸歯学部附属病院	栄町西 2-870-1	360-7111	○	○	○	○	○	○	
190	新松戸中央総合病院	新松戸 1-380	345-1112	○			○			
191	東葛クリニック病院	樋野口 865-2	364-5121	○	○	○	○	○	○	

避難関係

No	施設・場所名	住所	指定緊急避難場所(対象とする異常な現象)							指定 避難所
			洪水	土砂 災害	高潮	地震	津波	大規模 火事	内水 氾濫	
91	馬橋小学校	西馬橋 1-12-1	△	○	△	○		○	○	○
92	旭町小学校	旭町 1-20-2	△	○	△	○		○	○	○
93	小金中学校	新松戸北 2-16-11	△	○	△	○		○	△	○
94	新松戸南中学校	新松戸南 2-124	△	○	△	○		○	○	○
95	旭町中学校	旭町 1-150	△	○	△	○		○	○	○
96	県立小金高等学校	新松戸北 2-14-1	△	○	△	○		○	△	○
97	県立松戸馬橋高等学校	旭町 1-7-1	△	○	△	○		○	○	○
98	小金北市民センター	中金杉 2-159-2	○	○	○	○			△	○
99	小金市民センター	小金きよしヶ丘 3-1-1	○	○	○	○			○	○
100	小金原体育館	小金原 6-4-1	○	○	○	○			△	○
101	小金原市民センター	小金原 6-6-2	○	○	○	○			○	○
102	常盤平市民センター	常盤平 3-30	○	○	○	○			○	○
103	八柱市民センター	牧の原 1-193-6	○	○	○	○			○	○
104	松飛台市民センター	松飛台 210-2	○	○	○	○			○	○
105	五香市民センター	五香 2-35-5	○	○	○	○			○	○
106	常盤平体育館	常盤平松葉町 1-3	○	○	○	○			○	○
107	六実市民センター (別館含む)	六高台 3-71	○	○	○	○			○	○
108	東部市民センター	高塚新田 494-9	○	○	○	○			○	○
109	二十世紀が丘市民センター	二十世紀が丘中松町 2	○	○	○	○			○	○
110	総合福祉会館	上矢切 299-1	○	○	○	○			○	○
111	和名ヶ谷スポーツセンター	和名ヶ谷 1360	○	○	○	○			○	○
112	明市民センター	上本郷 3018-1	○	○	○	○			○	○
113	稔台市民センター (別館含む)	稔台 7-1-5	○	○	○	○			○	○
114	勤労会館	根本 8-11	△	○	△	×			○	○
115	男女共同参画センター	本町 14-10	△	○	△	×			○	○
116	青少年会館樋野口分館	樋野口 543	○	○	△	○			○	○
117	八ヶ崎市民センター	八ヶ崎 5-15-1	△	○	○	○			○	○
118	新松戸市民センター	新松戸 3-27	△	○	△	○			△	○
119	馬橋市民センター	西馬橋蔵元町 177	△	○	△	○			△	○
120	青少年会館	新松戸南 2-2	△	○	△	○			○	○
121	松戸競輪場	上本郷 594	△	○	△	○	○		△	
122	馬橋東市民センター	馬橋 1854-3	△	○	○	○			○	○
123	古ヶ崎市民センター	古ヶ崎 4-3490	×	○	○	○			○	○
124	市民交流会館 (文化施設)	新松戸 7-192-1	×	○	△	○			○	○
125	市民交流会館 (運動施設)	新松戸 5-179-1	×	○	△	○			○	○
126	市民会館	松戸 1389-1	△	○	△	○		○	△	○

※「○」は指定基準を満たすもの(耐震基準や、浸水深 0m、土砂災害警戒区域にかからない、火事にあつては面積が 10h 以上)「△」は指定基準を一部満たすもの(洪水、内水は 2.3 階以上の建物である、土砂は建物の一部がかかる等)

防災関連施設等

防災用井戸・貯水槽一覧

種 別	有効貯水量	合 計	
①県企業局	栗山浄水場	5,500m <sup>3</sup>	95,500m <sup>3</sup>
	ちば野菊の里浄水場	30,000m <sup>3</sup>	
	松戸給水場	60,000m <sup>3</sup>	
②市水道部	常盤平浄水場	2,043m <sup>3</sup>	6,723m <sup>3</sup>
	小金浄水場	1,740m <sup>3</sup>	
	幸田配水場	2,940m <sup>3</sup>	
③防災用井戸	東部クリーンセンター	1,008m <sup>3</sup> /日	2,434m <sup>3</sup>
	和名ヶ谷クリーンセンター	972m <sup>3</sup> /日	
	六和クリーンセンター	450m <sup>3</sup> /日	
	本庁	4m <sup>3</sup> /日	
④耐震性飲料水兼用貯水槽	やまぶき公園	(H元) 100m <sup>3</sup>	300m <sup>3</sup>
	横須賀中央公園	(H2) 100m <sup>3</sup>	
	旭町中学校	(H8) 100m <sup>3</sup>	
⑤耐震性井戸付貯水槽	六実小学校	(H9) 40m <sup>3</sup>	40m <sup>3</sup>
合 計		107,865m <sup>3</sup>	

防災関連施設等

応急給水重要施設（防災協力医療機関含む）一覧

管轄	区分	名称	所在地	収容人数	電話番号
小金	①④	大倉記念病院	大谷口 133-1	150	(341)5711
	①②④	山本病院	小金まけ丘 2-7-10	60	(341)3191
	⑥	小金わかば苑	東平賀 655-2	60	(330)5511
	⑥	第2いぶきの広場	東平賀 651	30	(341)1167
	⑤	特別養護老人ホーム 松戸陽だまり館	幸田 111	70	(374)6311
	⑤	特別養護老人ホーム アウル大金平 (従来型・ユニット型)	大金平 3-155	69	(382)6011
	⑤	特別養護老人ホーム 芙蓉園	幸田 153	29	(711)5565
小金原	①	旭神経内科リハビリテーション病院	栗ヶ沢 789-1	87	(385)5566
	④	湯原産婦人科医院	小金原 5-20-7	9	(341)6185
	⑤	特別養護老人ホーム マーシイヒル	根木内 677-2	90	(348)8787
	①	いらはら診療所	小金原 4-3-2	19	(347)2231
	①	富岡産婦人科医院	小金原 6-8-11	7	(342)1078
	⑤	特別養護老人ホーム リバーサイド・ヴィラ	根木内 149	29	(701)7330
常盤平	①	恩田第二病院	金ヶ作 302	370	(387)3761
	①④	新東京クリニック松飛台	串崎南町 27	70	(384)3111
	①②④	常盤平中央病院	常盤平 6-1-8	85	(387)4121
	①②③④	千葉西総合病院	金ヶ作 107-1	408	(384)8111
	①	松戸牧の原病院	五香西 4-32-1	80	(712)2756
	①	三和病院	日暮 7-379	50	(712)0202
	③	八柱腎クリニック	日暮 1-15-1	57	(311)6311
	⑤	特別養護老人ホーム やわら木苑	金ヶ作 277	50	(386)0213
	⑤	特別養護老人ホーム 明尺苑	金ヶ作 296-1	70	(385)2220
	⑤	特別養護老人ホーム あすなろ	金ヶ作 139-10	50	(311)7001
	⑤	特別養護老人ホーム ひまわりの丘	五香西 5-19-8	90	(311)2100
	⑤	特別養護老人ホーム ひまわりの丘 ユニット型	五香西 5-19-8	40	(311)2100
	⑥	わかば園	金ヶ作 276-25	60	(384)0165
	⑥	かりん	牧の原 2-48	24	(389)4174
	①②④	松戸市立総合医療センター	千駄堀 993-1	600	(712)2511
①	山口眼科	常盤平 5-17-8	2	(702)3030	
六実	①②④	五香病院	五香 8-40-1	61	(311)5550
	⑤	特別養護老人ホーム 松寿園	六高台 2-19-2	90	(386)6357
	⑤	特別養護老人ホーム 松寿園 ユニット型	六高台 2-19-2	60	(386)6357
	⑥	いぶき療護苑	五香 5-10-4	32	(389)1010
	⑥	いぶきの広場	五香 5-10-4	40	(389)1010
	⑥	第2わかば園	五香 5-10-1	60	(386)7721
東部	①④	市立福祉医療センター 東松戸病院	高塚新田 123-13	198	(391)5500
	①	松戸ニッセイ聖隷クリニック	高塚新田 123-1	120	(330)8298
	⑤	特別養護老人ホーム 南花園	河原塚 102-8	76	(392)0881
	⑤	特別養護老人ホーム 松戸愛光園	高塚新田 128-8	103	(330)8125
	⑤	特別養護老人ホーム 松峰苑	高塚新田 488-9	29	(391)8100
	⑤	特別養護老人ホーム 緑風園	和名ヶ谷 1484	80	(392)2900
	⑤	特別養護老人ホーム 第二南花園 (個室ユニット型)	紙敷 1186-8	30	(392)3336
	⑤	特別養護老人ホーム 第二南花園 (従来型)	紙敷 1186-8	50	(392)3336

情報連絡関係

防災関係機関等連絡先一覧

1 関係機関

機 関 名		連 絡 先	一般電話	FAX	県 防 災 行政無線	MCA 無 線	
千 葉 県	東葛飾地域振興事務所	地域防災課	361-2111	367-4348	○	○	
	東葛飾土木事務所	調整課	364-5980	362-4884	○	○	
	企業局市川水道事務所松戸支所	料金管理課	368-6143	363-5340			
	松戸保健所	総務課	361-2121	367-7554	○	○	
	西部防災センター		331-5511	331-5522	○		
	千葉県警察	松戸警察署 松戸東警察署	警備課 警備課	369-0110 349-0110	369-0110 349-0110	○ ○	○ ○
指 定 地 方 行 政 機 関	関東地方 整備局	江戸川河川事務所	防災対策課	04-7125-7436	04-7123-1741		
			松戸出張所	343-3722	344-8919	○	○
		千葉国道事務所	管理第二課	043-287-0315	043-285-0412		
			柏維持修繕出張所	04-7143-4230	04-7144-2063		
		首都国道事務所	工務課	362-4114			
	関東運輸局 千葉運輸支局	総務企画部門	043-242-7336	043-244-0760			
	関東農政局 千葉県拠点	地方参事官室	043-224-5611	043-227-7135	○		
	関東森林管理局 千葉森林管理事務所	調整官	043-242-4656	043-242-4658			
	東京管区気象台 銚子地方気象台	防災業務課	0479-23-7705				
陸上自衛隊松戸駐屯地	需品学校企画室	387-2171		○	○		
指 定 公 共 機 関	東日本電信電話(株) 千葉事業部	千葉西支店	04-7162-4650	04-7162-7998		○	
	東日本旅客鉄道(株)	松戸駅	360-1402	360-1402		○	
	日本通運(株)	柏営業所	04-7191-5511	04-7191-5723			
	東京電力パワーグリッド(株)	東葛支社	0120-995-007	0120-995-606		○	
	日本郵便 (株)	松戸郵便局	362-2357	363-9134			
	日本赤十字社 千葉県支部	救護福祉課	043-241-7531	043-248-6812			
	日本放送協会 千葉放送局	企画総務	043-203-1001				
指 定 地 方 公 共 機 関	(公社) 千葉県LPガス協会	松戸支部	368-1200	368-1296		○	
	京葉瓦斯(株) 供給企画部	災害対策室	04-7164-0581	04-7162-5254	○		
	東武鉄道(株)	六実駅	387-6795	—	○	○	
	新京成電鉄(株)	松戸駅	362-2014	—	○		
	新京成電鉄(株)	八柱駅	387-3451			○	
	流鉄(株)	運輸区駅務担当区	04-7158-0117	04-7158-2274		○	
	北総鉄道(株)	東松戸駅駅務区	392-3235	392-3235			
	(一社) 千葉県トラック協会松戸支部	事務局	04-7139-6811	04-7139-6811		○	
	東武バスセントラル(株)	沼南営業所	04-7193-2683	0471-93-2685		○	
	京成バス(株)	松戸営業所	362-1256	364-8470	○	○	
	松戸新京成バス(株)	本社	387-0388	389-8624		○	
	千葉テレビ放送(株)	報道制作局	043-231-3111				
	(株) ベイエフエム	総務部	043-351-7878				
公 共 的 団 体 等	(一社) 松戸市医師会	事務局	368-2255	365-4915		○	
	(公社) 松戸歯科医師会	事務局	368-3553	365-4015		○	
	(一社) 松戸市薬剤師会	事務局	360-3600	360-3614		○	
	(公社) 千葉県柔道整復師会	松戸支部	366-8567	366-8567		○	
	(福) 松戸市社会福祉協議会		368-0503	368-0203		○	
	(公財) 松戸市国際交流協会		711-9511	308-6789			
	(公社) 松戸市シルバー人材センター		330-5005	330-5008			
	(公財) 松戸市文化振興財団		384-5050	384-5243			
	とうかつ中央農業協同組合	経済センター	341-5151	341-5154			
	松戸市漁業協同組合		362-3462				



情報連絡関係

機 関 名		連 絡 先	一般電話	FAX	県 防 災 行政無線	MCA 無 線
そ の 他	松戸商工会議所	総務課	364-3111	365-0150		
	(公社) 千葉県獣医師会		043-232-6980	043-232-6986		
	(独) 都市再生機構	松戸住宅管理センター	368-3800			
	(一社) 千葉県建築士会 松戸支部		368-0371	710-0515		
	(公社) 千葉県建築士事務所協会 松戸支部	(株) 鈴木建築設計事務所	367-0077	367-6141		
	松戸赤十字奉仕団	委員長	362-0428			
松戸市消防団	団長	363-1116	363-1121			
松戸市建設業協会		344-5171	346-3510			
松戸地区タクシー運営委員会	(有) 小金タクシー	341-4132			○	
生活協同組合コープみらい		043-301-6684	043-301-6685	○	○	
山崎製パン (株) 松戸第一工場		364-1231		○	○	

2 消防機関

施 設 名	一般電話	FAX	県 防 災 行政無線	消防無線	MCA無線	同報系無線 (戸別受信機)
松戸市消防局	363-1111	363-1121	○	○	○	○
中央消防署(中央方面隊)	368-0119	369-1166		○		
西口消防署(西口方面隊)	367-0119	362-4712		○	○	
馬橋消防署(馬橋方面隊)	344-0119	344-5525		○		
小金消防署(小金方面隊)	340-0119	341-0149		○		
大金平消防署(大金平方面隊)	348-0119	347-9894		○		
五香消防署(五香方面隊)	387-0119	387-5490		○		
六実消防署(六実方面隊)	383-0119	387-9449		○		
東部消防署(東部方面隊)	391-0119	391-0111		○		
二十世紀が丘消防署 (二十世紀が丘方面隊)	392-0119	391-4222		○		
八ヶ崎消防署(八ヶ崎方面隊)	347-0119	347-0120		○		
消防団第1方面隊						
消防団第2方面隊						
消防団第3方面隊						
消防団第4方面隊						
消防団第5方面隊						
消防団第6方面隊						
消防団第7方面隊						
消防団第8方面隊						
消防団第9方面隊						
消防団第10方面隊						

情報連絡関係

3 市の施設

施設名	一般回線		県防災 行政無線	MCA無線	同報系無線 (戸別受信機)	備考
	普通電話	F A X				
市役所	366-1111	363-3200	○	○	○	災害対策本部
常盤平支所	387-2131	388-9664		○	○	情報集約拠点
小金支所	341-5101	344-8730		○	○	情報集約拠点
小金原支所	344-4151	344-3684		○	○	情報集約拠点
六実支所	385-0113	385-1848		○	○	情報集約拠点
馬橋支所	345-2131	344-5782		○	○	情報集約拠点
新松戸支所	343-5111	344-6514		○	○	情報集約拠点
矢切支所	362-3181	368-1439		○	○	情報集約拠点
東松戸支所	703-0610	703-0612		○	○	情報集約拠点
中央保健福祉センター	366-7489	363-9766		○	○	福祉避難所 災害対策本部
小金保健福祉センター	346-5601	344-3400			○	
常盤平保健福祉センター	384-1333	394-5223			○	
〃 六実保健室	384-2583				○	
古ヶ崎市民センター	367-7700			○	○	指定避難所
馬橋東市民センター	346-2055			○	○	指定避難所
市民会館	368-1237	366-3344		○	○	指定避難所 帰宅困難者向け 一時滞在施設
森のホール21(文化会館)	384-5050	384-5243		○	○	
21世紀の森と広場 (パークセンター)	345-8900	348-4522		○	○	臨時レポート
ユウカリ交通公園	341-2707			○	○	
松戸市総合医療センター	712-2511	712-2512	○	○	○	災害拠点病院
東松戸病院	391-5500	391-7566		○	○	
水道部	341-0430	349-0881		○	○	給水拠点
小金浄水場						給水拠点
常盤平浄水場				○		給水拠点
幸田配水場						給水拠点
南部市場	363-2222	369-1181		○	○	県輸送拠点
日暮クリーンセンター	388-6555	388-6868		○	○	
クリーンセンター(体育館)	385-7100			○	○	指定避難所
東部クリーンセンター	391-1141	391-1142			○	指定緊急避難場所
和名ヶ谷クリーンセンター	392-1118	392-1119		○	○	
北山会館	387-5855			○	○	遺体安置所
北松戸保育所	362-8282	362-8163		○	○	
小金原保育所	341-2643	348-8246		○	○	
コアラ保育所	343-1262	343-8294		○	○	
梨香台保育所	391-3710	391-6997		○	○	
六実保育所	385-0998	385-8103		○	○	
牧の原保育所	385-0997	385-1982		○	○	
馬橋西保育所	344-8001	344-4196		○	○	
古ヶ崎保育所	367-9981	367-9294		○	○	
八柱保育所	392-2955	392-6972		○	○	
小金北保育所	344-4155	344-9347		○	○	
二十世紀ヶ丘保育所	391-2200	391-6963		○	○	
松ヶ丘保育所	368-9191	368-9704		○	○	
新松戸中央保育所	344-7221	344-9465		○	○	
松飛台保育所	384-2421	384-2048		○	○	
新松戸南部保育所	344-0010	344-4194		○	○	

情報連絡関係

施設名	一般回線		県防災 行政無線	MCA無線	同報系無線 (戸別受信機)	備考
	普通電話	F A X				
新松戸北保育所	346-5161	346-7901		○	○	
古ヶ崎第二保育所	363-4004	363-4293		○	○	

4 収容避難所

施設名	普通電話	F A X	MCA無線	同報系無線 (戸別受信機)	備考
男女共同参画センター	364-8778	364-7888	○	○	
稔台市民センター	367-6420		○	○	
明市民センター	368-6700		○	○	
常盤平市民センター	387-2529		○	○	
八柱市民センター	388-3570		○	○	
小金市民センター	343-8641		○	○	
小金北市民センター	343-8191		○	○	
小金原市民センター	344-8268		○	○	
六実市民センター	385-0116		○	○	
五香市民センター	386-8300		○	○	
松飛台市民センター	386-6000		○	○	
八ヶ崎市民センター	348-6667		○	○	
新松戸市民センター	343-6500		○	○	
馬橋市民センター	342-9690		○	○	
二十世紀が丘市民センター	392-7021		○	○	
東部市民センター	391-3701		○	○	
古ヶ崎市民センター	367-7700		○	○	
馬橋東市民センター	346-2055		○	○	
勤労会館	365-9666		○	○	
クリーンセンター (体育館)	385-7100		○		
東部スポーツパーク	391-0944		○		
和名ヶ谷スポーツセンター (アリーナ棟)	391-5990		○		
総合福祉会館	368-1241		○	○	
(旧)古ヶ崎南小学校			○		
市民会館	368-1237	366-3344	○	○	
市民交流会館 (文化施設)	349-6530		○		
市民交流会館 (運動施設)	349-6530		○		
小金原体育館	341-2242		○		
常盤平体育館	386-0111		○		
柿ノ木台公園体育館	331-1131		○		
青少年会館	344-8556	342-9244	○	○	
青少年会館樋野口分館	369-0440		○	○	
中部小学校	363-4191	363-4803	○	○	
東部小学校	391-2971	392-5025	○	○	
北部小学校	363-5251	363-2629	○	○	
相模台小学校	363-4245	363-5952	○	○	
南部小学校	363-5171	363-4422	○	○	
矢切小学校	363-6887	363-6885	○	○	
高木小学校	387-5103	389-4457	○	○	
高木第二小学校	387-2191	389-4453	○	○	
馬橋小学校	341-1218	340-0670	○	○	
小金小学校	341-0450	342-1227	○	○	
常盤平第一小学校	387-2397	389-3882	○	○	
常盤平第二小学校	386-1331	389-5453	○	○	
稔台小学校	364-4128	363-6383	○	○	

情報連絡関係

施設名	普通電話	F A X	MCA無線	同報系無線 (戸別受信機)	備考
常盤平第三小学校	387-4605	389-5848	○	○	
上本郷小学校	363-9278	363-4234	○	○	
小金北小学校	343-1263	340-0664	○	○	
根木内小学校	341-2641	340-0663	○	○	
栗ヶ沢小学校	341-2640	340-0656	○	○	
松飛台小学校	387-0494	389-4885	○	○	
松ヶ丘小学校	361-2238	368-3262	○	○	
柿ノ木台小学校	365-7662	365-5568	○	○	
古ヶ崎小学校	364-5118	365-5759	○	○	
六実小学校	387-9391	389-0703	○	○	
八ヶ崎小学校	342-1094	345-8091	○	○	
梨香台小学校	391-4311	391-8198	○	○	
寒風台小学校	363-1048	365-9535	○	○	
河原塚小学校	392-5100	392-8187	○	○	
和名ヶ谷小学校	391-2401	391-8882	○	○	
旭町小学校	345-1177	346-9387	○	○	
牧野原小学校	385-0996	388-2099	○	○	
貝の花小学校	344-8611	349-4909	○	○	
金ヶ作小学校	385-8886	384-6875	○	○	
馬橋北小学校	344-8586	349-4104	○	○	
殿平賀小学校	344-8621	345-9368	○	○	
横須賀小学校	344-4040	348-8445	○	○	
八ヶ崎第二小学校	344-7437	346-4945	○	○	
六実第二小学校	384-3011	384-7709	○	○	
新松戸南小学校	343-3275	348-8237	○	○	
松飛台第二小学校	385-4111	385-8066	○	○	
上本郷第二小学校	367-3413	368-1338	○	○	
大橋小学校	392-2921	392-6166	○	○	
六実第三小学校	384-3161	384-7879	○	○	
幸谷小学校	344-6765	345-6956	○	○	
新松戸西小学校	344-1061	345-9883	○	○	
東松戸小学校	388-6621	388-6626	○		
第一中学校	363-4171	364-2655	○	○	
第二中学校	363-7205	364-6732	○	○	
第三中学校	341-5195	345-0179	○	○	
第四中学校	387-5311	386-9176	○	○	
第五中学校	391-2110	391-8637	○	○	
第六中学校	343-1208	345-0209	○	○	
小金中学校	341-0646	345-0296	○	○	
常盤平中学校	387-4611	386-9182	○	○	
栗ヶ沢中学校	341-5178	345-0459	○	○	
六実中学校	388-1190	386-9329	○	○	
小金南中学校	342-1061	345-0538	○	○	
古ヶ崎中学校	366-0420	364-7166	○	○	
牧野原中学校	384-3021	386-9389	○	○	
河原塚中学校	391-6161	391-8669	○	○	
根木内中学校	343-1268	345-0623	○	○	
新松戸南中学校	344-0188	345-0626	○	○	
金ヶ作中学校	384-3171	386-9529	○	○	
和名ヶ谷中学校	391-1818	391-8708	○	○	
旭町中学校	342-3651	345-0725	○	○	
小金北中学校	348-5700	345-0729	○	○	

情報連絡関係

区分	被害項目	認定基準	備考
住 家 被 害	大規模半壊	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。 具体的には、震災時については、損害基準判定（住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合）に基づく被害の程度が40%以上50%未満の住家とする。 水害時については、床上1m以上1.8m未満の浸水被害のある住家とする。 液状化等の地盤被害については、傾斜による判定にて不同沈下があり、傾斜が1/60以上1/20未満又は、住家の潜り込みによる判定にて床上1mまでのすべての部分が地盤面下に潜り込みがある住家とする。	
	中規模半壊	震災時については、損害基準判定に基づく被害の程度が30%以上40%未満の住家とする。 水害時については、床上0.5m以上1m未満の浸水被害のある住家とする。	
	半壊	震災時については、損害基準判定に基づく被害の程度が20%以上30%未満の住家とする。 水害時については、床上0.5m未満の浸水被害のある住家とする。 液状化等の地盤被害については、傾斜による判定にて不同沈下があり、傾斜が1/100以上1/60未満又は、住家の潜り込みによる判定にて基礎の天端下25cmまでのすべての部分が地盤面下に潜り込みがある住家とする。	
	準半壊	震災時については、住損害基準判定に基づく被害の程度が10%以上20%未満の住家とする。	
	準半壊に至らない（一部損壊）	震災時については、損害基準判定に基づく被害の程度が10%未満の住家とする。 水害時については、床下浸水被害のある住家とする。	
	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の損壊で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。	屋根瓦の相当部分が落ちたような場合は、「一部破損」となるが、屋根の主要部分に被害が生じた場合は、「半壊」以上として扱う。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが土砂・竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。	アパート、マンション等の集合住宅で2階建て以上の建物の被災世帯は、次のように取り扱う。 1. 1階部分が床下浸水の場合、1階に居住する世帯数のみでなく、その建物に居住する世帯数を「床下浸水」に計上する。 2. 1階部分が床上浸水の場合、1階に居住する世帯数は「床上浸水」に、2階以上に居住する世帯数は「床下浸水」に計上する。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。	

情報連絡関係

各部・各班の報告等一覧

1 県への報告事項

報告内容	組織名	報告様式
人的被害に関する情報	市町村、消防本部、警察本部	様式 1 (人的被害)
住家等被害に関する情報	市町村、消防本部、警察本部	様式 2 (住家等被害)
交通規制・道路被害に関する情報	市町村、消防本部、警察本部	様式 3 (交通規制・道路被害)
その他の被害に関する情報	市町村、消防本部、警察本部	様式 4 (その他の被害)
避難指示等に関する情報	市町村	様式 5 (避難指示等)
物資資源管理に関する情報	市町村	様式 6 (物資情報)
避難所・救護所等に関する情報	市町村	様式 7 (避難所等情報)
消防庁が指定する災害に関する情報 (災害年報関係)	市町村	消防庁様式 (災害即報 4 号様式)

※千葉県危機管理情報共有要綱 別表 3 「市町村、消防本部、警察本部における報告一覧表」より

2 災害救助法の帳簿等

帳簿等の種類	報告担当	備考
救助の種目別物資受払状況	福祉 1 部	
避難所設置及び収容状況	市民部	
応急仮設住宅台帳	街づくり部	
炊出し給与状況	経済振興部	
飲料水の供給簿	水道部	
物資の給与状況	経済振興部	
救護班活動状況	保健医療部	
病院診療所医療実施状況	病院部	
助産台帳	保健医療部	
被災者救出状況記録簿	警防部	
住宅応急修理記録簿	街づくり部	
学用品の給与状況	教育 2 部	
埋葬台帳	保健医療部	
死体処理台帳	保健医療部	
障害物除去の状況	街づくり部	住居障害物
輸送記録簿	財務班	
令第 10 条第 1 号～第 4 号に規定する者の 従事状況	保健医療部、街づくり部、建設部	医師、建築土木技術者等
令第 10 条第 5 号～第 10 号に規定する者の 従事状況	街づくり部、建設部、財務班	土木建築業者、自動車運送事業者等

3 松戸市の様式

様式名	報告担当	備考
職員動員報告書	各部・各班	
参集途上の被害状況報告	各部・各班	
受信用紙	各部・各班	
発信用紙	各部・各班	
被害等の記録・処理票	各部・各班	
避難者カード	市民部、環境部、福祉 1・2 部、 教育 1・2 部	
物資受払簿	各部・各班	
義援金品領収書	財務班、経済班	
罹災届出証明 申請書	調査班	
罹災証明書	調査班	

## 水防計画

水防法に基づき、水防上必要な監視、警戒等、水門等の操作、水防団・消防機関・水防協力団体の活動、器具・設備の整備等を定めた計画のことである。

## 水防警報

水防法に基づいて、洪水又は高潮によって災害が発生するおそれがあるときに、水防を行う必要がある旨を、河川管理者から水防管理者に対して警告を行う発表をいう。水防警報の種類は、次のとおりであり、水防機関（消防本部、消防署、消防団）への指示を行うためのものである。

待機：状況に応じて直ちに水防機関（消防団の場合は自宅から詰所に）が出動できるように待機する必要がある旨を警告

準備：水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関（消防団の場合は詰所から）に出動できるよう準備をさせる必要がある旨を警告

出動：水防機関が出動し、重要水防箇所等の巡視を行う必要がある旨を警告

指示：出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・法崩・亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示

解除：水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告

## 水防法

洪水又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的として制定された法律である。

水防活動は、この法律により定められた水防計画に基づき、具体的な活動が行われる。

## 【た行】

### 中央防災会議

内閣総理大臣を会長とし、防災担当大臣や防災担当大臣以外の全閣僚、指定公共機関の長、学識経験者からなる会議で、防災基本計画等の作成及びその実施の推進、非常災害の際の緊急措置に関する計画の作成及びその実施の推進、防災に関する重要事項の審議、防災に関する重要事項に関する内閣総理大臣及び防災担当大臣への意見の具申等を行う。

### 直下型地震

陸地を震源とする比較的浅い地震の通称。海のプレートの動きは、海溝型地震の原因となるだけでなく陸のプレートを圧迫し、内陸部の岩盤にもひずみを生じさせる。ひずみが大きくなると、内陸部の地中にあるプレート内部の弱い部分で破壊が起こる。こうして起こる地震は、海溝型の巨大地震に比べると規模は小さいが、局地的に激震を起こす。都市直下の浅いところを震源とする場合には大きな被害をもたらす。兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）はこれにあたる。

### 同報設備

**避難指示**等の緊急情報を、市民等に一斉かつ即時に伝えるための手段をいう。公園等に設置した無線スピーカーでの放送、事前登録されたメールアドレスやファックスへの配信等の方法がある。

### 東海地震

南海トラフ沿いで想定されている大規模地震（「南海トラフ地震」という。）のひとつで、駿河湾から静岡県の内陸部を想定震源域とするマグニチュード8クラスの地震。地震の発生を短期的に予知できる可能性があるとして、地殻変動や地震などの観測データに異常を確認した場合は、東海地震関連情報を発表していたが、平成29年11月から発表しないこととなった。

### 都市型水害

都市部では、地面が道路舗装やコンクリートで覆われているため、降った雨が地面にしみ込まずに大部分が河川に流れ込む。このため、強い雨が短時間に降ると、河川や水路の水位が急激に上昇して氾濫

しやすくなる。また、下水溝、用水溝でも排水機能が追いつかなかつたり、河川から逆流したりして浸水する。これを都市（型）水害と呼ぶ。

### 土砂災害警戒区域・特別警戒区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律により指定される区域である。

土砂災害警戒区域では警戒避難体制の整備等が行われ、土砂災害特別警戒区域では開発行為の制限や建築構造の構造規制等が行われる。

### 土砂災害警戒情報

大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が**避難指示等**を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報のことである。

土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害の内、**避難指示等**の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。しかし、土砂災害は、それぞれの斜面における植生・地質・風化の程度、地下水の状況等に大きく影響されるため、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定することはできない。また、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等は、土砂災害警戒情報の発表対象とはしていない。

### トリアージ

災害や事故の時、多数の傷病者が同時に出た際に、早期に治療を要する重症患者を発見し、早期に適切な治療を受けさせることで、より多くの人命を救うことを目的として傷病の程度や治療の優先順位の判定をすることをいう。本来は戦場での負傷者の傷病の程度を判定するために使われていた言葉である。

## 【な行】

### 内水はん濫

大きな河川の水位が上昇したために、そこに流れ込む水路の水が行き場を失って、宅地等に逆流したり、宅地等に降った大雨が、水路や下水道に排水しきれずに、水が溜まることをいう。

### 南海トラフ地震

駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域として概ね 100～150 年間隔で繰り返し発生してきた大規模地震で、前回の南海トラフ地震（1944 年の昭和東南海地震及び 1946 年の昭和南海地震）が発生してから 70 年以上が経過した現在では、次の南海トラフ地震発生の切迫性が高まってきている。また、南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等は「南海トラフ地震に関連する情報」の発表を行っている。

## 【は行】

### ハザードマップ

災害による被害を予測し、その被害範囲を地図にまとめたものである。

最近では避難場所や避難経路などを書き込んだものもハザードマップとよんでおり、水防法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、地震防災対策特別措置法により、洪水、内水、土砂災害、地震・津波・高潮に対するハザードマップを自治体が作成している。

### 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる**氾濫**の恐れがある水位をいう。以前は、「危険水位」と呼ばれていたが、「洪水等に関する防災情報体系の見直し実施要綱」に準じて、平成 19 年 4 月からは防災用語としては「**氾濫危険水位**」と表現している。

### 氾濫注意水位

水害の発生に備えて、水防法で定める水防管理団体が出動する目安になる水位である。以前は、「警戒水位」と呼ばれていたが、「洪水等に関する防災情報体系の見直し実施要綱」に準じて、平成 19 年 4 月からは防災用語としては「**はん濫注意水位**」と表現している。



### 被災建築物の応急危険度判定

応急危険度判定は、大地震により被災した建築物を調査し、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定することにより、人命にかかわる二次的災害を防止することを目的として行われる。

その判定結果は、建築物の見やすい場所に表示され、居住者はもとより付近を通行する歩行者などに対してもその建築物の危険性について情報提供するものである。これらの判定は建築の専門家が個々の建築物を直接見て行われる。

### 被災者生活再建支援制度

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援するものである。

### 被災宅地危険度判定

災害対策本部が設置されるような大規模な地震又は大雨等によって、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、要請を受けた被災宅地危険度判定士が危険度判定を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することにより、宅地の二次災害を軽減・防止し住民の安全を確保することを目的として行われる。

### BCP（事業継続計画）

Business Continuity Planの略で、地震などの災害や事故・事件などが起きた場合に、企業が、従来の防災対策に加え、中核事業の継続・早期復旧を図るために平常時に行うべき活動並びに緊急時（災害時）の対応方法、手段などを事前に取り決めておく計画のことである。

### 避難行動要支援者

災害時要配慮者のうち災害時に自ら避難することが困難で、円滑な避難のために特に支援を要する人をいう。

### 避難指示

災害対策基本法、水防法等に基づき市町村長等が住民に対し、被害の危険が切迫したときに避難のための立ち退きをより強く促すために発令する情報である。

### 高齢者等避難

事態の推移によっては避難指示を発令することが予想される場合に、避難のための準備や避難活動に時間を必要とする災害時要配慮者等の避難を開始するために、市町村長が住民に対し発表する情報である。

### 避難判断水位

避難の必要も含めて氾濫に対する警戒を要する水位である。指定河川では、避難判断水位に到達し、さらに上昇が見込まれる場合、あるいは一定時間後には氾濫危険水位に到達が見込まれる場合に、〇〇川氾濫警戒情報（洪水警報）を発表する。

### 福祉避難所

災害発生後に、障がい者や心身に衰えのある高齢者、乳幼児等、避難所での生活において特別な配慮（身体的ケアやコミュニケーション支援等）を必要とする方々を收容し保護する施設のことである。

### 防災会議

自治体の防災対策を推進するために、都道府県知事、市町村長を会長として、地域の防災関係機関の代表者によって組織された会議で、地域防災計画の策定や災害情報の収集等を行う。

### 防災基本計画

災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する国の防災に関する基本的な計画のことである。

# 松戸市地域防災計画

風 水 害 等 編

(令和5年度修正)

<追加修正分>

松戸市防災会議

(2) 気象警報等の伝達

松戸市域の風水害に関わる気象警報等が発表された場合、本部事務局危機管理課長は、速やかに本部長（市長）、副本部長（副市長）等にその旨を伝達する。

【資料編 風水害関係の気象警報・注意報の発表基準】

ア 勤務時間外の措置

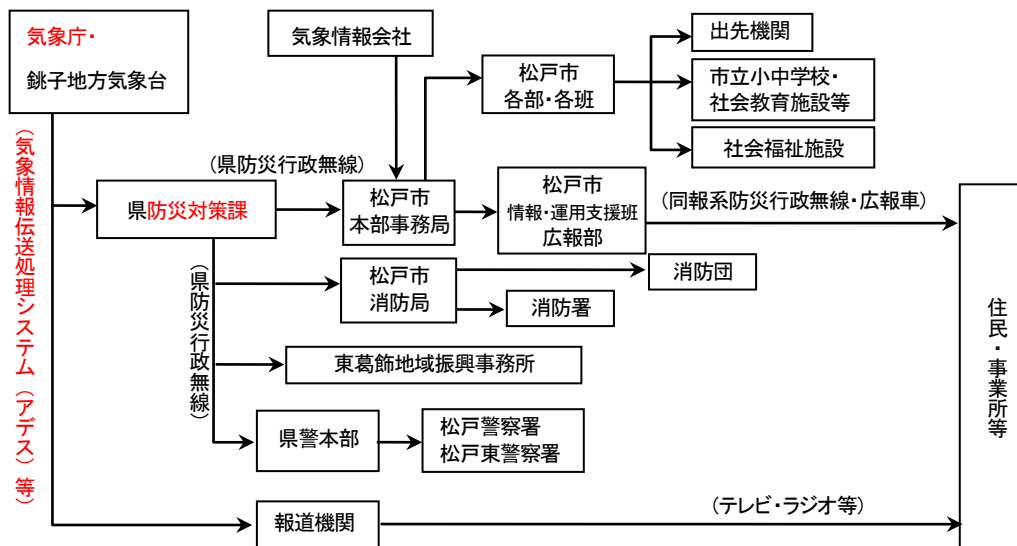
本部事務局は、配備前の段階から、気象情報会社等の提供情報を監視し、配備基準に該当する場合は、速やかに関係者等にその旨を連絡する。

イ 住民への伝達

総務班は、状況に応じて、同報系防災行政無線、松戸市安全安心メール、広報車の巡回等によりその旨を広報する。また、土砂災害警戒情報が発表された場合は、必要に応じて自主防災組織等と連携して、土砂災害危険箇所の住民等への伝達を迅速かつ確実に行う。

ウ 学校、社会福祉施設等への伝達

各部・各班は、所管する出先機関への伝達を行う。また、教育2部は教育施設へ、福祉1・2部は社会福祉施設への伝達を行う。



〈気象警報等の伝達系統〉

(3) 水防警報の伝達

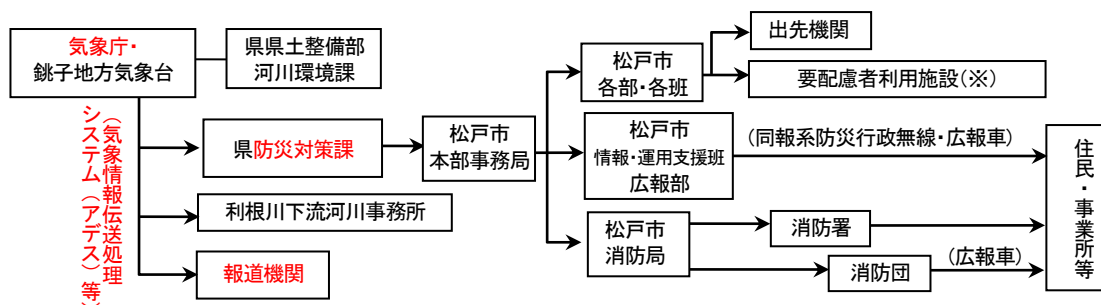
江戸川、坂川、新坂川の水防警報は、松戸市水防計画に基づいて伝達する。

(4) 洪水予報、水位周知情報の伝達

江戸川の洪水予報、又は利根運河、坂川、坂川放水路、新坂川、真間川の水位周知情報が発表された場合、建設部は、各部・各班と連携して、浸水想定区域内の住民や要配慮者関連施設の管理者等にその旨を連絡する。

〈洪水予報等のレベルと行動等の対応〉

洪水の危険のレベル	洪水予報の標頭 [洪水予報の種類]	水位の名称	市・住民の行動等
レベル5	はん濫発生情報 [洪水警報]	(はん濫発生)	逃げ遅れた住民の救助等 新たにはん濫が及ぶ区域の住民の避難誘導
レベル4	はん濫危険情報 [洪水警報]	はん濫危険水位	住民の避難完了



〈土砂災害警戒情報の伝達系統〉

(※)土砂災害危険箇所内の高齢者、障害者、乳幼児その他の防災上の配慮を有する者が利用する施設

(6) 被害情報の収集

各部・各班及び防災関係機関は、所管する施設や地域に関して、被害の有無・規模及び対策実施上必要な事項を直ちに情報収集し、情報・運用支援班に報告する。

また、職員が参集途上において次の状況を確認した場合、緊急の対策を要する情報（死者・重傷者の発生、河川の決壊等）は直ちに、その他の情報は随時、情報・運用支援班に報告する。

【資料編 被害等の記録・処理票】

〈風水害等の初期に把握すべき主な事項〉

- ① はん濫（地区名、浸水深、ながれの方向等）
- ② 建物の被害（倒壊、全壊、流失、床上・床下浸水、地下階の水没等の発生箇所）
- ③ 人的被害（死者、重症者、行方不明者、生き埋め者等の発生地区）
- ④ 避難状況
- ⑤ 土砂災害（斜面・盛土の異常、がけ崩れ等の発生箇所）
- ⑥ 風害（強風による飛散・転倒落下・倒壊物等の発生箇所）
- ⑦ 河川災害（堤防、護岸等の損壊箇所、溢れた箇所）
- ⑧ 道路の被害・機能障害（橋梁・トンネル・盛土等の被害、倒壊・落下物・がけ崩れ、浸水等による通行障害、渋滞等の発生箇所）
- ⑨ ライフラインの被害・機能障害（電柱の倒壊、停電等の発生箇所等）
- ⑩ 公共交通機関の運行状況、帰宅困難者の発生状況
- ⑪ 重要施設（庁舎、支所、消防局、消防署、消防団、学校、病院、公園等）、危険物施設等の被害
- ⑫ その他重大な被害

〈情報収集方法〉

収集方法	備考
公共施設及び周辺の様子の目視	
住民等からの通報の受付	
職員が参集途上で見聞した情報	カメラ付携帯電話等で映像等も収集
関係機関との情報交換	警察、ライフライン関係機関等
協定団体等への情報収集の要請	災害協定に基づく民間ヘリコプター、タクシー会社、バス会社への要請。アマチュア無線愛好家への協力要請等

【資料編 災害協定一覧】

【資料編 防災関係機関等連絡先一覧】

議案第 2 号

## 令和 5 年度松戸市総合防災訓練について

### 【概要】

- 令和 5 年 1 1 月 1 1 日（土）9 時から 1 2 時まで（予定）
- 訓練会場は小金北中学校
- 訓練想定 松戸市直下地震 マグニチュード 7.1 最大震度 6 強（松戸）
- 避難所開設・運営訓練等（近隣町会との体験型訓練）
- 展示体験型訓練（関係機関、協定締結団体）
- 物資供給訓練（協定締結団体）

### 1 実施日時

令和 5 年 1 1 月 1 1 日（土）9 時 0 0 分から 1 2 時 0 0 分まで（予定）

### 2 実施場所

- (1) 訓練会場 : 松戸市立小金北中学校
- (2) 物資供給訓練 : 協定締結団体による訓練会場への物資供給

### 3 訓練概要

- (1) 屋内において、避難所直行職員、近隣町会が連携した体験型の避難所開設・運営訓練を行う。
- (2) 屋外において、関係機関及び協定締結団体による展示体験型訓練、物資供給訓練を行う。

### 4 令和 5 年度の重点項目

- (1) 市民一人ひとりが、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動等をとるとともに、避難所運営に関する知識と技術の向上を図る。
- (2) 地域を担う各世代に対し防災教育の重要性及び役割等について理解してもらい、大規模災害時には地域力となれるよう、災害後の一場面を訓練にて体験し防災意識の向上を目指す。
- (3) 本訓練を通じて、災害時における各防災関係機関や協定締結団体との連携強化を図る。

## 5 令和4年度総合防災訓練検証結果

- (1) 感染症に配慮した避難所開設・運営訓練により、避難者を受け入れる際に、感染対策に講じた対応能力及び感染予防に対する知識の向上が図れた。
- (2) メイン会場がペット同行避難所として、指定されている会場であり、実際にペットと共に避難を想定した訓練により受け入れ態勢の強化に繋がった。
- (3) 物資供給訓練にて、物資の集配及び供給により協定締結団体と連携強化が図れた。
- (4) MCA無線通信訓練において通信機器の取り扱い要領を習熟した。
- (5) 協定締結団体の協力により、初の試みとしてドローン（無人航空機）を活用した訓練風景の動画を撮影し広報を強化した。

○避難所の受け入れ



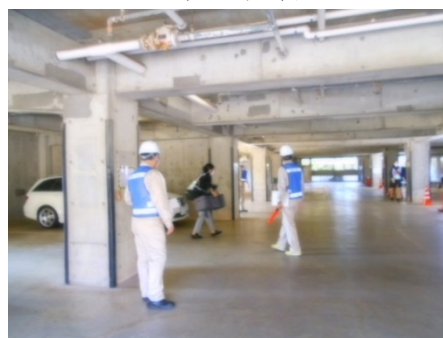
○避難所開設・運営



○物資供給



○ペット同行



○ドローン飛行



## 議案第 3 号

## 松戸市防災会議委員の委嘱について

## 【概要】

本市として、近年激甚化・甚大化する風水害等の自然災害に備え、防災力を向上させるため、防災会議委員として銚子地方気象台長の委嘱について、可否を問うもの。

## 1 松戸市防災会議条例との関係

松戸市防災会議委員および委員の定数については、松戸市防災会議条例第 3 条第 5 項で規定され、銚子地方気象台長については、同項第 1 号の「指定の地方行政機関の職員」に該当する。

現在、同項第 1 号の「指定地方行政機関の職員については、国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所長様等 3 名を委嘱させていただいているところであるが、松戸市防災会議条例では 4 人以内と規定されているため、銚子地方気象台長を防災委員に委嘱することに問題ない。

## 2 銚子地方気象台長を防災会議委員に委嘱する効果

## (1) 市職員の気象情報等に関する知識の向上

- ・ 台風・線状降水帯等の災害に発展するおそれのある気象情報の早期収集
- ・ 近年、激甚化、甚大化する風水害への備えとして、職員に対する知識・経験を活かした講話による市職員の気象情報等の防災知識の向上が期待できる。

## (2) 本市の地域防災力の向上

銚子地方気象台長の有する知識、経験を松戸市地域防災計画等に反映させることにより、市全体の防災力の向上が期待できる。

## 3 その他

千葉県をはじめ、複数の自治体において、防災会議委員として委嘱を受けている。

報告事項 ア

## 令和 4 年度災害対応について

## 【風水害】

No.	発生 月日	発生 原因	気象情報	降雨量 (mm)		瞬間 最大 風速 (m/s)	被害状況	対応体制等
			注意報	時間最大	観測署			
			警 報	総雨量				
1	8/13	台風 8号	大雨 雷 強風 波浪 洪水	7.0	八ヶ崎 /東部	21.9	道路側溝溢水 1件 街路樹枝落下による歩道封鎖 1件	情報体制等強化
				25.0	六実			
2	9/8	大雨	雷 濃霧	49.5	馬橋	9.2	道路冠水 1件	情報体制等強化
			大雨 洪水	65.5	大金平			

※風水害における情報体制等強化の回数は4回のうち、被害があったのは2回でした。



## 災害時応援協定の新規締結について

### 【概要】

下記のとおり 7 団体と 7 件の協定を締結しました。

- 大規模水害時における施設等の提供協力に関する協定【3 団体 3 件】
- 災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定【1 団体 1 件】
- 災害時における無人航空機による支援活動に関する協定【1 団体 1 件】
- 災害時におけるキャンピングカーの貸出しに関する協定【1 団体 1 件】
- 災害時における物資の供給に関する協定【1 団体 1 件】

### 1 新たに締結した協定（令和 4 年 5 月 26 日～令和 5 年 5 月 25 日）

- (1) 大規模水害時における施設等の提供協力に関する協定  
SK ビルディング(株)様：令和 4 年 9 月 1 日締結  
トラスコ中山(株)様及び (株)サントロペ様：令和 4 年 9 月 30 日締結
- (2) 災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定  
佐川急便(株) 東関東支店様：令和 4 年 9 月 30 日締結
- (3) 災害時における無人航空機による支援活動に関する協定  
(株)昭和精機様：令和 4 年 11 月 21 日締結
- (4) 災害時におけるキャンピングカーの貸出しに関する協定  
キャンピングカー(株)様：令和 4 年 12 月 26 日締結
- (5) 災害時における物資の供給に関する協定  
(株)アイリスプラザユニディカンパニー様：令和 5 年 4 月 1 日締結

### 2 今後の予定

- (1) 災害時における医薬品等の供給に関する協定  
岩渕薬品(株)様
- (2) 災害時における外国人支援に関する協定  
(一社) 国際交流協会様

## 特殊災害対応訓練について

### 【概要】

- 特殊災害とは大規模な災害により要救助者が多数発生し、救助、救急活動が極めて困難な災害、また、航空機や鉄道、化学災害や生物剤による事故及びテロにより多数の傷病者が発生した災害。
- 消防局と関係機関が協力して安全、確実、迅速に負傷者の救出、救護、搬送等の一連の活動について連携強化を図り、各機関の活動について共通の認識を持つとともに、災害活動に万全を期することを目的。

### 1 令和5年度特殊災害対応訓練（案）

#### (1) 目的

この訓練は、多数傷病者発生時の初動対応能力向上を目的とする。

#### (2) 訓練想定

直下型地震の影響により、多数の傷病者が発生したもの

#### (3) 実施日時

令和5年10月18日（水）9時30分から11時30分まで

#### (4) 実施場所

千葉県松戸市八ヶ崎四丁目50番地の3 松戸市消防訓練センター

#### (5) 訓練参加機関（※予定）

- ア 千葉県警察松戸警察署
- イ 千葉県警察松戸東警察署
- ウ 千葉県警察警備部第三機動隊
- エ 松戸市立総合医療センター
- オ 千葉西総合病院
- カ 松戸市危機管理課
- キ 松戸市立総合医療センター看護学校
- ク 松戸市消防局（主催）

#### (6) 訓練内容

- ア 警察・消防による救出、救助及び応急救護活動
- イ 関係機関合同による指揮本部運用
- ウ 多数傷病者発生時における傷病者管理
- エ 医療機関による傷病者の救護、病院搬送
- オ 危機管理課による関係機関連絡調整活動

## 2 訓練実績

### (1) 令和4年度 (R4.10.12)

#### ア 訓練想定

千葉県北西部を震源とした直下型地震の影響により、多数の傷病者が発生したもの（ブラインド型訓練）

イ 千葉県警察（松戸警察署・松戸東警察署・第三機動隊）、市立総合医療センター、千葉西総合病院、危機管理課及び松戸市消防局 計170名

### (2) 令和3年度（中止）

### (3) 令和2年度 (R2.10.2)

#### ア 訓練想定

集客イベント時に発生したガス爆発災害（松戸運動公園）

#### イ 参加関係機関

千葉県警察（松戸警察署・松戸東警察署）、市立総合医療センター、千葉西総合病院、危機管理課及び松戸市消防局 計148名

## 医療部会からの報告について

### 【概要】

#### ○ 令和5年度松戸市救護本部運営図上訓練

- ・ 日 時：令和5年8月20日（日曜）午前
- ・ 場 所：中央保健福祉センター 2階 集団指導室

#### ○ 災害時の在宅療養患者（電源利用者）への支援体制構築事業

- ・ 災害時の停電により生命・健康の維持に深刻な影響を受ける在宅療養患者に対する支援体制の構築を実施

### 1 令和5年度松戸市救護本部運営図上訓練

- (1) 実施日時 令和5年8月20日（日曜）午前
- (2) 実施場所 中央保健福祉センター 2階 集団指導室
- (3) 参加者 松戸市医師会、松戸歯科医師会、松戸市薬剤師会、災害医療協力病院、松戸保健所、市立総合医療センター、市職員
- (4) 訓練内容
  - ① 救護本部設営訓練
  - ② ロールプレイング訓練
    - ― EMIS、MCA無線機等からの情報の収集・処理
    - ― 対策立案
    - ― 本部内・関係機関への情報共有

### 2 災害時の在宅療養患者（電源利用者）への支援体制構築事業

- (1) 事業実施の背景
  - 在宅療養患者は、災害時等の停電により生命・健康の維持に深刻な影響を受ける。災害時には、平時の医療機関、介護・医療事業者、医療機器メーカー等による支援が遅延・不足することが考えられ、緊急性の高い患者に対して、平時の医療・ケアが災害時にも行えるような支援体制の構築、患者自身の備えの強化が喫緊の課題である。
- (2) 事業内容
  - 以下4つの取組みを柱に、多様なステークホルダーと連携し、在宅療養患者（電源利用者）への支援体制の構築を目指す。
    - ① 効率的な安否確認と支援へのつなぎ
    - ② 個別避難計画の作成
    - ③ 支援拠点の設置・福祉避難所での受入れ
    - ④ 自助・共助の強化

# 在宅療養患者（電源利用者）への支援の仕組み

- ❖ 在宅療養患者（人工呼吸器装着者、在宅酸素利用者、吸引器利用者等）は、災害時等の停電により生命・健康の維持に深刻な影響を受ける。
- ❖ 災害時には、平時の医療機関、介護・医療事業者、医療機器メーカー等による支援が遅延・不足することが考えられ、緊急性の高い患者に対して、平時の医療・ケアが災害時にも行えるような支援体制の構築、患者自身の備えの強化が喫緊の課題である。
- ❖ 以下4つの取組みを柱に、多様なステークホルダーと連携し、在宅療養患者（電源利用者）への支援体制の構築を目指す。

## 以下の対応を行政・医師会・事業者・メーカー等が連携して推進

人工呼吸器装着者

在宅酸素利用者

吸引器等電源利用者

**I** 効率的な安否確認  
支援へのつなぎ

行政、事業者、メーカーが連携した効率的な安否確認  
(安否確認情報の相互共有、市との連携)

**II** 個別避難計画作成

- ・対象者の把握（名簿作成）
- ・個別避難計画作成

**III** 支援拠点の設置  
福祉避難所での  
受入れ

福祉避難所

HOTセンター

充電スポット等

**IV** 自助・共助の強化  
(補助・啓発等)

非常用電源等

※補助制度R4補助開始

酸素ボンベ・呼吸法等

手動・足踏み式・電池式

地域の中での支え合い